

社会保障・福祉政策の動向と対応

～ともに生きる豊かな福祉社会をめざして～

政策動向

平成 28 年度 No.7/2017.2.17 政策委員会幹事会

新着情報

《概要版》

◇政策トレンド			P1
◇改革工程表	社会保障・福祉制度改革等の工程表（主な事項）		P7
【社会保障・財政】	➢ 地域共生社会の実現「当面の改革工程」：とりまとめ	2017.2.7	P9
	➢ 「平成 29 年度税制改正の大綱」：閣議決定	2016.12.22	”
	➢ 社会保障制度改革推進本部：今後の社会保障改革	2016.12.22	P10
【経済・成長政策】	➢ 経済財政諮問会議（平成 29 年第 1 回）：今後の検討課題	2017.1.25	P12
【規制改革】	➢ 医療・介護・保育ワーキング・グループ（第 8 回）	2017.1.31	P14
	➢ 規制改革推進会議（第 9 回）：規制改革ホットライン等	2017.1.26	P18
【地方分権】	➢ 国家戦略特別区諮問会議（第 27 回）：追加の規制改革事項等	2017.1.20	P20
	➢ 国家戦略特区ワーキンググループ：待機児童対策	2016.12.22	”
【社会福祉法人等】	➢ 社会福祉法人制度改革の関係通知等：準備進捗状況等	2017.2.6	P22
	➢ 地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会	2017.1.30	P23
	➢ 平成 28 年度民生委員・児童委員一斉改選結果：公表	2017.1.16	P24
	➢ 成年後見制度利用促進委員会	2016.12.20	P25
【高齢者】	➢ 地域包括ケアシステム強化法案（介護保険法等改正法案）：閣議決定	2017.2.7	P29
	➢ 社会保障審議会介護給付費分科会（135 回）：平成 29 年度報酬改定	2017.1.18	P30
	➢ 社会保障審議会療養病床等の在り方等に関する特別部会：議論の整理	2016.12.20	P32
	➢ 「平成 29 年度介護報酬改定に関する審議報告」	2016.12.19	”
【障害者】	➢ これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会：とりまとめ案	2017.2.8	P35
	➢ 「障害福祉サービス事業所等の第三者評価の実施について」：通知発出	2017.2.2	P37
	➢ 社会保障審議会障害者部会（第 83 回）：障害福祉計画等	2017.1.6	”
【子ども・家庭】	➢ 「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」等の開催	2017.2.13	P41
	➢ 子ども・子育て会議（第 30 回）・基準検討部会（第 33 回）合同会議：処遇改善等	2017.2.8	P43
	➢ 保育所等利用待機児童数調査に関する検討会	2017.1.16	P44
	➢ 保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ	2016.12.21	P45
	➢ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂	2016.12	P47
【生活困窮】	➢ 生活保護受給者の宿泊施設及び生活支援の在り方に関する意見交換会	2017.2.13	P50
	➢ 生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果（28 年 12 月）	2017.2.10	”
	➢ 社会保障審議会生活保護基準部会（第 28 回）：平成 29 年度検証	2017.1.25	P51
	➢ 生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会	2017.1.23	P53
	➢ 生活保護受給者の健康管理支援等に関する検討会	2017.1.18	P55
	➢ 福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会	2016.12.22	”
【予算】	➢ 平成 29 年度予算案：閣議決定	2016.12.22	P57
【人材確保】	➢ 社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会	2017.2.7	P63
	➢ 働き方改革実現会議：同一賃金同一労働・長時間労働是正	2017.2.1	”

目次

◇政策トレンド		P 1
◇改革工程表		P 7
[分類・事項]		
1. 社会保障・財政・税制	【社会保障】	P 9
2. 経済・成長政策	【経済政策】	P 12
3. 規制改革・行財政	【規制改革】	P 14
4. 地方分権改革	【地方分権】	P 20
5. 社会福祉法人等	【社会福祉法人等】	P 22
6. 高齢者	【高齢者】	P 29
7. 障害者	【障害者】	P 35
8. 子ども・家庭福祉	【子ども・家庭】	P 41
9. 生活困窮・生活保護	【生活困窮】	P 50
10. 予算	【予算】	P 57
11. 人材確保	【人材】	P 63
12. 災害対策	【災害対策】	P 70
13. その他	【その他】	P 71
政策委員会要望書	要望書	P 73

平成 28 年

- ◆4月21日 社会福祉法人制度改革に関する要望書
- ◆5月20日 平成28年熊本地震の被災地支援・復興に関する要望
- ◆6月9日 平成29年度社会福祉制度・予算・税制等に関する要望書
- ◆7月27日 「一億総活躍社会」の実現のための緊急要望
- ◆10月6日 地域における生活支援の強化～総合的なセーフティネットの再構築～
- ◆10月19日 平成29年度社会福祉制度・予算・税制等に関する重点要望

政策トレンド

【社会保障・財政・税制】

◆地域共生社会の実現「当面の改革工程」

2月7日：厚生労働省の「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部は、「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」をとりまとめ・公表した。

「地域共生社会」の実現に向けて、地域課題の解決力の強化、地域を基盤とする包括的支援の強化、地域丸ごととのつながりの強化、専門人材の機能強化・最大活用といった改革の骨格とともに、2020年代初頭の全面展開に向けた工程が示されている。

今後、改革の骨格の方向性を踏まえて、まずは、平成29年の制度改正において、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法、社会福祉法を一体として、「地域共生社会」の実現に向けた『我が事』・『丸ごと』の取組を進めるための改正法案を提出する。その上で、平成30年以降の制度改正と報酬改定において、全国的な体制整備を進めるための措置を講じる。並行して、専門人材の養成課程の見直しを進める。(P9)

⇒2020年代初頭の『我が事』・『丸ごと』の全面展開に向け、工程にそって改革を着実に実施するとしており、施策の具体化に向けた議論と制度内容を把握・検証し、対応をはかる必要がある。

◆「平成29年度税制改正の大綱」：閣議決定

12月22日：政府は、「平成29年度税制改正の大綱」を閣議決定した。我が国経済の成長力の底上げのため、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを行うとともに、経済の好循環を促す観点から研究開発税制及び所得拡大促進税制の見直しや中小企業向け設備投資促進税制の拡充等を行うとしている。

保育の受け皿の整備等を促進するための税制上の所要の措置や社会福祉法人等への現物寄附へのみなし譲渡所得税等特例措置適用の承認手続の簡素化等が盛り込まれている。

12月8日：与党(自由民主党、公明党)は、平成29年度税制改正大綱を決定した。公益法人等課税については、「非収益事業について民間競合が生じているのではないかと指摘がある一方で、関連制度の見直しが行われており、その効果をよく注視する。あわせて、収益事業への課税において、軽減税率とみなし寄附金制度がともに適用されることが過剰な支援となっていないか」といった点について実態を丁寧に検証しつつ、課税のあり方について引き続き検討を行う」とした。(P9)

⇒公益法人等課税については、社会福祉法人制度改革の実行状況をよく検証すること、また「課税のあり方について引き続き検討を行う」とされた。平成30年度以降の税制改正における法人税引き下げの代替財源の確保と公益法人課税の議論を引き続き把握・対応する必要がある。

◆社会保障制度改革推進本部：今後の社会保障改革

12月22日：「平成29年度の社会保障の充実・安定化等について」の了承とともに、「今後の社会保障改革の実施について」を決定した。平成29年度の社会保障の充実・安定化については、消費税引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向けるとし、社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、平成29年度の増収額8.2兆円の振り分けを示した。

(P10)

⇒今後の社会保障改革の実施については、「今後とも、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革を推進していく」としており、施策の具体化と平成30年度以降の予算編成を把握・検証し、対応をはかる必要がある。

【経済・成長政策】

◆経済財政諮問会議(平成 29 年第 1 回):今後の検討課題

1 月 25 日:中長期の経済財政の展望と再生や経済財政諮問会議の今後の検討課題について議論した。今後の検討課題について有識者議員は、2017 年の経済財政諮問会議では、これまでの取組と成果のレビューの上に立って、足らざる点については取組を一層強化し、デフレ脱却・経済再生を実現する必要があるとして、アベノミクス 4 年間の成果と今後取り組むべき重点課題を示した。(P34)

⇒社会保障改革におけるガバナンスの強化等の着実な改革推進や財政健全化(歳出)への取組強化が重点課題とされている。社会保障・社会福祉関連の改革事項と今後の改革の具体的な内容、その財源確保について把握・検証する必要がある。

【規制改革】

◆規制改革推進会議 医療・介護・保育ワーキング・グループ

規制改革推進会議は、当面の重要事項(規制改革実施計画のフォローアップを含む)を決定し、平成 29 年 6 月までの約 1 年間でサイクルとして審議を進め、答申をとりまとめる。

当面の重要事項として、介護サービス改革が掲げられ、介護サービスの多様化(介護保険給付と自己負担の組合せをより柔軟に)と担い手の多様化(特養の担い手の拡大等)が具体的な事項とされている。

医療・介護・保育ワーキング・グループでは、①介護サービスの利用者がより良い選択を行えるための情報開示と第三者評価、②介護サービスの多様な選択(保険給付と保険外サービスの柔軟な組合せ等)について継続的に議論が行われている。(P51、P55)

⇒平成 31 年 7 月 31 日までを設置期間とし、経済に関する基本的かつ重要な政策に関する施策を推進する観点から、内閣総理大臣の諮問に応じ、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制のあり方の改革に関する基本的事項を総合的に調査審議するとしている。議論の内容を適切に把握・分析し、意見・課題提起と対応をはかる必要がある。

【地方分権】

◆国家戦略特別区諮問会議(第 27 回):追加の規制改革事項等

1 月 20 日:区域計画の認定及び重点分野・課題に係る規制改革事項の追加等について議論した。規制改革事項の追加について、今国会に提出する特区法改正法に盛り込む事項が示された。

改正法に盛り込まれる事項としては、小規模認可保育所における対象年齢の拡大、都市公園内における保育所等の設置(特区措置から全国措置へ)等がある。

また、議論が続いている事項としては、多様な実施主体による年 3 回目の保育士試験の実施等が示されている。(P62)

⇒残された岩盤規制改革の断行(「重点 6 分野」の推進)として、医療・福祉・教育分野等での「官民のイコールフットィング」(株式会社立の各種施設の参入など)等を掲げ、重点的・集中的に実現に向けた審議を進めるべきとされている。とくに、待機児童対策として、①「保育支援員」の創設、②保育に従事する人員の配置基準の緩和、③保育所等の面積基準の緩和、④その他採光などの設備基準の緩和、⑤「保育の質」「保育士の処遇改善」の「見える化」、が具体的に提案されている。議論の状況等を把握・分析し、緩和等による影響と課題を整理し、対応をはかる必要がある。

【社会福祉法人等】

◆社会福祉法人制度改革の関係通知等:準備進捗状況等

2月6日:事務連絡「改正社会福祉法の施行に向けた準備進捗状況等調査(平成29年1月20日時点)の結果等について」が発出された。「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項等について」等に関するQ&Aの改訂があわせて付されている。

1月24日:通知「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準について」と「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に基づく別に定める単価等について」等が発出された。(P70)

⇒社会福祉法等改正法の平成29年4月施行事項への対応をはかる必要がある。また、施行に向けた準備等を進めるなかでの課題や施行後のフォローアップ等をもとに、引き続き、全社協関係組織からの意見・要望と具体的な提案をしていく必要がある。

◆地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域力強化検討会)

「地域力強化検討会中間とりまとめ～従来の福祉の地平を超えた、次のステージへ～」(12月26日)が示された。厚生労働省は、中間とりまとめを踏まえ、通常国会に提出した地域包括ケア強化法案の中で、社会福祉法の改正を盛り込み、「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進する体制づくりを市町村の役割として位置付ける。

第5回会議(1月30日)では、住民に身近な圏域での「我が事」の地域づくりと今後の進め方について協議した。(P71)

⇒中間とりまとめと今後の議論及び施策・制度の具体化の内容を把握・検証するとともに、社会福祉法人・福祉施設と社協としての提言と課題提起を図る必要がある。

【高齢者】

◆地域包括ケアシステム強化法案:閣議決定

2月7日:「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」が閣議決定の後、国会に提出された。地域包括ケアシステムの深化・推進と介護保険制度の持続可能性の確保のための介護保険法の改正とともに、地域共生社会の実現に向けた取組の推進等を目的とする社会福祉法、障害者総合支援法、児童福祉法等の一括改正法案となる。

介護保険法の改正については、全市町村が保険者機能を発揮し自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化、利用者負担の見直し(2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする)、介護納付金への総報酬割の導入等が盛り込まれている。

地域共生社会の実現に向けた取組の推進等のため、市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化、高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付けること等が盛り込まれている。(P96)

⇒今後、法改正とあわせて、平成30年度に向けた基準・報酬の改定等の検討が介護給付費分科会等で進められる。議論の推移を把握・検証し、意見・課題提起と対応をはかる必要がある。

⇒社会保障審議会介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」(12月9日)では、介護予防・生活支援サービス事業等のあり方や軽度者に対する訪問介護における生活援助等は、引き続きの検証・検討課題とされた。これらの事項については、引き続き介護保険制度の見直しにおいて改めて議論されることが予想される事項である。今後の議論を把握・分析するとともに、高齢者(世帯)の生活の実態と福祉施設・事業所の経営状況をもとに、意見・課題提起と対応をはかる必要がある。

【障害者】

◆社会保障審議会障害者部会(第 83 回):障害福祉計画等

1月6日:平成30年度の次期計画の策定に向けて、障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針について、また、放課後等デイサービスと就労継続支援A型の運用の見直しを議論した。

障害児支援について、これまで放課後等デイサービスの質の向上を図るため、放課後等デイサービスガイドラインを活用した成果目標が検討されていたが、基本指針の成果目標ではなく、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」にガイドラインの遵守及び自己評価結果の公表を規定し、義務化を図る(平成29年4月施行予定)とされた。(P115)

⇒平成30年度と改正障害者総合支援法の施行と障害福祉サービス等の報酬改定に向けた議論が進められる今後の議論を把握・分析するとともに、障害者と障害児の福祉サービスの課題や計画、福祉施設・事業所の経営状況をもとに、意見・課題提起と対応をはかる必要がある。

【子ども・家庭】

◆「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」等の開催

厚生労働省は、児童福祉法の改正(平成28年5月27日)等を踏まえ、新たな社会的養護のあり方、児童相談所等の専門性の強化、市区町村の支援業務のあり方、児童虐待対応における司法関与と特別養子縁組制度の利用促進のあり方等の検討を行う検討会を設置・開催している。

1. 新たな社会的養護の在り方に関する検討会
2. 児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会
3. 子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ
4. 市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ (P140)

⇒児童福祉法等の改正にともない「社会的養護の課題と将来像」(平成23年7月)の全面的な見直しなどが予定されている。社会的養育の在り方などに関する今後の議論の状況等を把握・分析し、意見・課題提起と対応をはかる必要がある。

◆子ども・子育て会議(第30回)・基準検討部会(第33回)合同会議:処遇改善等

2月8日:平成29年度の子ども・子育て支援制度に関する予算案の状況などをもとに、技能・経験に応じた保育士等の処遇改善等について、公定価格での対応等を議論した。

平成28年度の企業主導型保育事業助成決定一覧(第11回まで)や国家戦略特区ワーキンググループで検討中の小規模保育事業の入園対象年齢の拡大等についても報告された。(P142)

⇒平成29年度からの全ての保育士等を対象とした2%の処遇改善と副主任保育士・専門リーダー(仮称)や職務分野リーダー(仮称)の技能・経験に応じた処遇改善等について、保育現場での処遇改善が適切にはかれるよう、公定価格の算定要件の検証と保育現場での取組状況を把握・検証し、対応する必要がある。

◆保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ/幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂

12月21日:社会保障審議会児童部会 保育専門委員会において「保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ」が了承された。今後、解説書の作成が進められるとともに、平成28年度内に大臣告示、1年間の周知期間において、平成30年度から施行予定である。

また、内閣府の「幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会」も12月に「幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する審議のまとめ」を行い、公表した。今後、中央教育審議会・社会保障審議会における議論との整合性を確保しつつ、具体的な改訂案をまとめ、平成28年度内に大臣告示、1年の周知期間において平成30年度から施行予定である。(P144、146)

⇒保育所保育指針改定のとりまとめでは、保育所が果たす社会的な役割の高まりを踏まえ、「今回改定される保育指針が保育所保育の質の一層の向上の契機となり、保育所で働く保育士等はもちろん、保育に関わる幅広い関係者にもその趣旨が理解され、全ての子どもの健やかな育ちの実現へとつながる取組が進められていくことが重要である」としており、保育の質の向上に向けた取組と意見・課題提起と対応をはかる必要がある。

【生活困窮】

◆生活保護受給者の宿泊施設及び生活支援の在り方に関する意見交換会

厚生労働省は、無料低額宿泊所等の中には、劣悪な住居を提供し高額な利用料を徴収するなど、いわゆる「貧困ビジネス」との指摘を受けるような事例も存在する状況等を踏まえ、生活保護受給者の宿泊施設及び生活支援の在り方をテーマに、関係者による意見交換会を開催している。

これまでの無料低額宿泊所等への取組の経緯や社会保障審議会生活保護基準部会報告書(平成27年1月9日)をもとに会議を進めている。(P177)

⇒無料低額宿泊施設等の現状・課題や生活保護基準部会報告書における住宅と居住の質に応じた扶助特別基準設定等に関する意見等をもとに意見交換が進められている。無料低額施設等の生活環境の改善や支援の拡充などに向けて、今後の議論を把握していく必要がある。

◆社会保障審議会生活保護基準部会(第28回):平成29年度検証

厚生労働省は、生活扶助基準の5年に一度の検証(次回:平成29年)に向けた検討を進めている。生活扶助基準については、平成28年末までに各課題の検証手法について議論し、その後データ分析や消費関連データ等の分析に基づく検証の実施と見直しの方向性が検討されている。

1月23日:「平成29年度における生活保護基準の検証作業の進め方」(案)を確認した。(P178)

⇒生活扶助基準の検証とともに、平成30年度に向けて、生活保護法及び生活困窮者自立支援法の改正を平成29年度に検討が進められる予定である。議論の推移を把握し、生活保護制度とともに生活困窮者自立支援制度等の見直しに係る議論の推移を把握し、制度の見直しに向けて具体的な提案・要望をはかる必要がある。

◆生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会

厚生労働省は、社会保障審議会での議論の前段として、今後の生活困窮者自立支援のあり方等について論点整理を行うための検討会を設置・開催している。

生活困窮者自立支援法の附則に基づき、「経済・財政再生計画改革工程表」(平成27年12月24日)においては「2017年度の次期生活保護制度の在り方の検討に合わせ、第2のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度の在り方について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)」とされている。(P180)

⇒生活困窮者自立支援法の施行上の課題を中心に、今後の生活困窮者自立支援のあり方等に関して検討し、論点の整理を行うとしている。なお、検討会では、一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)を踏まえ、地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会での議論を念頭に置きつつ検討を進めるとしている。平成28年度の実施状況を踏まえ、関連する議論の内容を把握・分析し、課題提起と具体的な提言・要望を図る必要がある。

【予算】

◆平成 29 年度予算編成の基本方針：閣議決定

12月22日：▶政府は、過去最大の一般会計総額 97 兆 4,547 億円となる 29 年度予算案等を閣議決定した。平成 28 年度当初予算比で+7,329 億円(0.8%)であり、社会保障関係費については「経済・財政再生計画 改革工程表」にもとづく改革の 2 年目にあたり、医療・介護制度改革の着実な実行等により、平成 28 年度比で約 5,000 億円の増に抑えられた。

厚生労働省の一般会計は、30 兆 6,873 億円(平成 28 年度:30 兆 3,110 億円、1.2%増)となった。平成 29 年度予算は、「ニッポン一億総活躍プラン」が策定されてから初めての予算であり、「新三本の矢」、「働き方改革と生産性向上」に沿った施策に焦点を絞り、必要な予算を措置した。(P190)

⇒子ども・子育て支援新制度の実施(内閣府で要求)と社会的養護の充実や地域包括ケアシステムの構築等を内容とする平成 29 年度の「社会保障の充実」については、消費税 10%引上げ延期にともなう対応を検討する必要があるため事項要求の取り扱いとし、予算編成過程で検討された。また、一億総活躍社会の実現に向けた施策である保育士・介護人材(障害福祉人材を含む)の処遇改善等についても予算編成過程で具体化された。

2020 年度の財政健全化目標を堅持しつつ歳出改革を進めるとの方向性が示されており、平成 30 年度以降の社会保障・社会福祉の財源確保がどのように図られるか把握・分析するとともに、予算確保に向けた取組を進める必要がある。

【人材確保】

◆働き方改革実現会議

政府は、「ニッポン一億総活躍プラン」等を踏まえ、働き方改革の実現を目的とする実行計画の策定等の審議のため、働き方改革実現会議(議長:内閣総理大臣)を設置・開催している。同一労働同一賃金などの非正規雇用の処遇改善、働き方に中立的な社会保障制度・税制の在り方、障害者の就業環境整備の在り方等について議論を進めている。

2月1日:第6回会議では、同一労働同一賃金と長時間労働の是正について議論した(P206)

⇒政府は、同一労働同一賃金について、正規と非正規での賃金差の取扱いに関する実例を含んだガイドラインを定めるとしている。議論の推移を把握・検証し、福祉現場でのあり方と福祉人材の確保・育成・定着のための課題提起と提案・要望を図る必要がある。

1. 社会保障・財政・税制

《直近の動向》

➤ 2017.2.7 地域共生社会の実現「当面の改革工程」:とりまとめ

- ▶ 厚生労働省の「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部は、「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」をとりまとめ・公表した。
- ▶ 「地域共生社会」の実現に向けて、地域課題の解決力の強化、地域を基盤とする包括的支援の強化、地域丸ごとのつながりの強化、専門人材の機能強化・最大活用といった改革の骨格とともに、2020年代初頭の全面展開に向けた工程が示されている。
- ▶ 今後、改革の骨格の方向性を踏まえて、まずは、平成29年の制度改革において、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法、社会福祉法を一体として、「地域共生社会」の実現に向けた『我が事』・『丸ごと』の取組を進めるための改正法案を提出する。その上で、平成30年以降の制度改革と報酬改定において、全国的な体制整備を進めるための措置を講じる。並行して、専門人材の養成課程の見直しを進め、2020年代初頭の『我が事』・『丸ごと』の全面展開に向け、改革を着実に実施していくとしている。

「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)【概要】

「地域共生社会」とは

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

- ◆ 制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改革】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改革】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改革】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化:高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改革・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源(耕作放棄地、環境保全など)と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

平成29(2017)年:介護保険法・社会福祉法等の改正

- ◆ 市町村による包括的支援体制の制度化
- ◆ 共生型サービスの創設 など

平成30(2018)年:

- ◆ 介護・障害報酬改定:共生型サービスの評価 など
- ◆ 生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降:

更なる制度見直し

2020年代初頭:
全面展開

【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策(制度のあり方を含む)
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設 等

➤ 2016.12.22 「平成29年度税制改正の大綱」:閣議決定

- ▶ 政府は、「平成29年度税制改正の大綱」を閣議決定した。
- ▶ 我が国経済の成長力の底上げのため、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを行うとともに、経済の好循環を促す観点から研究開発税制及び所得拡大促進税制の見直しや中小企業向け設備投資促進税制の拡充等を行うとしている。
- ▶ 保育の受け皿の整備等を促進するための税制上の所要の措置や社会福祉法人等への現物寄附

へのみなし譲渡所得税等特例措置適用の承認手続の簡素化等が盛り込まれている。

- ▶ 保育の受け皿の整備等を促進するための税制上の所要の措置〔固定資産税、不動産取得税等〕は、企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等について課税標準の特例措置を講ずるとともに、事業所内保育事業(利用定員が1人以上5人以下)等の用に供する固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置について所要の見直しを行うものである。
- ▶ 現物寄附へのみなし譲渡所得税等特例措置適用の承認手続の簡素化〔所得税、個人住民税〕は、社会福祉法人等への現物寄附に係るみなし譲渡所得税等について、文部科学大臣所轄学校法人に認められている国税庁長官の非課税承認を受けるための要件に関する特例が適用される。
- ▶ 租税特別措置法との関連で、公益法人等への寄附に係る所得税額の特別控除について、対象社会福祉法人が閲覧対象とする書類に、事業概要等を記載した書類その他一定の書類を追加する。
- ▶ 閣議決定に先立つ与党「平成 29 年度税制改正大綱」(12 月 8 日)では、公益法人等課税については、「非収益事業について民間競合が生じているのではないかと指摘がある一方で、関連制度の見直しが行われており、その効果をよく注視する。あわせて、収益事業への課税において、軽減税率とみなし寄附金制度がともに適用されることが過剰な支援となっていないか」といった点について実態を丁寧に検証しつつ、課税のあり方について引き続き検討を行う」とした。

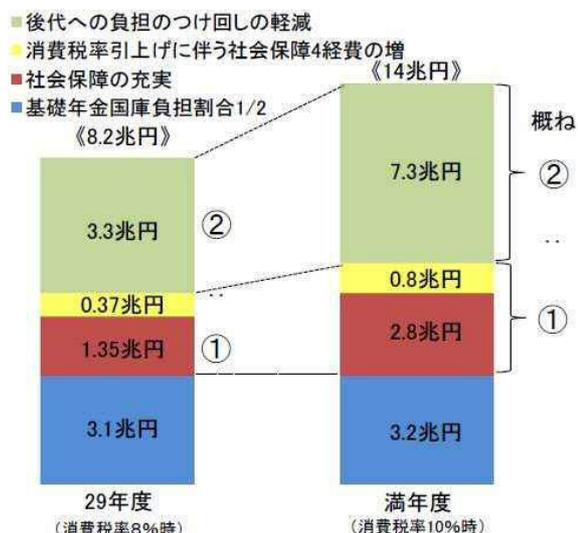
➤ 2016.12.22 社会保障制度改革推進本部:今後の社会保障改革

- ▶ 「平成 29 年度の社会保障の充実・安定化等について」の了承とともに、「今後の社会保障改革の実施について」を決定した。
- ▶ 平成 29 年度の社会保障の充実・安定化については、消費税引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向けるとし、社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、平成 29 年度の増収額 8.2 兆円の振り分けを示した。

具体的には、①基礎年金国庫負担割合 2 分の 1 に 3.1 兆円、②社会保障の充実(子ども・子育て支援、医療・介護の充実、年金制度の改善)に 1.35 兆円、③消費税引上げに伴う社会保障 4 経費(医療、介護、年金、子育て支援)の増に 0.37 兆円、④後代への負担のつけ回しの軽減に 3.3 兆円を向けるとしている。

- ▶ 「今後の社会保障改革の実施について」では、国民健康保険への財政支援の拡充を社会保障の充実財源の中で対応することや後期高齢者の保険料軽減特例(予算措置)の見直しが示されている。また、「今後とも、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革を推進していく」とした。

《消費税増収分の内訳:算定方法イメージ》



(注 1)金額は公費(国及び地方の合計額)である。
(注 2)上記の社会保障の充実に係る消費税増収分(1.35 兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.49 兆円)を活用し、社会保障の充実(1.84 兆円)の財源を確保。
(注 3)満年度の計数は、軽減税率導入による減収分についての財源確保分を含む。

《社会保障・税一体改革による社会保障の充実に係る実施スケジュールについて》

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
消費税	● 8% への引上げ	○				● 10% への引上げ
子ども・子育て支援		● 予定通り 27 年 4 月から実施	子ども・子育て支援新制度			
	●	育児休業中の経済的支援の強化				
医療・介護	● 診療報酬改定	● 介護報酬改定	● 診療報酬改定		● 診療報酬改定 ● 介護報酬改定	
	● (医療分)	● (介護分)	地域医療介護総合確保基金			
	●	国保等の低所得者保険料軽減措置の拡充				
		●	国保への財政支援の拡充			
		●	高額療養費の見直し			
			一部段階的に実施	●	後期高齢者の保険料軽減特例の見直し	
		●	地域支援事業の充実			
	一部実施	●	介護保険 1 号保険料の低所得者軽減強化			● 完全実施
	●	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の確立等				
年金		○			年金生活者支援給付金	●
	●	遺族基礎年金の父子家庭への拡大		●	受給資格期間の短縮	

(注)年金生活者支援給付金と介護保険 1 号保険料の低所得者軽減強化については、現在の法律の規定やこれまでの社会保障の充実に従って記載。(消費税率 10% 時まで実施)

* 「「地域共生社会」の実現に向けて (当面の改革工程)」 ※厚生労働省 HP

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000150538.html>

* 「平成 29 年度税制改正の大綱」 ※財務省 HP

http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/index.html

参考) 与党「平成 29 年度税制改正大綱」 ※自由民主党 HP

<https://www.jimin.jp/news/policy/133810.html>

参考) 平成 29 年度厚生労働省関係税制改正について

<http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/zeisei/>

* 社会保障制度改革推進本部

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/shakaihoshoukaikaku/index.html>

2. 経済・成長政策

《直近の動向》

➤ 2017.1.25 経済財政諮問会議(平成 29 年第 1 回):今後の検討課題

- ▶ 中長期の経済財政の展望と再生や経済財政諮問会議の今後の検討課題について議論した。
- ▶ 今後の検討課題について有識者議員は、2017 年の経済財政諮問会議では、これまでの取組と成果のレビューの上に立って、足らざる点については取組を一層強化し、デフレ脱却・経済再生を実現する必要があるとして、アベノミクス 4 年間の成果と今後取り組むべき重点課題を示した。

《概要》

【今後取り組むべき重点課題・抜粋】

○医療・介護をはじめとする社会保障改革

ガバナンスの強化、健康増進・予防の推進など、着実に改革を推進する。

○財政健全化への取組強化

成長促進・当初重視型予算へと改革し、財政効果を高める。このため、当初予算の資源配分機能強化に向けて歳出改革を加速する(エビデンス・ベースの費用対効果を基にしたワイズスペンディングの徹底、人材・研究開発投資への重点化)。ただし、海外要因には十分留意する。

【2017 年前半に取り上げるべき経済財政諮問会議のアジェンダ】

1. 未来を切り拓く改革の実行

(1)人材への投資

格差を固定化させないための教育への投資

(2)経済の好循環実現に向けた取組の強化

消費・投資の持続的拡大に向けた取組／自由貿易体制をリードする観点からの取組

(3)活力ある中間層の形成等

格差の現状と固定化回避に向けた取組／現役・将来世代支援の強化

2. 財政健全化への取組の着実な推進

「経済・財政再生アクションプログラム 2016(改革工程表を含む)」を踏まえ、改革を着実に推進するとともに、以下の点について重点的に議論を進める。

○医療・介護をはじめとする社会保障制度改革の推進

- ・ 2018 年度からの各種計画等の在り方
- ・ 社会保障改革推進に向けたガバナンスの強化
- ・ 健康増進・予防の推進(QOL、健康経営、食生活、生産性向上の視点)

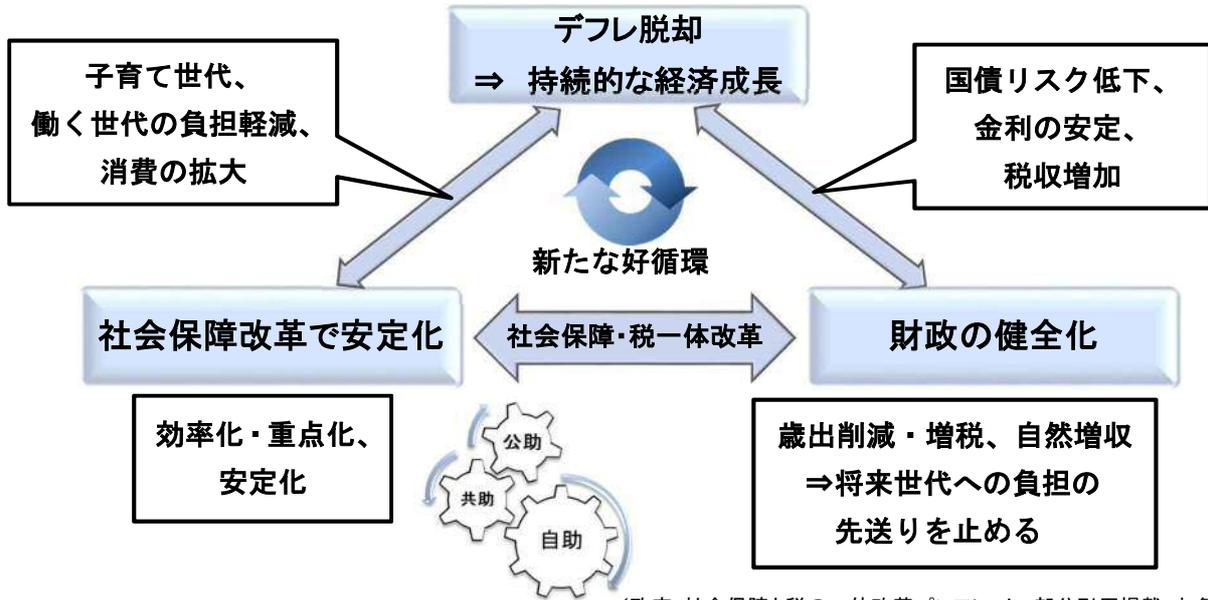
○改革の進捗の点検・評価、政策効果の測定・分析の強化

- ・ 財政健全化目標及び改革工程の進捗状況の定量的評価
- ・ 経済・財政再生計画のフォローアップ(特に、費用対効果のチェック等) 等

* 経済財政諮問会議

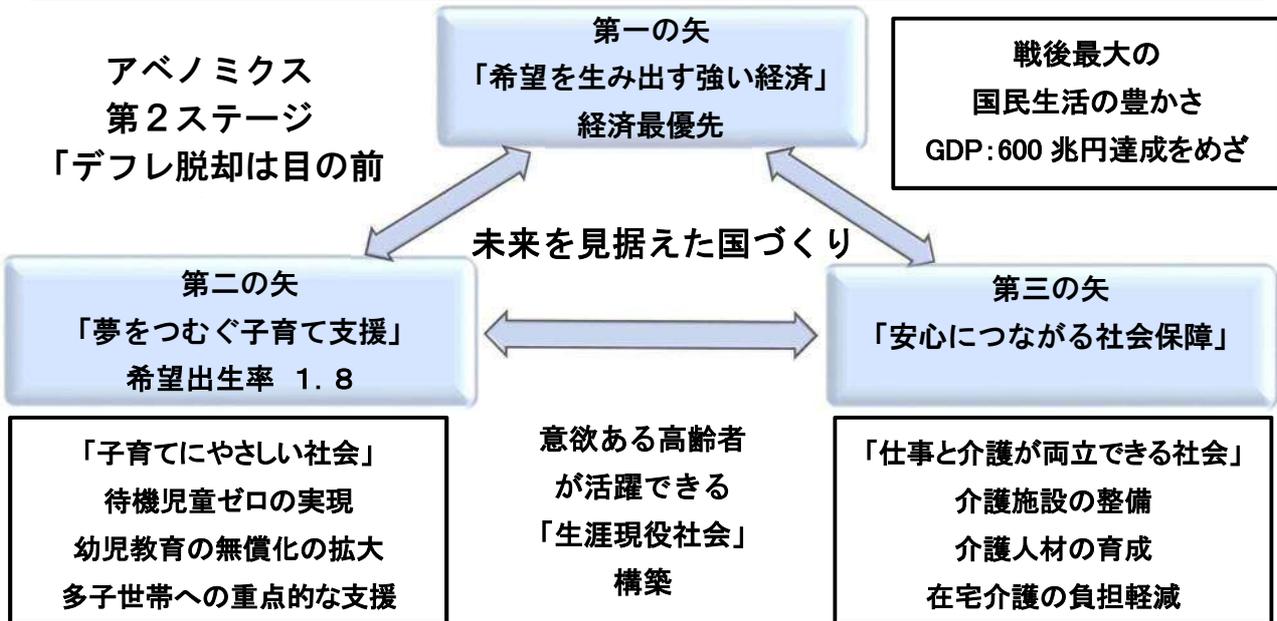
<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2016/index.html>

アベノミクス：金融・財政政策・成長戦略と社会保障制度改革



(政府：社会保障と税の一体改革パンフレット 部分引用掲載、加筆)

「ニッポン一億総活躍プラン 新三本の矢」(15.9.24)



(自民党 HP: 引用掲載、加工)

3. 規制改革・行財政

《直近の動向》

➤ 2017.1.31 医療・介護・保育ワーキング・グループ(第8回)

- ▶ ワーキング・グループでは、規制改革推進会議の審議事項のうち、医療、介護、保育等の分野に関する規制改革の議論を進めている。「新たな改革項目」の審議とともに、改革項目について、閣議決定の趣旨が損なわれることなく実施されているか等の「これまでに取り組んだ改革の進捗の確認」を行う。
- ▶ 「医療・介護・保育分野の主なフォローアップ項目」としては、重点フォローアップ事項である「診療報酬の審査の効率化と統一性の確保」のほか、「介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットイング確立」、「在宅での看取りにおける規制の見直し」などが掲げられている。
- ▶ 今期の主な審議事項(新たな改革項目)として、①利用者がサービスを選べるようにする情報開示と第三者評価、②介護サービスの多様な選択(保険給付と保険外サービスの柔軟な組合せ等)、③施設介護サービスの総点検、④サービス提供者間のイコールフットイングの確保、がある。
- ▶ 第8回の会議では、保育所入所に要する証明書の様式と介護サービスに係る第三者評価についてのヒアリングをもとに議論した。

《第8回・概要：介護サービスに係る第三者評価に関するヒアリング(東京都)》

〔第三者評価の課題及び解決に向けた取組〕

【課題】 受審率の向上

【解決に向けた取組】 負担軽減・受審促進、評価の質の向上、都民の活用促進

(1)負担軽減・受審促進

①受審に伴う負担軽減

・受審費用の補助：

施設サービスを中心に、都から受審費用として60万円を補助

3年毎に受審しない場合は、運営費補助金を減額 等

②事業者・区市町村への働きかけ

・事業者への受審促進

・区市町村の理解促進

(2)評価の質の向上

共通評価項目の設定・見直し・項目解説書の配布、評価者研修の実施、評価機関による評価者育成・評価手法順守を支援、評価機関・評価者の認証基準の設定・見直し 等

(3)都民の活用促進

評価結果公表方法の工夫・改善、都民への普及広報(イベント出展、デジタルサイネージへの掲出等、区市町村窓口への連続受審事業所リスト・評価結果概要版の設置)

《第7回・概要：介護サービスの利用と提供の在り方に関するヒアリング》

1. 埼玉県和光市からのヒアリング

〔いわゆる混合介護について〕

○総論は必要不可欠と考える

- そもそも要介護認定者の支給限度額超過分や保険算定範囲外の支援に実体化している(ケースバイケースであるが)
- そのあり方として混合介護の検討のポイントは、生活課題の解決志向及び地域密着サービス提供を基本に、自助(自費)・互助(インフォーマル)・共助(保険)・公助(公費)の再認識
- 和光市が考える混合介護の保険外は「ニュー互助」という感覚で、保険者(自治体)等が主催する介護サービス事業者連絡会等で自費サービス提供のマナーとルールの合意形成を公民連携することが重要(例・ギャップコンソーシアム等)
- 更に混合介護の提供は、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターのケアマネジメント範囲及び地域ケア会議等の調整支援範囲に置くことが必要
 - ※混合介護は地域包括ケアシステムの新たな公民協働・連携の政策形成と介護予防と重症化予防視点が必要

【情報開示と第三者評価制度について】

- そもそも情報開示や第三者評価以前に介護サービス事業者の指定事務のあり方を議論すべきではないか(指定・監督業務の評価も保険者評価と同様に必要と考える)
- 情報開示については、一連の開示情報の整合を保険者(自治体)がリアルタイムに把握し利用者の情報選択に二者情報を提供
- 利用者サイドの情報選択能力向上講座等の施策も必要と考える
- 第三者評価は、これも一連の評価に加え質について「自立支援や介護予防・重症化予防」実績等の評価すべき(報酬議論も勘案するが)

2. 社会福祉法人ノテ福祉会からのヒアリング

【介護保険内サービスと保険外サービスの組合せの柔軟化についての意見】

<事業者のリスク>

- 介護給付と保険外サービスの線引きが困難なので線引きのルールが必要。
- 保険者の実地指導に対応できない。

【第三者評価制度、情報公開制度について】

- 第三者評価機関の評価技能について差が大きい
- メリットは、第三者評価機関の指摘によりサービスの質を向上することができる。
- 情報公開制度については、費用負担が大きいとの指摘があることについてどう考えるか。

《議論の経過》

- ◇第1回(10月11日): 運営方針、診療報酬の審査の効率化と統一性の確保等
- ◇第2回(10月24日): 診療報酬の審査の効率化と統一性の確保等
- ◇第3回(11月8日): 介護サービスの提供と利用の在り方 等
 - ①介護サービスの利用者がより良い選択を行えるための情報開示と第三者評価について
 - ②介護サービスの多様な選択(保険給付と保険外サービスの柔軟な組合せ等)
- ◇第4回(11月15日): 医療分業推進下での規制の見直し等
- ◇第5回(11月30日): 介護サービスに関するヒアリング
 - ①利用者の選択に役立つ情報開示と第三者評価
 - ②介護サービスの多様な選択(保険給付と保険外サービスの柔軟な組合せ等)
- ◇第6回(12月14日): 介護サービスの提供と利用の在り方、保育所入所に要する証明書の様式等
- ◇第7回(1月17日): 介護サービスの提供と利用の在り方

【第3回・概要：介護サービスの提供と利用の在り方について】

1. 介護サービスの利用者がより良い選択を行えるための情報開示と第三者評価について

(1) 情報開示について【問題の所在】

○介護サービス利用者が正しい情報に基づき、より良い選択ができるよう、現状の情報公表制度について、改善の方策はないか。

(2) 第三者評価【問題の所在】

○介護サービスにおける第三者評価事業について、改善の方策はないか。

2. 介護サービスの多様な選択(保険給付と保険外サービスの柔軟な組合せ等)

(1) 保険給付対象サービスと保険外サービスの併用【問題の所在】

○高齢者が地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう支える選択肢を充実させていく観点などから、公的保険外の介護サービスの成長促進が求められているところ、現行制度について改善の方策はないか。

(2) 保険給付対象サービスの価格【課題】

○保険給付対象サービスの価格の上限が公定価格(介護報酬)であり、同一のサービスと評価されているものについてより質の高い内容を提供しても介護報酬が変わらないため、事業者や介護職員にとってサービスの質の向上を図るインセンティブが働かないとの指摘があること等について、どのような改善が考えられるか。

【第5回・概要：介護サービスの利用と提供の在り方に関するヒアリング】

1. 東京都武蔵野市からのヒアリング

〔介護サービスの多様な選択(介護保険給付と保険外サービスの柔軟な組合せ等)の課題〕

- ・(現状)すでに「院内介助」等では「混合介護」が実施されている。
- ・(制度の理念的問題)安易に「混合介護」を導入することは、保険給付の範囲を狭めることにつながり、結果として「介護の社会化」「国民の共同連帯」「自立支援」という介護保険制度本来の理念に抵触するのではないか。
- ・(低所得者・中所得者の問題)収入や所得により享受できるサービス差が生じることは、社会的な格差を拡大する方向にならないか。
- ・(サービス単価の問題)何でもしてくれる自費サービスの方が、制約付きサービス(介護保険給付)の介護報酬総額より低額ということに利用者・家族の理解は得られるか。「自費サービスの単価で事業運営が可能であれば介護報酬単価も下げられるのではないか」など。
- ・(実務的問題＝情報公開)自費サービスの内容と利用料金等の情報開示がカギ！ケアマネジャーが自費サービスの内容と利用料金を正しく認識し、それらを利用者・家族に正確に伝え、利用者・家族が正しく選択できるか、サービスと自費サービスの違いが理解できるかが課題。
- ・(サービスの切り分けとケアマネジメント)ケアマネジャーのケアプラン(居宅サービス計画書)にどのように整理して記載するかなど、ケアマネジャーのケアマネジメント能力が大きく問われることとなる。
- ・また、保険者としての給付適正化、ケアマネジャー指導や事業者指導など市町村業務の負担増になるのではないか。
- ・(事業者と要介護者(消費者)との消費者被害者等の問題)無駄な介護サービスの増大と消費者被害の増加の可能性
- ・成年後見制度や権利擁護事業の普及・拡大が必要。そもそも行政指導やチェック実施は行政のどの担当部署で行うのか。

2. 日本在宅介護協会からのヒアリング

〔保険給付と保険外サービスの柔軟な組合せに関する問題点及び改革要望〕

○「介護サービスの多様な選択」の必要性

- ・ 介護保険制度は過重な家族介護の解消を社会として取り組み、活力ある高齢化社会を築く事を目的に介護サービス市場を民間開放し、介護保険制度スタート時に営利法人の参入を認めた。
- ・ 今後さらに進む少子高齢化の中で、営利法人の創意工夫を活かした多様なサービスが広がっていくように行っていくべきではないか。
- ・ その為にも良質なサービスを求める利用者の選択肢を広げる「介護サービスの多様な選択」を広く認めるべきである。
- ・ 利用者の利便性を向上させる事が出来る「同時一体提供」や提供サービスの質が高い事が前提となる「ヘルパー指名料・時間指定料」などの「介護サービスの多様な選択」は介護産業に付加価値を与えることとなり、この事を具体化すると介護職員の処遇改善や地域雇用の更なる創出、所得税等などの向上につながると考える。
- ・ さらに高齢者層から若年者層への「所得の再配分」「資産の循環」につながり、若年層における個人消費を活性化させる事で、介護保険の財源の確保にも寄与していくのではないだろうか。

○同時一体的提供の範囲(線引き)

- ・ 混合介護の弾力化の議論における「同時一体的提供」が可能な「介護保険外サービス」の範囲を検討する必要があるのではないか。一般的に考えられる「介護保険外サービス」の範囲は広く、例えば、旅行の付き添いや遠方への買い物代行なども「介護保険外サービス」の範疇である。介護保険内サービスと同時一体的に提供可能な範囲(線引き)が大変、重要であると考えます。

○どのような手順で介護保険外サービス(同時一体的提供可能)の内容・提供範囲・時間等を設定するのか

- ・ 介護保険内サービスのサービス内容・提供範囲・時間等は介護支援専門員がケアマネジメントに基づき、決定するが、介護保険外サービス(同時一体的提供可能)の場合は、どのようなプロセスで決定されるべきか検討する必要があるのではないか。
- ・ 通常の介護保険外サービスの場合は、契約時に契約者と契約書に基づき内容・提供範囲・時間等を決定することになるが、介護保険内サービスと同時一体的に提供を実施する場合、同様の考え方に加えて、介護保険内サービスへの影響を鑑み、介護支援専門員との連携・ケアプランへの反映等が必要になるのではないか。

○同時一体的に提供された介護保険外サービス時間と介護保険内サービスにおける費用算定に関してどのように考えるか

- ・ 介護保険外サービスが介護保険内サービスの算定時間中に実施された場合、介護保険外サービスを実施した時間分は、介護保険内サービスの提供時間から引かれることになるのか。
- ・ 例えば、生活援助3(45分)のサービス提供中に、介護保険外サービスが細切れに合計10分発生した場合、介護保険請求は、生活援助2(35分)と保険外サービス費(10分)と区分し、請求することになるのか。
- ・ さらには、家族のためサービス提供時間と利用者へのサービス提供時間が区分できない場合、介護保険内外サービスの請求等はどのように取り扱うか。(例ゴミ出し・食事の準備等)

○指名料の料金設定をどのように考えるか

- ・ 指名料は保険外サービスに位置づけられるため価格の設定は各事業者の裁量により決定されるものであるが、サービスの質等に応じた料金設定が必要になることが想定されるが、サービスの質をどのように図るかを検討する必要があるのではないか。

【第 6 回・概要：介護サービスと利用の在り方】

1. 保険給付と保険外サービスの柔軟な組合せ

○保険給付と保険外サービスの柔軟な組合せについて、厚生労働省は、「介護保険制度では、一定のルールの下で、多様な介護ニーズに対応できるよう、保険サービスと保険外サービスを組み合わせ提供することを認めている」との基本的な考え方を示し、「不明朗な形で料金が徴収されるおそれや、事実上保険外負担をしないとサービスが受けられなくなるおそれ、保険給付の範囲を越えたサービスが保険請求されるおそれがあることなどを踏まえ、利用者保護等の観点から求めているもの」と趣旨を説明した。

○その上で、①利用者の負担が不当に拡大するおそれはないか、②トラブルが生じた際の救済をどうするか、③介護制度の理念たる自立支援・重度化防止を阻害するおそれがないか、④給付費の増加に繋がるおそれがないか、⑤ルールを緩和した場合にかかる追加の行政コストがメリットに見合うか、などの点に留意しつつ、保険外サービスとの併用に係るルールのあり方を検討するとした。

2. 情報公表制度・第三者評価制度について

(1) 第三者評価制度

○特別養護老人ホーム等における福祉サービス第三者評価事業の推進について、平成 28 年 3 月 7 日(全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議)に示した、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、通所介護、訪問介護における福祉サービス第三者評価事業の受審率の目標＝「前年度以上の受審率」を改めて説明した。

○受審の促進に向けて、全国推進組織(全社協)等において、受審状況の見える化、高齢者福祉施設・事業者向けの手引書(書籍)やパンフレットの作成を進めるとした。

(2) 情報公表制度

○利用者にとって利便性を高める観点から、現在の制度をベースに改善することが必要であり、情報公表システムのリニューアルに向けて、利活用の調査・研究の実施を検討するとした。

- ①調査・研究⇒ i 事業者を選択しているのは誰か(利用者、家族、ケアマネジャー等)
ii 選択している者が、事業者の選択基準としている公表情報は何か等

②システムのリニューアル⇒ 調査・研究を踏まえ、選択している者それぞれの視点に立って情報の見せ方を改善

➤ 2017.1.26 規制改革推進会議(第 9 回):規制改革ホットライン等

▶ 規制改革ホットラインの運用状況等とともに、民間サービス(民泊法案の検討状況)と公開ディスカッションの実施についてについて議論した。

▶ 規制改革推進会議は、当面の重要事項(規制改革実施計画のフォローアップを含む)を決定し、平成 29 年 6 月までの約 1 年間でサイクルとして審議を進め、答申をとりまとめる。

▶ 会議には「農業」、「人材」、「医療・介護・保育」、「投資等」の 4 つのワーキンググループ(WG)を設置し、検討を進めている。

▶ 当面の重要事項として、介護サービス改革が掲げられ、介護サービスの多様化として、介護保険給付と保険対象外のサービス(自己負担)の組合せによる混合介護の実施などを検討するとし、介護事業者への新たな需要が期待されるとの意見があった。また、担い手の多様化(特養の担い手の拡大等)が具体的な事項とされている。

▶ 規制改革実施計画において閣議された事項のうち、医療・介護・保育 WG 関連では、診療報酬の審査の効率化と統一性の確保が重点的なフォローアップ事項とされている。

▶ 第 9 回会議では、診療報酬の審査の効率化と統一性の確保、行政手続部会での検討状況のほ

か、規制改革ホットラインの運用状況等について議論した。

- ▶ 規制改革ホットラインへの提案のうち、さらに精査・検討を要する事項として、保育所入所に係る各市町村の各種証明書の記載項目の簡素化・統一化、保育所の入所申込時に必要な就労証明書の様式の標準化が掲げられている。
- ▶ 平成 29 年 2 月 21 日、介護サービスの提供と利用の在り方についての公開ディスカッションの実施される予定である。

《医療・介護・保育ワーキング・グループの主な審議事項》 ※第 3 回資料より抜粋

新たな改革項目

希望する介護を受けられない高齢者やその家族の苦労は切実である。将来、自分や家族が要介護状態になったときの漠然とした不安感も強い。他方で、介護保険財政は年々厳しくなっている。超高齢社会において、国民がニーズにあった介護サービスを選択でき、要介護状態を過度に不安に思わずにすむように、以下の項目を中心に介護サービスの提供と利用の在り方を広く検討する。

①利用者がサービスを選べるようにする情報開示と第三者評価

利用者が正しい情報をもとにサービスを選択できるように、現状の情報公開制度を見直す。第三者評価の受審率向上等のための検討を行う。

②介護サービスの多様な選択(保険給付と保険外サービスの柔軟な組合せ等)

要介護者とその家族が必要に応じた多様なサービスを選択できるように、保険給付と保険外サービスの柔軟な組合せを事実上阻害している現状の規制を見直す。事業者が創意工夫を発揮してサービスの質を向上させ、介護従事者の給与水準や働き甲斐が増す環境づくりをめざす。

③施設介護サービスの総点検

施設介護を希望する人がニーズに合った施設を選び、経済力に応じた負担を行い、かつ施設の側もサービスの質向上への努力が報われる環境づくりをめざす。この観点から、施設介護サービスのあり方を検討する。

④サービス提供者間のイコルフットイングの確保

事業者が公平な条件の下で切磋琢磨し、利用者にとって望ましい多様な介護サービスが提供されるよう、事業者間のイコルフットイングの確保に向けた検討を行う。

* 規制改革推進会議／医療・介護・保育ワーキング・グループ

<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/>

4. 地方分権改革

《直近の動向》

➤ 2017.1.20 国家戦略特別区域諮問会議(第 27 回):規制改革事項の追加

- ▶ 区域計画の認定及び重点分野・課題に係る規制改革事項の追加等について議論した。
- ▶ 規制改革事項の追加について、今国会に提出する特区法改正法に盛り込む事項が示された。
- ▶ 改正法に盛り込まれる事項としては、小規模認可保育所における対象年齢の拡大、都市公園内における保育所等の設置(特区措置から全国措置へ)等がある。
- ▶ また、議論が続いている事項としては、多様な実施主体による年 3 回目の保育士試験の実施等が示されている。

《概要》

1. 残された岩盤規制改革の断行(「重点 6 分野」の推進) ※第 23 回資料より

- 医療・福祉・教育分野等での「官民のイコールフットイング」(株式会社立の各種施設の参入など)等を掲げ、重点的・集中的に実現に向けた審議を進めるべきとしている。

2. 追加の規制改革事項として検討

○小規模認可模保育所における対象年齢の拡大

- ・ 会議(第 23 回・9 月 9 日)において、東京都知事からも同様の提案があり、東京都を中心とする待機児童対策として極めて重要性の高いものであると有識者議員も提案。

3. 国家戦略特別区域会議の主な動き

(1)東京特区推進共同事務局の設置

- 国と東京都が連携・協力して国家戦略特区を活用した規制改革等を推進するため「東京特区推進共同事務局」を 10 月 4 日付で立ち上げた。

(2)関西圏国家戦略特別区域会議～待機児童解消策

- 待機児童対策として、①特区内での保育所設置基準を自治体の判断と責任で決定(人員配置基準、面積基準等)、②特区内における「准保育士(仮称)」の創設、③保育にかかる情報公開、ガバナンス改革を提案した(平成 28 年 5 月)。

➤ 2016.12.22 国家戦略特区ワーキンググループ:待機児童対策

- ▶ 待機児童対策についてのヒアリングが実施された。
- ▶ 大阪府・大阪市は、11 月 24 日の会議において、平成 28 年 5 月段階の提案をもとにして、①「保育支援員」の創設、②保育に従事する人員の配置基準の緩和、③保育所等の面積基準の緩和、④その他採光などの設備基準の緩和、⑤「保育の質」「保育士の処遇改善」の「見える化」、を具体的に提案した。
- ▶ 12 月 22 日の会議では、待機児童対策に関する大阪府・大阪市の提案の補足説明と厚生労働省の考え方等の説明が行われた。
- ▶ 大阪府・大阪市は、①市町村の活用意向及び効果、②面積基準緩和の具体的提案、③採光基準緩和の具体的提案を説明した。
- ▶ 厚生労働省はこれらに対して、①保育士と「保育支援員」の相違点、②大阪府の提案する「チーム保育」、③保育所の居室の面積基準に係る特例の課題等について説明した。

〈概要：厚生労働省の説明〉

1. 保育士と「保育支援員」の相違点

- 保育支援員の研修内容と保育士の養成課程における履修内容を比較すると、以下のとおりであり、「保育支援員」を保育士と同等の存在(保育士と互換可能な存在)として位置づけることは困難。
 - ・ 保育支援員の研修時間(27 時間)は、保育士の養成課程における履修時間(約 1,000 時間)の約 40 分の1
 - ・ 保育支援員の研修内容は保育対象の理解やリスクマネジメントに関する科目に偏っている(保育の本質・目的に関する科目や、保育の内容・方法に関する科目についての内容が薄い)

2. 大阪府の提案する「チーム保育」

- 既に保育現場では所定の保育士の配置基準を満たしたうえで、園長、主任保育士、保育士、保育補助者等によるチーム保育が行われているところ、大阪府の提案する「チーム保育」は、保育支援員を配置基準に算定するため、保育士が責任をもって担うべき専門的業務を切り分けており、保育士数の純減や指導業務発生による保育士の負担増も相まって、硬直的な業務実施による保育の質の低下を招きかねない。

3. 保育所の居室の面積基準に係る特例

- 保育所の最低基準は条例で都道府県、指定都市、中核市が定める。その際、保育時間や耐火上の基準等は国の基準を参考にすればよいが、居室の面積基準については、国の基準と同内容でなければならない。
- ただし、大都市部の一部の地域に限り、待機児童解消までの一時的な措置として、国の基準を「標準」として、合理的な理由がある範囲内で、国の基準と異なる内容を定めることができる。
- 大阪府が本特例の対象にすることを主張している「平成 28 年4月の緊急対策に参加した自治体」は、
 - ・ 平成 27 年 4 月1日現在の待機児童数が 50 人以上いる自治体
 - ・ 平成 27 年度の受け皿拡大量の計画が 150 人以上拡大している自治体
 - ・ 上記の 2 要件どちらにもあてはまらないが、緊急対策への参加を希望した自治体であり、「待機児童が深刻でない自治体」や「地価が高くなく、土地の確保が容易な自治体」が含まれる。
- こうした自治体は保育の質を担保しながら保育ニーズに对应していくべきであり、保育の質を確保する観点から、大阪府の提案への対応は困難。

* 国家戦略特別区域諮問会議

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/shimonkaigi.html>

* 国家戦略特区ワーキンググループ

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc_wg/index.html

5. 社会福祉法人等

《直近の動向》

➤ 2017.2.6 社会福祉法人制度改革の関係通知等:準備進捗状況等

- ▶ 事務連絡「改正社会福祉法の施行に向けた準備進捗状況等調査(平成 29 年 1 月 20 日時点)の結果等について」が発出された。
- ▶ 「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項等について」等に関する Q&A の改訂があわせて付されている。
- ▶ これにより、評議員選任・解任委員会の開催及び評議員選任・解任委員会による評議員の選定には、所轄庁の定款変更の認可後が適当であるが、制度改革に伴う今年度の手続に限り、例えば、定款変更の申請後一定期間を経過しても所轄庁の認可がない等、平成 29 年 3 月 31 日までに新たな評議員の選任を行うことが困難な場合には、定款変更の認可を前提として、認可前に評議員選任・解任委員会の開催及び評議員選任・解任委員会による評議員の選定ができることとされた。

《改正社会福祉法の施行に向けた準備進捗等調査(平成 29 年 1 月 20 日時点)の結果 ※抜粋》

	法人数	定款の変更手続(1/20 時点)					
		①未申請		②申請中		認可済	
全国計	20,262	8,163	40.3%	5,966	29.4%	6,118	30.2%

《経過》

〔通知:平成 28 年 11 月 11 日付〕

- 社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の公布について
- 「社会福祉法人の認可について」の一部改正について(社会福祉法人審査基準、社会福祉法人定款例)
- 「社会福祉法人の認可について」の一部改正について(社会福祉法人審査要領)
- 「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について」の一部改正について
- 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」の一部改正について
- 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」の一部改正について

〔通知:平成 28 年 12 月 14 日付〕

- 社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準(案)について(12 月 14 日時点版)
- 「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準(案)」に基づく別に定める単価等について(案)(12 月 14 日時点版)

〔通知:平成 29 年 1 月 24 日付〕

- 「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準について」
- 「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に基づく別に定める単価等について

〔事務連絡:平成 28 年 11 月 11 日付〕

- 「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について(経営組織の見直しについて)」の改訂について
- 「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関する FAQ の改訂について
- 社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更に係る事務の取扱いについて
- 社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準(案)について(11 月 11 日時点版)

〔事務連絡:平成 29 年 1 月 24 日付〕

- 社会福祉法人制度改革に伴う租税特別措置法第 40 条の適用に関する Q&A について

➤ 2017.1.30 地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域力強化検討会)

- ▶ 厚生労働省は、「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(平成 27 年 9 月 17 日)や「一億総活躍プラン」(平成 28 年 6 月 2 日)などを踏まえ、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」を設置し、その下に、住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくり、市町村による包括的相談支援体制等について検討を行う「地域力強化ワーキンググループ」を設置している。
- ▶ 「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていくとともに、市町村においては、地域づくりの取組の支援と、公的な福祉サービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めるため、具体的事例に基づく検討を行い、実現本部における議論に資するための検討会を開催している。
- ▶ 検討事項は、①住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくりの在り方、②市町村による包括的な相談支援体制の整備の在り方、③寄附文化の醸成に向けた取組とされている。
- ▶ 12 月 26 日、「地域力強化検討会中間とりまとめ～従来の福祉の地平を超えた、次のステージへ～」が示された。
- ▶ 厚生労働省は、中間とりまとめを踏まえ、通常国会に提出した地域包括ケア強化法案の中で、社会福祉法の改正を盛り込み、「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進する体制づくりを市町村の役割として位置付ける。
- ▶ 第 5 回会議では、住民に身近な圏域での「我が事」の地域づくりと今後の進め方について協議した。
- ▶ 検討会では、中間とりまとめで示した「我が事・丸ごと」の体制の具体的な展開及び地域福祉計画のガイドラインの見直し等について、平成 29 年 7 月～8 月を目処として検討を進める。

≪ 中間とりまとめ:概要 ≫

【今後の方向性】

○地域づくりの 3 つの方向性⇒互いに影響し合い、「我が事」の意識を醸成

- ①「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的・積極的な取組の広がり
- ②「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで活動する住民の増加
- ③「一人の課題」について解決する経験の積み重ねによる誰もが暮らしやすい地域づくり

○生活上生じる課題は介護、子育て、障害、病気等から、住まい、就労、家計、孤立等に及ぶ
⇒くらしとしごとを「丸ごと」支える

○地域の持つ力と公的な支援体制が協働して初めて安心して暮らせる地域に

1. 「住民に身近な圏域」での「我が事・丸ごと」

- 他人事を「我が事」に変える働きかけをする機能が必要
- 「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場を設けるべき

2. 市町村における包括的な相談支援体制

- 協働の中核を担う機能が必要
 - ・ 例えば、生活困窮に関わる課題は、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関。
自立相談支援機関が設置されていない自治体や生活困窮以外の課題は、「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」

3. 地域福祉計画等法令上の取扱い

- 地域福祉計画の充実
 - ・ 地域福祉計画策定を義務化、PDCA サイクル徹底すべき
 - ・ 地域福祉計画の上位計画としての位置づけ 等

○地域福祉の対象や考え方の進展を社会福祉法に反映すべき

○守秘義務に伴う課題⇒法制的な対応を含め検討

4. 自治体等の役割

○自治体組織も、福祉部局の横断的な体制、保健所等も含めた包括的な相談体制の構築を検討すべき

○どのような形で作るかは、自治体により様々な方法

○分野ごとの財源⇒柔軟な財源の活用や、別途の財源の議論など、財源のあり方等について具体的に検討すべき。

＜議論の経過＞

○第1回(10月4日):座長の選出、検討の経緯等、論点(案)等

○第2回(10月18日):論点2~4

○第3回(11月2日):前回の意見等を踏まえた論点2~4の議論、論点5と6

○第4回(12月14日):中間とりまとめ(案)

➤ 2017.1.16 平成28年度民生委員・児童委員一斉改選結果:公表

- ▶ 厚生労働省は、平成28年度の民生委員・児童委員一斉改選の結果を公表した。
- ▶ 全国の民生委員・児童委員については、平成28年11月30日に3年間の任期が終了し、同年12月1日に一斉に改選(厚生労働大臣委嘱)された。
- ▶ 前回の一斉改選(平成25年度)と比較して、定数は2,081人増、委嘱数は53人増であり、定数に対する委嘱数の割合(充足率)は、96.3%となっている。
- ▶ 委嘱数229,541人のうち、新任委員72,578人(31.6%)、再任委員156,963人(68.4%)である。

＜概要:全国の改選結果＞

平成25年度		
全国	定数	236,271人
	委嘱数	229,488人
	充足率	97.1%

(内数)

都道府県	定数	163,433人
	委嘱数	159,066人
	充足率	97.3%
政令市 (20市)	定数	42,040人
	委嘱数	40,455人
	充足率	96.2%
中核市 (42市)	定数	30,798人
	委嘱数	29,967人
	充足率	97.3%

平成28年度		
全国	定数	238,352人
	委嘱数	229,541人
	充足率	96.3%

(内数)

都道府県	定数	161,943人
	委嘱数	156,213人
	充足率	96.5%
政令市 (20市)	定数	42,542人
	委嘱数	40,602人
	充足率	95.5%
中核市 (47市)	定数	33,867人
	委嘱数	32,726人
	充足率	96.6%

➤ 2016.12.20 成年後見制度利用促進委員会

- ▶ 成年後見制度の利用の促進に関する法律にもとづき、内閣府に「成年後見制度利用促進会議」（会長：内閣総理大臣）を9月16日に設置した。あわせて、有識者で構成される「成年後見制度利用促進委員会」を設置し、成年後見制度利用促進基本計画案の作成にあたって意見具申や成年後見制度の利用促進に関する基本的な政策に関する重要事項の調査審議等を進めている。
- ▶ 成年後見制度利用促進計画については平成29年3月の閣議決定を目指している。
- ▶ 第6回では、「成年後見制度利用促進基本計画の案」に盛り込むべき事項を確認した。

≪「成年後見制度利用促進基本計画の案」に盛り込むべき事項・概要≫

【今後の施策の目標】

1. 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。
 - 利用者に寄り添った運用
 - 保佐・補助、任意後見の利用促進
2. 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。
 - 権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備
 - 担い手の育成
3. 不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。
 - 不正事案の発生を未然に抑止する仕組みの充実
 - 地域連携ネットワークの整備による不正防止効果
4. 成年被後見人等の権利制限に係る措置を見直す。

【今後取り組むべきその他の重要施策】

1. 成年被後見人等の医療、介護等に係る意思決定が困難な人への支援等
2. 死後事務の範囲等

【施策の進捗状況の把握・評価等】

≪成年後見制度利用促進基本計画の案の作成方針≫

1. 平成29年3月を目途に、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第12条に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「基本計画」という。）の案の作成を行う。
2. 基本計画の案は、法第3条に規定された基本理念及び第11条に規定された基本方針に沿って検討し、成年後見制度の利用の促進に関する目標及び政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策を定めるものとする。
3. 基本計画の案の作成に資するため、成年後見制度利用促進委員会の意見を求める。同委員会においては、当事者、関係者、国民各層の取組・意見を踏まえ、検討を行うものとする。

≪検討すべき主な課題等≫

I 利用促進策

利用促進（保佐・補助、任意後見）、国民への周知、後見人（市民後見人など）の育成・確保
地域の需要に応じた利用促進、実施機関の活動支援、関係機関の連携確保

II 不正防止策

不正防止対策、関係機関の体制強化

Ⅲ その他

医療等に係る意思決定が困難な者への支援等の在り方、死後事務の在り方、権利制限の見直し

* I～Ⅲについて委員会で検討すべき論点などについて二回程度議論を行った上で、I、Ⅱについては委員会の下に二つのWGを設置して検討

* Ⅲについては、改正法の施行状況や関係省庁における検討状況を委員会に報告し検討。権利制限の見直しは基本計画作成後に検討

《委員会の経過》

○第1回(9月23日):委員会の運営、成年後見制度利用促進基本計画案(基本計画案)の作成

○第2回(10月3日):ワーキング・グループの設置等、基本計画案の作成

○第3回(11月21日):ワーキング・グループにおけるこれまでの議論の中間的な報告等

○第4回(12月2日):全国知事会、全国市長会からの意見、今後更に検討する論点等

○第5回(12月14日):成年後見制度利用促進基本計画の案の作成に当たって盛り込むべき事項
(利用促進ワーキング・グループ)

○第1回(10月12日):基本計画案の作成にあたって盛り込むべき事項

○第2回(10月24日): " ※不正防止ワーキング・グループとの合同会議

○第3回(11月2日): "

○第4回(12月6日): "

(不正防止ワーキング・グループ)

○第1回(10月19日):基本計画案の作成にあたって盛り込むべき事項

○第2回(10月24日): " ※利用促進ワーキング・グループとの合同会議

○第3回(11月9日): "

○第4回(12月9日): "

* 社会福祉法人制度改革について ※厚生労働省 HP ★関連通知等が随時掲載される

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000142657.html>

* 地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域力強化検討会)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai.html?tid=383233>

* 平成28年度民生委員・児童委員の一斉改選結果 ※厚生労働省 HP

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000148638.html>

* 成年後見制度利用促進委員会

<http://www.cao.go.jp/seinenkouken/iinkai/index.html>

* 経営情報の公開への対応 ※全国社会福祉法人経営者協議会 HP

<http://www.keieikyo.gr.jp/>

社会福祉法人制度改革（主な内容）

○ 公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。

1. 経営組織のガバナンスの強化

- 理事・理事長に対する牽制機能の発揮
- 財務会計に係るチェック体制の整備

○ 議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議
(注)小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。

- 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備
- 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備
- 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

2. 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表の公表等について法律上明記

- 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
- 財務諸表、現況報告書(役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。)、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等

3. 財務規律の強化

- ① 適正かつ公正な支出管理の確保
- ② いわゆる内部留保の明確化
- ③ 社会福祉事業等への計画的な再投資

- ① 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等
- ② 純資産から事業継続に必要な財産(※)の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額(「社会福祉充実残額」)を明確化
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に必要な資金 ③必要な運転資金 ④基本金、国庫補助等特別積立金
- ③ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ(①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討) 等

4. 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める

- 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定 ※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

5. 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化
- 国・都道府県・市の連携を推進

- 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ
- 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み(勧告等)に関する規定を整備
- 都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備 等

2

社会福祉法人制度を巡る最近の動向

■平成28年9月5日「介護分野に関する調査報告書」(公正取引委員会)

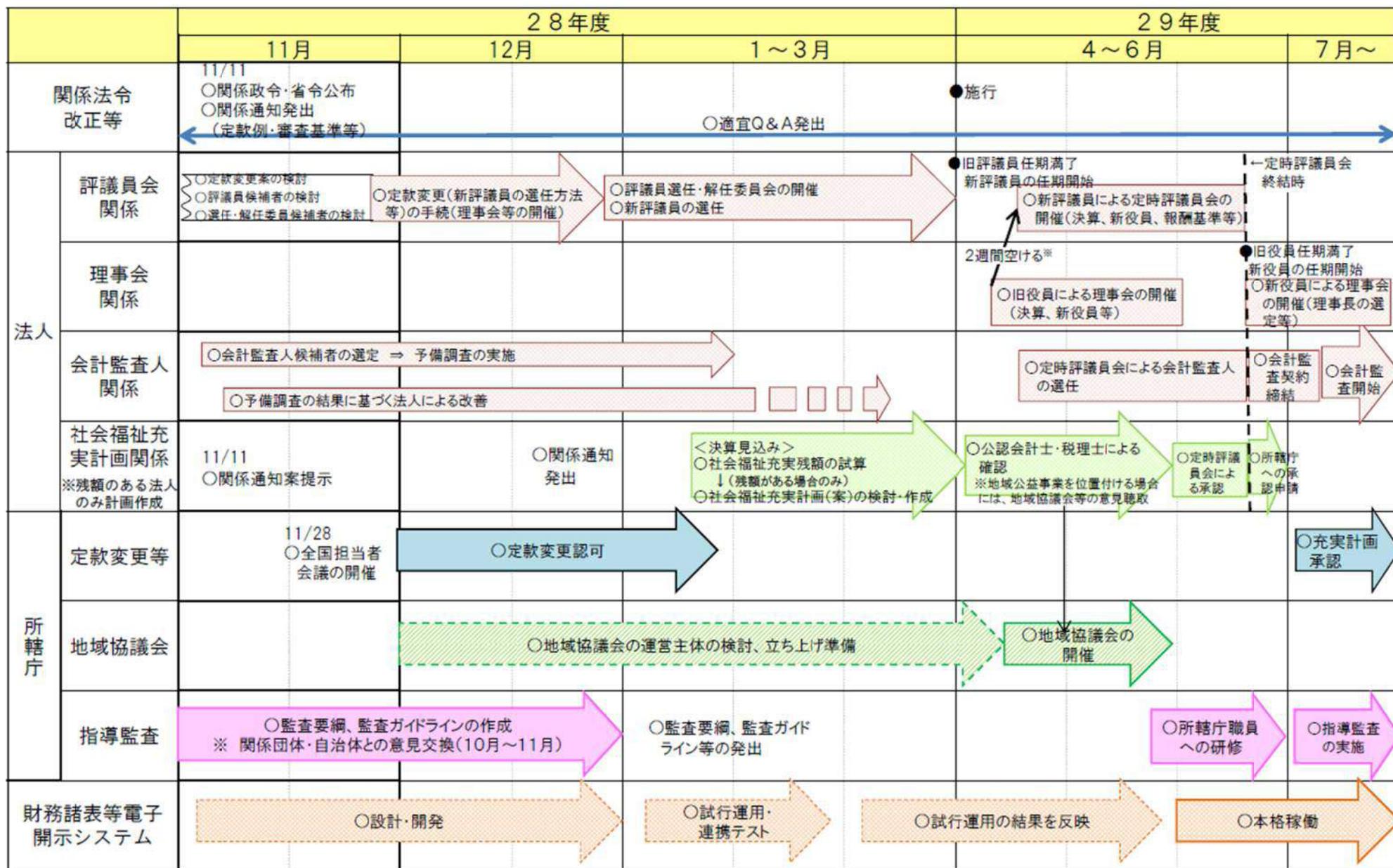
- ・「税制について、社会福祉法人の場合は、原則として法人税、住民税及び事業税が非課税である。(中略)株式会社等からは税制上のイコールフットィングが強く求められている。」
- ・「社会福祉法人に対する税制上の優遇措置等については、事業者の提供する介護サービスの内容等に大きな影響を与えることに鑑みれば、制度の基本的な枠組みは維持するとしても、例えば、現行制度下において、株式会社等が提供可能な介護サービスと同一の介護サービスを提供する場合には、その部分について社会福祉法人に対する税制上の優遇措置は除外するなど、優遇の差を狭める方向で検討することが望ましい。」

■平成28年10月24日 第3回規制改革推進会議

- ・ 規制改革推進会議の下に設けられた「医療・介護・保育ワーキング・グループ」における今期の主な審議事項として、「サービス提供者間のイコールフットィングの確保(事業者が公平な条件の下で切磋琢磨し、利用者にとって望ましい多様な介護サービスが提供されるよう、事業者間のイコールフットィングの確保に向けた検討を行う。)」が掲げられている。

- 今回の社会福祉法人制度改革は、過去の規制改革推進会議等の指摘を踏まえ、①経営組織のガバナンスの見直し、②財務規律の強化(いわゆる内部留保の明確化と社会福祉事業等への計画的な再投資)、③地域における公益的な取組の責務等の規定を設け、社会福祉法人の公益性・非営利性を制度的に担保したものであり、着実な実施が必要。

《社会福祉法人制度改革のスケジュール》



※ 計算書類等を定時評議員会の日の2週間前から備え置くことが必要なため、決算承認理事会と定時評議員会は、2週間空けて開催することが必要がある。

6. 高齢者

《直近の動向》

➤ 2017.2.7 地域包括ケアシステム強化法案(介護保険法等改正法案):閣議決定

- ▶ 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」が閣議決定の後、国会に提出された。
- ▶ 本法案は、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることを目的とするものである。
- ▶ 介護保険法の改正については、全市町村が保険者機能を発揮し自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化、利用者負担の見直し(2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする)、介護納付金への総報酬割の導入等が盛り込まれている。
- ▶ 地域包括ケアシステムの深化・推進と介護保険制度の持続可能性の確保のための介護保険法の改正とともに、地域共生社会の実現に向けた取組の推進等を目的とする社会福祉法、障害者総合支援法、児童福祉法等の一括改正法案となる。
- ▶ 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等のため、市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化、高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付けること等が盛り込まれている。

《概要》

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進(介護保険法)

○全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

- ・ 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業(支援)計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
- ・ 都道府県による市町村に対する支援事業の創設・財政的インセンティブの付与の規定の整備(その他)
 - ・ 地域包括支援センターの機能強化(市町村による評価の義務づけ等)
 - ・ 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化(小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入)
 - ・ 認知症施策の推進(新オレンジプランの基本的な考え方(普及・啓発等の関連施策の総合的な推進)を制度上明確化)

2 医療・介護の連携の推進等(介護保険法、医療法)

①「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設

※現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。

②医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等(社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法)

- ・ 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の 努力義務化
- ・ 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける

(その他)

- ・ 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化(事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等)
- ・ 障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し(障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。)

II 介護保険制度の持続可能性の確保

4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする(介護保険法)

5 介護納付金への総報酬割の導入(介護保険法)

- ・ 各医療保険者が納付する介護納付金(40～64歳の保険料)について、被用者保険間では『総報酬割』(報酬額に比例した負担)とする

○平成30年4月1日施行(Ⅱ5は平成29年8月分の介護納付金から適用、Ⅱ4は平成30年8月1日施行)

➤ 2017.1.18 社会保障審議会介護給付費分科会(135回):平成29年度報酬改定

- ▶ 平成29年度介護報酬改定に係る諮問への答申をとりまとめ、報告した。

≪介護職員処遇改善加算に係る加算率について≫

1. 加算算定対象サービス

サービス区分	介護職員処遇改善加算の区分に応じた加算率				
	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ	加算Ⅴ
・(介護予防)訪問介護 ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	13.7%	10.0%	5.5%	加算(Ⅲ)により 算出した単位 ×0.9	加算(Ⅲ)により 算出した単位 ×0.8
・(介護予防)訪問入浴介護	5.8%	4.2%	2.3%		
・(介護予防)通所介護 ・地域密着型通所介護	5.9%	4.3%	2.3%		
・(介護予防)通所リハビリテーション	4.7%	3.4%	1.9%		
・(介護予防)特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護	8.2%	6.0%	3.3%		
・(介護予防)認知症対応型通所介護	10.4%	7.6%	4.2%		
・(介護予防)小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護	10.2%	7.4%	4.1%		
・(介護予防)認知症対応型共同生活介護	11.1%	8.1%	4.5%		
・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・(介護予防)短期入所生活介護	8.3%	6.0%	3.3%		
・介護老人保健施設 ・(介護予防)短期入所療養介護(老健)	3.9%	2.9%	1.6%		
・介護療養型医療施設 ・(介護予防)短期入所療養介護(病院等)	2.6%	1.9%	1.0%		

2. 加算算定非対象サービス

サービス区分	加算率
(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売、(介護予防)居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援	0%

≪平成29年度介護報酬改定・介護報酬の見直しの対象(答申)≫

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準
- 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準
- 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準
- 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準
- 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準

➤ 2016.12.28 社会保障審議会介護給付費分科会(134回):平成28年度の調査結果等

▶ 平成28年度介護事業経営概況調査の結果及び、平成29年度調査の実施等について議論した。

≪平成28年度介護事業経営概況調査の結果・概要≫

○各介護サービスの収支差率(※1)について、介護報酬改定前の平成26年度と改定後の平成27年度の状況を比較すると、多くの介護サービスにおいて収支差率は低下しているが、平成27年度の収支差率は概ねプラス(※2)になっている。

- ・施設サービスにおいては、全てのサービスで収支差率が低下。
- ・居宅サービスにおいては、一部のサービスを除いて収支差率が低下(※3)。
- ・地域密着型サービスにおいては、5つのサービスで収支差率が低下している一方、3つのサービスで収支差率が上昇(※4)。

○各介護サービスの給与費割合(※5)について、介護報酬改定前の平成26年度と改定後の平成27年度の状況を比較すると、多くの介護サービスにおいて給与費割合が上昇(※6)している。

【各サービスにおける収支差率】

サービスの種類	28年度概況調査			サービスの種類	28年度概況調査		
	26年度決算	27年度決算	対26年度増減		26年度決算	27年度決算	対26年度増減
施設サービス ()内は税引後収支差率				特定施設入居者生活介護	5.9% (4.3%)	4.1% (2.7%)	△1.8%
介護老人福祉施設	3.0% (3.0%)	2.5% (2.5%)	△0.5%	福祉用具貸与	0.4% (△0.4%)	3.7% (3.0%)	+3.3%
介護老人保健施設	3.9% (3.3%)	3.2% (2.7%)	△0.7%	居宅介護支援	△3.5% (△3.8%)	△1.8% (△2.1%)	+1.7%
介護療養型医療施設	6.1% (5.0%)	3.7% (2.7%)	△2.4%	地域密着型サービス ()内は税引後収支差率			
居宅サービス ()内は税引後収支差率				定期巡回・随時対応型訪問介護看護	※△1.7% (※△1.9%)	※6.8% (※6.5%)	+8.5%
訪問介護	7.4% (6.6%)	5.5% (4.6%)	△1.9%	夜間対応型訪問介護	※7.1% (※7.0%)	※3.6% (※3.6%)	△3.5%
訪問入浴介護	2.9% (1.5%)	2.7% (1.6%)	△0.2%	認知症対応型通所介護	6.9% (6.6%)	6.0% (5.7%)	△0.9%
訪問看護	3.5% (2.6%)	3.0% (2.3%)	△0.5%	小規模多機能型居宅介護	5.2% (4.9%)	5.4% (5.2%)	+0.2%
訪問リハビリテーション	6.9% (6.1%)	4.3% (3.6%)	△2.6%	認知症対応型共同生活介護	6.2% (5.1%)	3.8% (2.5%)	△2.4%
通所介護	7.7% (6.3%)	6.3% (5.0%)	△1.4%	地域密着型特定施設入居者生活介護	※5.6% (※5.3%)	※5.2% (※5.0%)	△0.4%
通所リハビリテーション	6.5% (5.9%)	4.6% (4.0%)	△1.9%	地域密着型介護老人福祉施設	2.2% (2.2%)	1.6% (1.6%)	△0.6%
短期入所生活介護	5.9% (5.8%)	3.2% (3.1%)	△2.7%	看護小規模多機能型居宅介護	※1.4% (※1.4%)	※6.3% (※6.3%)	+4.9%

収支差率 = (介護サービスの収益額 - 介護サービスの費用額) / 介護サービスの収益額

・ 介護サービスの収益額は、介護事業収益と借入金利息補助金収益の合計額

※ 介護事業収益は、介護報酬による収入(1割負担分含む)、保険外利用料収入、補助金収入(運営費に係るものに限る)の合計額

・ 介護サービスの費用額は、介護事業費用、借入金利息及び本部費繰入(本部経費)の合計額

注: 収支差率に「※」のあるサービスについては、集計施設・事業所数が少なく、集計結果に個々のデータが大きく影響していると考えられるため、参考数値として公表している。

(※1)収支差率=(介護サービスの収益額－介護サービスの費用額)／介護サービスの収益額

(※2)居宅介護支援においては収支差率がマイナス

(※3)福祉用具貸与、居宅介護支援においては収支差率が上昇

(※4)定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護においは収支差率が上昇

(※5)介護サービスの収益額に対する給与費額の割合

(※6)福祉用具貸与、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護においては給与費割合が低下

➤ 2016.12.20 社会保障審議会療養病床等の在り方等に関する特別部会：議論の整理

- ▶ 社会保障審議会療養病床の在り方等に関する特別部会は、「療養病床の在り方等に関する議論の整理」をとりまとめた。
- ▶ 平成 29 年度末に経過措置の期限が到来する介護療養病床及び医療療養病床については、現在、これらの病床が果たしている機能に着目しつつ、今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応、各地域での地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域の実情に応じた柔軟性を確保した上で、必要な機能を維持・確保していくことが重要であるとしている。
- ▶ 介護療養病床の「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や、「看取り・ターミナル」等の機能を維持しつつ、その入院生活が長期にわたり、実質的に生活の場になっている実態を踏まえて、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな施設類型を創設すべきであるとした。

≪抜粋：経過措置の設定等≫

【転換に係る準備のための経過期間】

- 新たな施設類型を創設する場合には、所要の法整備が必要となる。来年、法整備が行われた場合、当該類型の人員配置、施設基準、報酬等が、具体的に決定するのは、平成29年度末となることが見込まれる。こうしたことを勘案すると、平成29年度末で設置期限を迎える介護療養病床については、期限を設けつつも、転換に係る準備のための経過期間を十分に設けるべきである。
- 具体的な経過期間については、3年程度を目安とすべきという意見と、転換には一定の時間を要することを踏まえ、6年程度を目安とすべき、との意見があった。また、経過期間を設ける場合に、円滑な転換を促進していく観点から、平成30年度から一定の期間内に、転換の意向を明らかにしていただくような仕組みが必要ではないか、といった意見もあった。
- また、医療療養病床に係る医療法施行規則に基づく療養病床の人員配置標準の経過措置については、平成18年改正の際の方針に従い、原則として平成29年度末で終了するが、必要な準備期間に限り、延長を認めるべきである。なお、有床診療所については、過疎地域を含む、地域で果たす役割に鑑み、現行の医療法施行規則の人員配置標準の経過措置の延長を検討することが適当である。

➤ 2016.12.19 「平成29年度介護報酬改定に関する審議報告」

- ▶ 介護人材の処遇改善については、「未来への投資を実現する経済対策」(閣議決定・平成28年8月2日)において、「介護保険制度の下で、介護人材の処遇については、キャリアアップの仕組みを構築し、月額平均1万円相当の改善を平成29年度から実施する」とされ、政府において、平成29年度に臨時に介護報酬改定を行うことにより対応することが決定されたところである。
- ▶ これらを踏まえ、社会保障審議会介護給付費分科会は「平成29年度介護報酬改定に関する審議報告」をとりまとめた。

- ▶ 介護職員の処遇改善については、現行の介護職員処遇改善加算を前提として、新たな区分(要件)を設け、月額平均1万円相当の処遇改善をはかるとの考えを示した。
- ▶ 地域区分の見直しは、「対象地域に対して、関係者の意見を踏まえて適切に判断するよう求めるとともに、新たな設定方法の適用についての意向を十分に確認した上で、財政的な増減を生じさせない財政中立の原則の下、平成30年度介護報酬改定において実施することが適当である」とした。

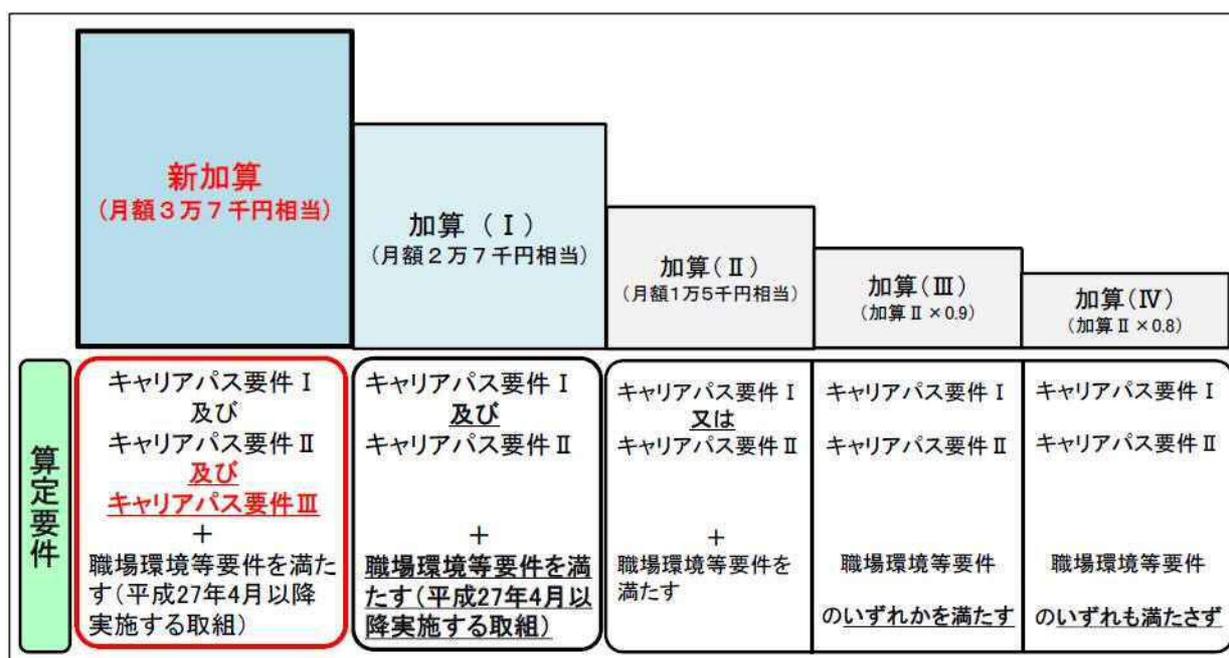
《概要：介護人材の処遇改善》

- 平成29年度介護報酬改定では、現行の介護職員処遇改善加算の位置づけを前提として、これを維持しつつ、介護人材の職場定着の必要性、介護福祉士に期待される役割の増大、介護サービス事業者による昇給や評価を含む賃金制度の整備・運用状況などを踏まえ、事業者による、昇給と結びついた形でのキャリアアップの仕組みの構築について、手厚く評価を行うための区分を新設することが適当である
- 新設する区分の具体的な内容については、現行の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)の算定に必要な要件に加えて、新たに、「経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること(就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む)」とのキャリアパス要件を設け、これらを全て満たすことを要することとすることが適当である。

(※)新設するキャリアパス要件に関する取組の例

- 「経験に応じて昇給する仕組み」…「勤続年数」、「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを想定。
- 「資格等に応じて昇給する仕組み」…「介護福祉士」、「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを想定。ただし、介護福祉士資格を有して当該事業所や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。
- 「一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み」…「実技試験」、「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを想定。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。

《処遇改善の拡充後のイメージ》



(注)「キャリアパス要件Ⅰ」…職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
「キャリアパス要件Ⅱ」…資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
「キャリアパス要件Ⅲ」…**経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること**
「職場環境等要件」…賃金改善以外の処遇改善を実施すること
※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

* 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案 ※厚生労働省 HP

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/193.html>

* 社会保障審議会介護給付費分科会／同介護報酬改定検証・研究委員会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126698>

* 社会保障審議会療養病床の在り方等に関する特別部会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=353786>

7. 障害者

《直近の動向》

➤ 2017.2.8 これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会

- ▶ 厚生労働省は、改正精神保健福祉法の附則における施行後3年(平成29年4月)の検討・措置規定とともに、「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策の今後の方向性」(平成26年7月、以下「方向性」)を踏まえた精神科医療の在り方の更なる検討を行うため検討会を設置・開催している。
- ▶ 検討事項としては、改正精神保健福祉法の附則に盛り込まれている、医療保護入院における移送及び入院の手続の在り方、医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置のあり方と精神科病院に係る入院中の処遇等とともに、「方向性」を踏まえた精神科医療のあり方を含め、精神保健医療福祉のあり方が掲げられている。
- ▶ 検討会のもとに、①医療保護入院等のあり方分科会、②新たな地域精神保健医療体制のあり方分科会を設置して議論を進めた。
- ▶ 第8回の検討会では、「とりまとめ案」について議論した。

《概要：新たな地域精神保健医療体制の在り方についての論点整理》

※第4回検討会(平成28年11月11日)資料より抜粋

1. 精神障害者を地域で支える医療の在り方について

(対応の方向性)

- 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すことを理念として明確にすべきである。また、医療と福祉等の様々な関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるように、障害保健福祉圏域ごとに都道府県・保健所・市町村等の重層的な役割分担・協働を推進する方策を検討すべきである。
- 精神障害者に対する包括的支援マネジメントの運用の実態を分析しながら、多職種で効果的かつ効率的に活用できる包括的支援マネジメント手法を開発する研究を推し進めるべきである。
- 多職種を雇用し、デイケア、訪問看護、アウトリーチ等を実践している精神科医療機関の実態を分析しながら、効果的かつ効率的な地域精神保健医療を提供し、かつ地域に責任をもって対応している精神科医療機関を拡充する方策を検討すべきである。この際、精神科医療機関と自治体との連携のあり方についても検討すべきである。

2. 多様な精神疾患等に対応できる医療体制の在り方について

(対応の方向性)

- 医療計画においても、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神保健医療・一般医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指すことを理念として明確にすべきである。
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、障害福祉計画に基づき、障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、一般医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築すべきである。また、医療計画に基づき、精神医療圏ごとの医療関係者等による協議の場を通じて、圏域内の病院・病院間連携及び病院・診療所間連携の深化を図るべきである。
- 多様な精神疾患等に対応できる医療提供体制の構築に向けて、「良質かつ適切な精神障害者に

対する医療の提供を確保するための指針」を踏まえて、多様な精神疾患等ごとに医療機関の役割分担・連携を推進できるよう、医療計画に基づき、都道府県ごとの医療関係者等による協議の場を通じて、各医療機関の医療機能を明確化すべきである。

3. 精神病床のさらなる機能分化について

(対応の方向性)

- 「重度かつ慢性」に関する研究班の実施した全国調査では、1年以上の長期入院精神障害者(認知症を除く)のうち約6割が当該基準に該当することが明らかとなった。これにより、1年以上の長期入院精神障害者(認知症を除く)のうち約4割は、地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、入院から地域生活への移行が可能であると示唆された。このような研究成果等を踏まえつつ、平成32年度末・平成37年(2025年)の精神病床における入院需要(患者数)及び、地域移行に伴う基盤整備量(利用者数)の目標を明確にした上で、計画的に基盤整備を推し進める方策を検討すべきである。あわせて、医療計画における精神病床の基準病床の算定式との整合性を検討すべきである。
- より速やかに地域の実態を把握できるように、精神保健福祉資料(630調査)の改善を図るとともに、レセプト情報等データベース等を用いて、新たな指標を設定すべきである。
- 「重度かつ慢性」については、厚生労働科学研究において策定された基準案を医学的評価尺度の一つとして活用すべきである。「重度かつ慢性」に該当する精神障害者が、地域生活できるように、研究を推し進めるべきである。

〈検討経過〉

【これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会】

- 第1回(1月7日):検討会の設置、検討事項について協議。分科会の設置を確認
- 第2回(2月25日):関係者ヒアリング
- 第3回(9月30日):「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止検討チーム」の中間とりまとめ、各分科会における論点整理等について
- 第4回(11月11日):「新たな地域精神保健医療体制の在り方についての論点整理」、医療保護入院等の在り方
- 第5回(12月22日):医療保護入院制度 等
- 第6回(1月6日):これからの精神保健医療福祉のあり方
- 第7回(1月27日):精神保健指定医の指定等、医療保護入院制度、措置入院に係る医療等の充実

【医療保護入院等のあり方分科会】

- 第1回(3月11日):分科会の検討事項及び検討課題の現状等を確認。「医療保護入院における移送及び入院の手続等の在り方」及び「医療保護入院者の退院を促進するための措置の在り方」について議論
- 第2回(4月28日):「入院中の処遇、退院等に関する精神障害者の意思決定及び意思の表明の支援の在り方」について議論
- 第3回(6月29日):「医療保護入院のあり方」について議論
- 第4回(7月21日):今後議論すべき論点

【新たな地域精神保健医療体制のあり方分科会】

- 第1回(3月29日):分科会の検討事項及び検討課題の現状等を確認。「精神病床のさらなる機能分

化」、「精神障害者を地域で支える医療の在り方」及び「多様な精神疾患等に対応できる医療体制の在り方」について議論

第2回(4月22日):関係者ヒアリング

第3回(5月27日): //

第4回(6月29日): //

第5回(7月15日):今後議論すべき論点

2017.2.2 「障害福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」:通知発出

- ▶ 厚生労働省は、福祉サービス第三者評価事業における障害者・児福祉サービス版の評価基準ガイドラインの改定について「障害福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」(障発0202第3号、社援発0202第6号/厚生労働省社会・援護局長、同厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)を発出した。
- ▶ 通知では、障害者総合支援法の一部改正法及び児童福祉法の一部改正法(平成28年5月25日成立)では、障害者の望む地域生活の支援や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応とともに、「サービスの質の確保・向上に向けた環境整備」に係る措置などが盛り込まれていること、また、第三者評価事業は、社会福祉事業の事業者が任意で受ける仕組みであるが、障害福祉サービス等の質の向上を図り、安心して障害者・児を支援することができる環境を整備する必要があるとしている。

➤ 2017.1.6 社会保障審議会障害者部会(第83回):障害福祉計画等

- ▶ 平成30年度の次期計画の策定に向けて、障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針について、また、放課後等デイサービスと就労継続支援A型の運用の見直しについて議論した。
- ▶ 障害児支援について、これまで放課後等デイサービスの質の向上を図るため、放課後等デイサービスガイドラインを活用した成果目標が検討されていたが、基本指針の成果目標ではなく、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」にガイドラインの遵守及び自己評価結果の公表を規定し、義務化を図る(平成29年4月施行予定)とされた。

≪概要≫

1. 障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る成果目標(案)及び活動指標(案)

(1) 施設入所者の地域生活への移行

【施設入所者の地域生活移行者数】

○平成32年度末時点で、平成28年度末の施設入所者数の 9%以上 が地域生活へ移行することを基本とする。

【施設入所者数の削減】

○平成32年度末時点の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から 2%以上 削減することを基本とする。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況

② 市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況

③ 精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)

④ 精神病床における早期退院率(入院後3か月時点の退院率、入院後6か月時点の退院率、入院

後 1 年時点の退院率)

(3)障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備

○平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

(4)福祉施設から一般就労への移行等

【就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数】

○平成 32 年度末までに平成 28 年度実績の 1.5 倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。

【就労移行支援の利用者数】

○福祉施設から一般就労への移行の推進のため、平成 32 年度末における利用者数(サービス等利用計画案を踏まえて、アセスメント期間(暫定支給決定期間)を設定し、利用者の最終的な意向確認の上、就労移行支援の利用が適していると判断された者)が、平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加することを目指す。

【就労移行支援の事業所ごとの移行率】

○就労移行率が 3 割以上である就労移行支援事業所を、平成 32 年度末までに全体の 5 割以上とすることを目指す。

【就労定着支援による職場定着率】 ※就労定着支援の創設

○各年度における就労定着支援による 支援開始 1 年後の職場定着率を 80%とすることを基本とする。 ※また、同事業の効果を検討するため、今後、長期的な定着率も集計することも検討。

(5)障害児支援の提供体制の整備等

【障害児に対する重層的な地域支援体制の構築】

○児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 カ所以上設置することを基本とする。
なお、市町村単独での設置が困難な場合には、関係市町村の協議により、圏域で設置することもできるものとする。

○地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、各市町村(又は圏域)に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、平成 32 年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

【医療的ニーズへの対応】

○重症心身障害児が身近な地域で支援が受けられるように、平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、関係市町村の協議により、圏域で確保することもできるものとする。

○医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、関係市町村の協議により、圏域で設置することもできるものとする。

【放課後等デイサービスの質の向上】

★基本指針の成果目標ではなく、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 24 年厚生労働省令第 15 号)にガイドラインの遵守及び自己評価結果

の公表を規定し、義務化を図る。(平成 29 年 4 月施行予定)

(6)活動指標の全体像

- サービスの量を見込むに当たっては、長期入院患者の地域移行のニーズを踏まえて見込むこととし、実績については障害種別ごとに把握することとしてはどうか。

2. 個別施策に係る見直し事項

- ①「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ②障害を理由とする差別の解消の推進
- ③障害者虐待の防止、養護者に対する支援
- ④発達障害者支援の一層の充実
- ⑤難病患者への一層の周知
- ⑥基幹相談支援センターの設置促進等
- ⑦意思決定支援及び成年後見制度の利用促進の在り方
- ⑧情報公表制度による質の向上
- ⑨利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実
- ⑩障害福祉人材の確保

3. 放課後等デイサービス、就労継続支援 A 型の運用の見直しについて(案)

<放課後等デイサービス>

- 総費用額(1,446 億円)は、障害児支援全体の 64.9%を占め、サービス創設以降、利用者数、事業所数とともに大幅に増加。
- 一方、利潤を追求し支援の質が低い事業所や適切ではない支援を行う事業所が増えているとの指摘がある。

見直し案

(1)障害児支援等の経験者の配置

- ①管理責任者の資格要件を見直し、障害児・児童・障害者の支援の経験(3 年以上)を必須化
- ②配置すべき職員を「児童指導員」「保育士」「障害福祉サービス経験者」とし、そのうち、児童指導員又は保育士を半数以上に

(2)「放課後等デイサービスガイドライン」の遵守及び自己評価結果公表の義務付け

<就労継続支援 A 型>

- 総費用額(781 億円)は、障害者支援全体の 4.4%を占め、近年大幅に増加。
- 一方、生産活動の内容が適切でない事業所や、利用者の意向にかかわらず、すべての利用者の労働時間を一律に短くする事業所など、不適切な事例が増えているとの指摘がある。

見直し案

(1)就労の質の向上

- ①事業収入から必要経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金総額以上となるように
- ②賃金を給付費から支払うことは原則禁止

(2)障害福祉計画上の必要サービス量を確保できている場合、自治体は新たな指定をしないことを可能に

* これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai.html?tid=321418>

* 通知「障害福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」 ※全社協HP

<http://shakyo-hyouka.net/evaluation4/>

* 社会保障審議会障害者部会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126730>

8. 子ども・家庭福祉

《直近の動向》

▶ 2017.2.13 「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」等の開催

- ▶ 厚生労働省は、児童福祉法の改正(平成 28 年 5 月 27 日)等を踏まえ、新たな社会的養育のあり方、児童相談所等の専門性の強化、市区町村の支援業務のあり方、児童虐待対応における司法関与と特別養子縁組制度の利用促進のあり方等の検討を行うための検討会を設置・開催している。
- ▶ 児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会(第 10 回/1 月 16 日)では、「児童虐待対応における司法関与の在り方について(これまでの議論の整理)」をとりまとめた。また、2 月 13 日の第 12 回では、これまでの特別養子縁組に関する有識者・関係者のヒアリング等をもとに議論を進めた。
- ▶ 新たな社会的養育の在り方に関する検討会(第 9 回/2 月 1 日)では、個別論点(在宅支援、児童家庭支援センター)について議論した。

《概要》

1. 新たな社会的養育の在り方に関する検討会

(1)趣旨

- 改正児童福祉法等の進捗状況を把握するとともに、「新たな子ども家庭福祉」の実現に向けた制度改革全体を鳥瞰しつつ、新たな社会的養育の在り方の検討を行うこととし、併せて、これを踏まえ「社会的養護の課題と将来像」(平成 23 年 7 月)を全面的に見直す。

(2)主な検討事項

- 次に掲げる事項を含め、社会的養育の在るべき姿を検討。「社会的養護の課題と将来像」(平成 23 年 7 月)を全面的に見直すことにより、新たな社会的養育の在り方を示す。
 - ①改正児童福祉法等の進捗状況を把握するとともに、「新たな子ども家庭福祉」の実現に向けた制度改革全体を鳥瞰
 - ②改正児童福祉法を踏まえた社会的養育の考え方、家庭養護と家庭的養護の用語の整理・定義の明確化
 - ③②を踏まえた地域分散化も含めた施設機能の在るべき姿
 - ④里親、養子縁組の推進や、在宅養育支援の在り方、これらを踏まえた社会的養育体系の再編
 - ⑤②～④を踏まえた都道府県推進計画への反映の在り方
 - ⑥児童福祉法の対象年齢を超えて、自立支援が必要と見込まれる 18 歳以上(年齢延長の場合は 20 歳)の者に対する支援の在り方

(3)議論の経過

- 第 1 回(7 月 29 日):改正法施行のロードマップと進捗の確認、「社会的養育」の議論のポイント等
- 第 2 回(9 月 19 日):法改正後の進捗状況等の確認、関係団体ヒアリング※
 - ※全国児童養護施設協議会、全国乳児福祉協議会、全国母子生活支援施設協議会 等
- 第 3 回(10 月 7 日):個別の論点に関する議論、関係団体等からのヒアリング※
 - ※全国保育協議会 等
- 第 4 回(10 月 21 日):社会的養護に関する議論、関係団体等からのヒアリング
- 第 5 回(11 月 18 日):各検討会・WG の開催状況、法改正後の進捗状況、個別論点に関する議論
- 第 6 回(11 月 30 日):関係団体ヒアリング、個別の論点に関する議論等

○第7回(12月28日):法改正後の進捗状況、個別の論点に関する議論等

○第8回(1月13日):個別の論点(在宅支援)に関する議論

2. 児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会

(1)趣旨

○改正児童福祉法では児童の福祉の増進を図る観点から、特別養子縁組制度の利用促進の在り方について検討し、必要な措置を講ずることとされており、また、要保護児童を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の関与の在り方について、児童虐待の実態を勘案しつつ検討し、必要な措置を講ずることとされている。同様の内容が「ニッポン一億総活躍プラン」においても位置付けられている。これらを踏まえ、各事項について調査・検討を行うため開催する。

(2)主な検討事項

①要保護児童を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の関与の在り方

②児童の福祉の増進を図る観点からの特別養子縁組制度の利用促進の在り方

(3)特別養子縁組制度の利用促進に関する論点 ※第10回資料より抜粋

○特別養子縁組制度全体、年齢要件、審判の申立権、成立要件、子どもの出自を知る権利、養子縁組成立後の養親や子どもに対する支援、養子縁組の民間あっせん団体、その他(養親候補者の確保)

(4)議論の経過

○第1回(7月25日):検討会の開催について、意見交換

○第2回(8月31日):関係者・有識者からのヒアリング等

○第3回(9月26日):個別論点(司法関与)に関する意見交換

○第4回(10月14日):〃

○第5回(10月31日):〃

○第6回(11月14日):〃

○第7回(11月28日):これまでの議論の整理案

○第8回(12月12日):〃

○第9回(12月26日):特別養子縁組に関する議論、有識者等ヒアリング

○第10回(1月16日):特別養子縁組に関する議論、関係者ヒアリング

○第11回(1月30日):特別養子縁組に関する議論、有識者ヒアリング

3. 子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ

(1)趣旨

○改正児童福祉法を踏まえ、児童福祉司等に義務付ける研修の内容・実施体制等について構築するためのワーキンググループを開催し、国の基準に適合する実際の研修のガイドライン、カリキュラム等を定め、児童相談所等の専門性強化を図るための検討を行う。

(2)主な検討事項

①平成29年4月1日の改正法施行に向け、優先的に検討を進めることが必要な事項

◇地方自治体等が実施している現行の研修内容・体制の情報収集・分析・検証

◇以下の者が受講する研修又は任用前講習会のガイドラインの策定等※

・スーパーバイザーを含む児童福祉司

・社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者を児童福祉司として任用する場合の者

・要保護児童対策地域協議会の調整機関に配置される専門職

※研修科目・時間(講義・実習)、保有資格に応じた科目免除の内容、講師の選定基準、研修の実施体制、研修方法などの策定

②児童相談所等における将来的な専門職のあり方、人材育成等専門性の向上等について十分な検討を行うことが必要な事項

◇児童相談所の体制強化(専門職の配置基準、中核市・特別区における設置支援、要保護児童の通告の在り方及び児童相談所の業務の在り方等)に向けた更なる方策

◇児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策(専門性を担保するための資格に関する検討を含む)

◇研修の実施体制、研修方法の充実・向上について

(3)議論の経過

○第1回(7月29日):ワーキンググループの開催について、意見交換

○第2回(9月2日):児童福祉司任用後研修、同スーパーバイザー研修、同任用前講習会等

○第3回(10月7日): //、要保護児童対策調整機関の専門職の研修等

○第4回(12月9日):研修カリキュラム(案)、児童相談所等の専門性の向上等(課題の整理)

○第5回(2月1日):児童相談所の体制強化

4. 市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ

(1)趣旨

○改正児童福祉法では、基礎的な地方公共団体である市区町村の責務として、身近な場所における支援業務を適切に行うことが明示され、施設入所等に至らなかった児童への在宅支援を中心とした、身近な場所で児童・保護者を積極的に支援し、児童虐待の発生予防等を図ることとされている。改正児童福祉法を踏まえた市区町村の支援業務の具体的な内容やあり方等について検討を行う。

(2)主な検討事項

①市区町村が児童等に対する必要な支援を行うための拠点機能のあり方、推進方策

②市区町村が虐待対応の具体的な支援業務(要支援児童等の情報提供、児童相談所からの委託を受けての通所・在宅による指導措置等)を適切に行うために必要な支援方策(ガイドライン)や専門人材の養成及び確保方策

③要保護児童対策地域協議会の更なる活用等による関係機関の連携強化

④市区町村における総合的な支援体制の強化のあり方

(3)議論の経過

○第1回(8月8日):ワーキンググループの開催等について、意見交換

○第2回(9月16日):今後の進め方等、論点整理の確認、支援拠点の機能に関する意見交換

○第3回(10月21日):運営指針(たたき台)、意見交換

○第4回(11月30日):運営指針(素案)、ガイドライン検討事項骨子(案)等

○第5回(12月21日):運営指針(案)、ガイドライン(たたき台)

○第6回(2月2日):ガイドライン(素案)のたたき台(案)

➤ 2017.2.8 子ども・子育て会議(第30回)・基準検討部会(第33回)合同会議:処遇改善等

▶平成29年度の子ども・子育て支援制度に関する予算案の状況などをもとに、技能・経験に応じた保育士等の処遇改善等について、公定価格での対応等を議論した。

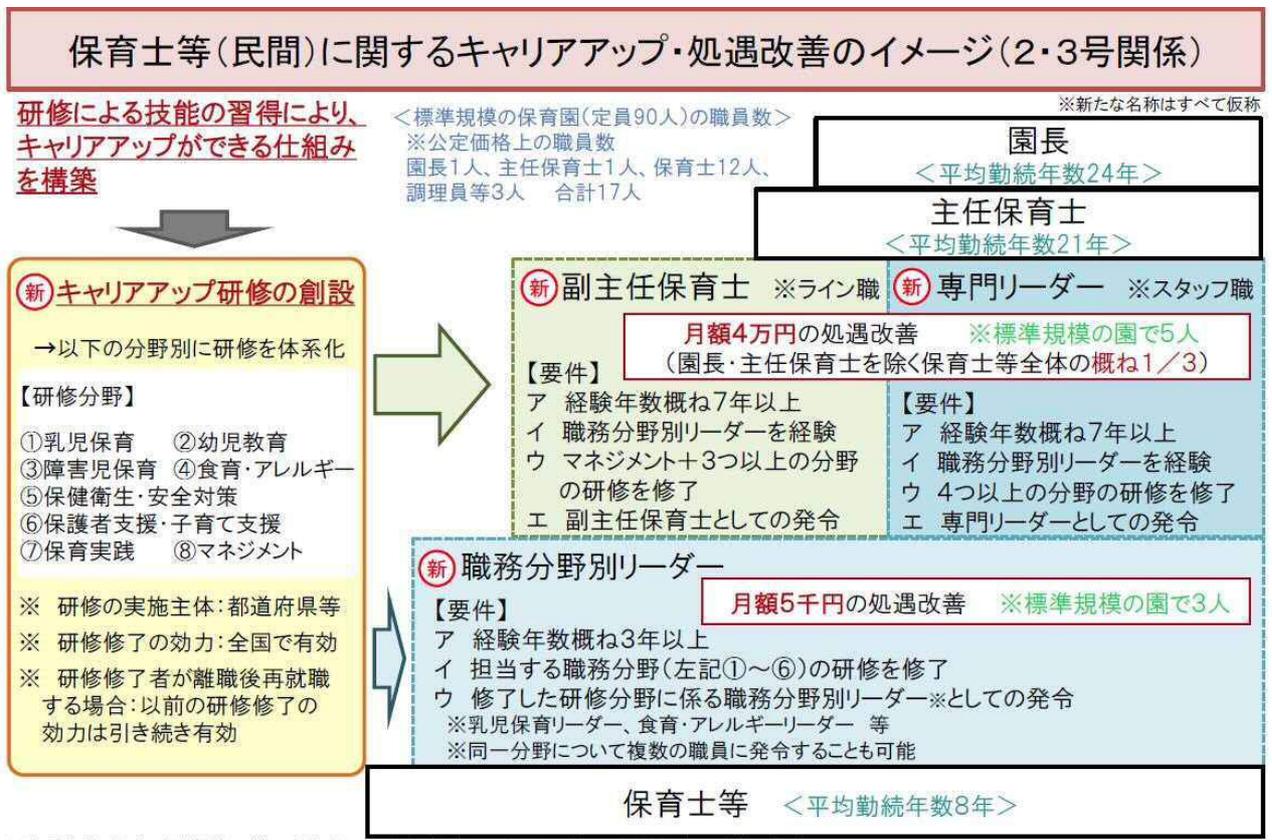
▶平成28年度の企業主導型保育事業助成決定一覧(第11回まで)や国家戦略特区ワーキンググループで検討中の小規模保育事業の入園対象年齢の拡大等についても報告された。

《全ての保育士等を対象とした2%の処遇改善》

- 現行の処遇改善加算(賃金改善要件分)の加算率の積み増し(3%→5%)により実施。
- キャリアアップの仕組み(賃金体系、資質向上のための研修計画等)を構築していない場合、5%からキャリアパス要件分として2%減額
- 5%の処遇改善については、月給への反映を努力義務とする。

《技能・経験に応じた保育士等の処遇改善等(案)》

- ◇キャリアパスの仕組みを構築し、保育士等の処遇改善に取り組む保育園等に対してキャリアアップによる処遇改善に要する費用を公定価格に上乗せ(公定価格上の加算を創設)する。
- ◇現行の処遇改善等加算と同様に、賃金改善計画の策定及び実績報告を行うことを要件とする。
- その他、対象者への発令、職務手当を含む月給により賃金改善が行われていること等を要件とする。
- ※研修に関する要件については、平成29年度は課さず、平成30年度以降は職員の研修受講状況等を踏まえ決定



※各保育園、認定こども園等の状況を踏まえ、副主任保育士・専門リーダーの配置比率は柔軟に対応可
 ※上記処遇改善の対象施設等は、公定価格における現行の処遇改善等加算の対象と同じ。
 ※「園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3」とは、公定価格における職員数に基づき算出したもの。
 このほか、更なる「質の向上」の一環として、全職員に対して**2%(月額6千円程度)**の処遇改善を実施

➤ 2017.1.16 保育所等利用待機児童数調査に関する検討会

- ▶ 待機児童数については、国が定めた基準に基づき、保育の実施主体である各市区町村が個別の状況を踏まえて把握しているところであるが、特定の保育園を希望する者などの取扱いについて、市区町村ごとに異なるとの指摘もある。このため、厚生労働省は、保育所等利用待機児童数調査に関する検討を行うための検討会を設置・開催した。
- ▶ 主な検討事項は、特定の保育園を希望する者などの取扱いについてとされており、検討会での議論とともに自治体ヒアリング、意見募集等を行いながらとりまとめを行う予定である。
- ▶ 第3回では、保育所等利用待機児童調査について、各市町村における取扱の現状の整理、平成29

年 4 月入園に向けての市区町村における環境整備(案)について検討した。

《議論の経過》

- 第 1 回(9 月 15 日):特定の保育園を希望する者などの取扱いの現状と課題、自治体(川崎市)のヒアリング
- 第 2 回(11 月 29 日):自治体ヒアリング等を踏まえた検討
待機児童数の調査における「求職活動休止」、「特定園希望」(他に利用可能な保育所等、特定の保育所等を希望、私的な理由)、「育児休業中」の取扱

➤ 2016.12.21 保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ

- ▶ 厚生労働省は、保育所保育指針の改定に向けて、社会保障審議会児童部会に保育専門委員会を設置した(第 1 回会議は、平成 27 年 12 月 4 日開催)。
- ▶ 平成 20 年に改定された保育所保育指針について、改定時から現在に至るまでの社会情勢の変化(子ども・子育て支援新制度の施行、保育所利用児童数の増加、保護者支援の重要性の高まり等)や文部科学省における幼稚園教育要領の構造的な見直しに向けた検討等を踏まえ検討を進めた。
- ▶ 8 月 8 日に「中間とりまとめ」を公表した後、第 10 回会議(12 月 21 日)において「保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ」が了承された。
- ▶ 議論のとりまとめでは、保育の質の向上に向けて、「保育所の利用率が高まるとともに、子育て家庭を取り巻く環境も変化していく中で、保育所が果たす社会的な役割が高まっている。今回改定される保育指針が保育所保育の質の一層の向上の契機となり、保育所で働く保育士等はもちろん、保育に関わる幅広い関係者にもその趣旨が理解され、全ての子どもの健やかな育ちの実現へとつながる取組が進められていくことが重要である」としている。
- ▶ 今後、解説書の作成が進められるとともに、平成 28 年度内に大臣告示、1 年間の周知期間において、平成 30 年度から施行予定である。

《保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ・概要》

背景(保育をめぐる近年の状況)

- 現行の指針は平成 20 年に告示。その後の以下のような社会情勢の変化を踏まえ改定について検討
 - ・ 「量」と「質」の両面から子どもの育ちと子育てを社会全体で支える「子ども・子育て支援新制度」の施行(平成 27 年 4 月)
 - ・ 0～2 歳児を中心とした保育所利用児童数の増加
(1・2 歳児保育所等利用率 27.6%(H20)→38.1%(H27))
 - ・ 子育て世帯における子育ての負担や孤立感の高まり、児童虐待相談件数の増加
(42,664 件(H20)→103,286 件(H27)) 等

1. 保育所保育指針の改定の方向性

(1)乳児・1 歳以上 3 歳未満児の保育に関する記載の充実

- この時期の保育の重要性、0～2 歳児の利用率の上昇等を踏まえ、3 歳以上児とは別に項目を設けるなど記載内容を充実。(特に乳児保育については、「身近な人と気持ちを通じ合う」「身近なものとの関わり感性が育つ」「健やかに伸び伸びと育つ」という視点から、記載内容を整理・充実。)

(2)保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ

- 保育所保育も幼児教育の重要な一翼を担っていること等を踏まえ、卒園時まで育てほしい姿を

意識した保育内容や保育の計画・評価の在り方等について記載内容を充実。主体的な遊びを中心とした教育内容に関して、幼稚園、認定こども園との整合性を引き続き確保。

(3) 子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康及び安全の記載の見直し

○子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、食育の推進、安全な保育環境の確保等に関して、記載内容を見直し。

(4) 保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性

○保護者と連携して「子どもの育ち」を支えるという視点を持って、子どもの育ちを保護者とともに喜び合うことを重視するとともに、保育所が行う地域における子育て支援の役割が重要になっていることから、「保護者に対する支援」の章を「子育て支援」に改め、記載内容を充実。

(5) 職員の資質・専門性の向上

○職員の資質・専門性の向上について、保育士のキャリアパスの明確化を見据えた研修機会の充実なども含め、記載内容を充実。

2. 改定の方向性を踏まえた構成の見直し

第1章 総則	①保育所保育に関する基本原則 ②養護に関する基本的事項 ③保育の計画及び評価 ④幼児教育を行う施設として共有すべき事項
第2章 保育の内容	①乳児保育に関わるねらい及び内容 ②1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容 ③3歳以上児の保育に関わるねらい及び内容 健康・人間関係・環境・言葉・表現 ④保育の実施に関して留意すべき事項
第3章 健康及び安全	①子どもの健康支援 ②食育の推進 ③環境及び衛生管理並びに安全管理 ④災害への備え
第4章 子育て支援	①保育所における子育て支援に関する基本的事項 ②保育所を利用している保護者に対する子育て支援 ③地域の保護者等に対する子育て支援
第5章 職員の資質向上	①職員の資質向上に関する基本的事項 ②施設長の責務 ③職員の研修等 ④研修の実施体制等

3. 幼保連携型認定こども園の保育に関する事項

(1) 保育の内容

○保育指針との整合性を確保、指針改定の方向性を踏襲

(2) 多様な在園児への配慮

○一人一人の生活の流れを考えて創意工夫

(3) 2歳児から3歳児への移行の配慮

○3歳までの育ちを理解・受容し、家庭との連携の下で、発達連続性に配慮

4. その他の課題

(1) 小規模保育、家庭的保育等への対応

○指針が準用されることを想定し、記載を工夫

(2) 周知に向けた取組

○指針の趣旨・内容が関係者に理解されるよう、解説書を作成

(3) 保育の質の向上に向けて

○改定が保育の質向上の契機となり、全ての子どもの健やかな育ちの実現へとつながることが重要

≪議論の経過≫

○第2回(1月7日)…乳児保育、3歳未満児の保育について

○第3回(2月16日)…健康及び安全等について

○第4回(3月29日)…保護者支援、職員の資質の向上についての協議とともに、関係団体のヒアリングを実施

○第5回(4月27日)…3歳以上児の保育、全体の構成、総則について

○第6回(5月10日)…関係団体ヒアリングとともに、中間まとめの構成(案)

○第7回(5月31日)…中間まとめ骨子(たたき台)について

○第8回(8月2日)…中間まとめ(案)について

○第9回(11月24日)…とりまとめに向けた議論

➤ 2016.12 幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂

- ▶ 内閣府は、幼稚園教育要領及び保育所保育指針の改訂等のための検討の開始にともない、両者との内容の整合性を図る観点から、教育・保育要領の改訂検討を行うため、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会」を設置・開催してきた。
- ▶ 第6回検討会(10月5日)での議論の後、12月に「幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する審議のまとめ」を行い、公表した。
- ▶ 今後、中央教育審議会・社会保障審議会における議論との整合性を確保しつつ、具体的な改訂案をまとめ、平成28年度内に大臣告示、1年の周知期間を置いて平成30年度から施行予定である。

≪審議のまとめ:概要≫

背景(改訂の必要性)

○幼稚園教育要領及び保育所保育指針の改訂等と、それとの整合性の確保

○新しい幼保連携型認定こども園制度の施行後の実践を踏まえた知見からの対応

I 教育・保育要領改訂の方向性

1. 幼稚園教育要領の改訂及び保育所保育指針の改定の方向性との整合性の確保

(1) 幼稚園教育要領の主な改訂の方向性

- ・ 幼児期において育みたい資質能力の整理と評価の在り方
- ・ 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の明確化 等

(2) 保育所保育指針の主な改定の方向性

- ・ 乳児・1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実
- ・ 保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性 等

★(1)と(2)の整合性を確保しつつ、教育・保育要領の記述内容に反映させる

2. 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項の充実

(1)在園期間や時間等が異なる多様な園児がいることへの配慮

○在園期間や時間が異なる多様な園児同士が共に生活する中で自己を発揮しながら互いに刺激しあい育ちあっていく環境にあるという幼保連携型認定こども園の特性を活かすための配慮について記載

(2)2歳児から3歳児への移行に当たっての配慮

○満3歳以上になると、同一学年の園児で編成される学級による集団活動の中で過ごすようになること、また3歳児からの新入園児も多くなること等を踏まえた配慮事項について記載

(3)子育ての支援について

○幼保連携型認定こども園にとっての子育ての支援は、認定こども園法で義務づけられているだけでなく、保護者の実態やニーズを知る貴重な機会であるとともに、地域との連携強化にもつながるものであること等をふまえた配慮事項についての記載

II. 改訂の方向性を踏まえた構成の見直し

1. 見直しの方向性

2. 具体的な章構成(案)

第1章 総則	第1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標 1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本 2 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の目標 第2 教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成 第3 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項
第2章 ねらい及び内容並びに幼児期の終わりまでに育ってほしい姿	第1 ねらい及び内容 1 乳児期の園児の教育及び保育に関わるねらい及び内容 2 満1歳以上満3歳未満の園児の教育及び保育に関わるねらい及び内容 3 満3歳以上の園児の教育及び保育のねらい及び内容 健康・人間関係・環境・言葉・表現 第2 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿
第3章 健康及び安全	第1 健康支援 第2 環境及び衛生管理並びに安全管理 第3 食育の推進 第4 災害への備え
第4章 子育ての支援	第1 子育ての支援全般にかかわる事項 第2 幼保連携型認定こども園の園児の保護者に対する子育ての支援 第3 地域における子育て家庭の保護者等に対する支援

III. その他の課題

○幼稚園教育要領と保育所保育指針の改訂等との整合性を図りつつ、以下の項目等について、教育・保育要領または解説書等に盛り込んでいく。

…特別に支援を要する子どもへの配慮、研修の重要性・資質の向上、周知に向けた取組 等

《議論の経過》

- 第1回(6月6日):検討会の開催、今後のスケジュール等について
- 第2回(7月6日):認定こども園関係の委員からのヒアリング
- 第3回(8月2日):在園時間が異なる多様な園児がいることへの配慮、2歳児から3歳児への移行にあたっての配慮、子育ての支援等
- 第4回(8月30日):審議のまとめ(素案)
- 第5回(9月16日):審議のまとめ(案)
- 第6回(10月5日):審議のまとめ案

*新たな社会的養護の在り方に関する検討会等

- 新たな社会的養護の在り方に関する検討会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-koyou.html?tid=370523>

- 児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-koyou.html?tid=368216>

- 子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-koyou.html?tid=371970>

- 市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-koyou.html?tid=371971>

*子ども・子育て会議

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html#kodomo_kosodate

*保育所等利用待機児童数調査に関する検討会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-koyou.html?tid=383018>

*社会保障審議会児童部会保育専門委員会／保育所保育指針の改定とりまとめ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=314168>

*幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomoen/kentoukai.html>

9. 生活困窮・生活保護

《直近の動向》

➤ 2017.2.13 生活保護受給者の宿泊施設及び生活支援の在り方に関する意見交換会

- ▶ 厚生労働省は、無料低額宿泊所等の中には、劣悪な住居を提供し高額な利用料を徴収するなど、いわゆる「貧困ビジネス」との指摘を受けるような事例も存在する状況等を踏まえ、生活保護受給者の宿泊施設及び生活支援の在り方をテーマに、関係者による意見交換会を開催している。
- ▶ これまでの無料低額宿泊所等への取組の経緯や社会保障審議会生活保護基準部会報告書(平成27年1月9日)をもとに会議を進めている。
- ▶ 第4回では、宿泊施設と生活支援における行政との関係について意見交換した。

《主な検討事項》

- 単独での自立生活が困難な生活保護受給者の状態像及びニーズの所在
- こうした者に対して無料低額宿泊所等において提供されている生活支援の実態
- 生活支援を行う事業の在り方と宿泊施設への取組方針 等

《議論の経過》

- 第1回(10月21日):現状認識と課題等
- 第2回(12月21日):宿泊施設による支援ニーズへの対応
- 第3回(2月2日):宿泊施設の実情

➤ 2017.2.10 生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果(平成28年12月)

- ▶ 厚生労働省は、全国の支援状況調査の集計結果(平成28年12月分)を公表した。

	新規相談受付件数 (①)		プラン作成件数 (②)		就労支援対象者数 (③)		就労者数		増収者数		就労・増収率 (④)
	人口 10万人 あたり		人口 10万人 あたり		人口 10万人 あたり		うち 就労支援対象 プラン作成者分 (⑤)		うち 就労支援対象 プラン作成者分 (⑥)	(⑤+⑥)/③	
都道府県 (管内市区町村含む)	9,063	11.0	2,598	3.2	1,420	1.7	1,255	853	436	300	81%
指定都市	4,153	15.2	1,909	7.0	680	2.5	447	364	81	64	63%
中核市	1,966	10.5	636	3.4	367	2.0	270	205	54	41	67%
合計	15,182	11.8	5,143	4.0	2,467	1.9	1,972	1,422	571	405	74%

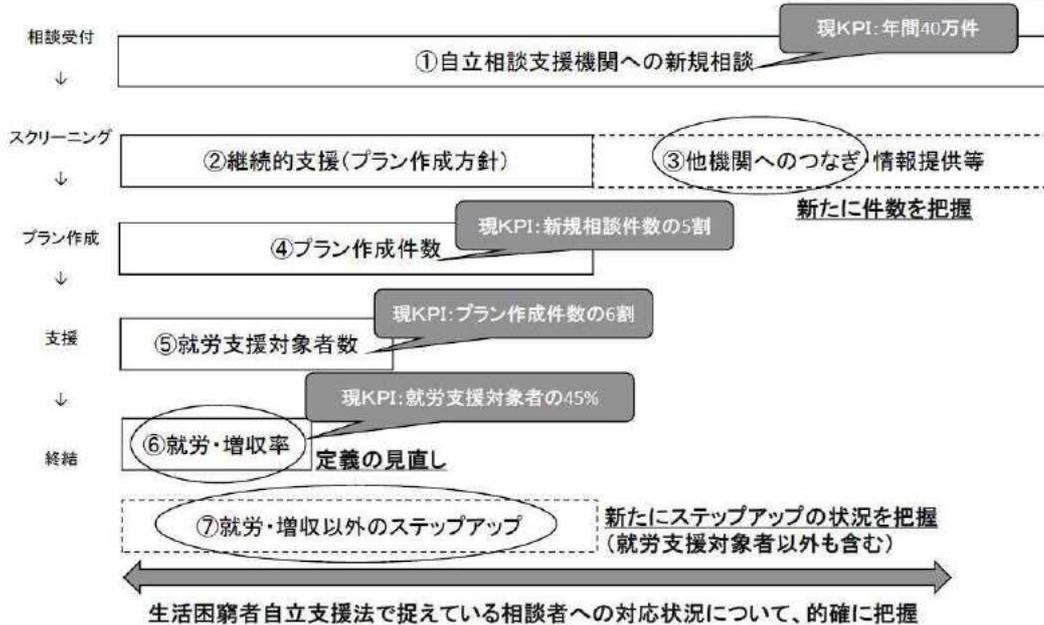
※ 各項目の数値は概数であり、今後の整理の結果、異動を生ずることがある。

各月における支援状況	新規相談受付件数 (①)		プラン作成件数 (②)		就労支援対象者数 (③)		就労者数		増収者数		就労・増収率 (④)
	人口 10万人 あたり		人口 10万人 あたり		人口 10万人 あたり		うち 就労支援対象 プラン作成者分 (⑤)		うち 就労支援対象 プラン作成者分 (⑥)	(⑤+⑥)/③	
4月分	18,218	14.2	5,046	3.9	2,525	2.0	2,139	1,426	527	350	70%
5月分	19,080	14.9	5,321	4.1	2,624	2.0	2,078	1,380	578	362	66%
6月分	19,839	15.5	5,715	4.5	2,810	2.2	2,351	1,606	647	405	72%
7月分	18,691	14.6	5,525	4.3	2,707	2.1	2,302	1,571	658	435	74%
8月分	18,899	14.7	5,788	4.5	2,743	2.1	2,051	1,441	615	399	67%
9月分	19,281	15.0	5,634	4.4	2,688	2.1	2,194	1,520	600	425	72%
10月分	18,071	14.1	5,592	4.4	2,619	2.0	2,207	1,544	679	451	76%
11月分	17,684	13.8	5,656	4.4	2,755	2.1	2,284	1,636	584	407	74%
12月分(再掲)	15,182	11.8	5,143	4.0	2,467	1.9	1,972	1,422	571	405	74%
合計	164,945	14.3	49,420	4.3	23,938	2.1	19,578	13,546	5,459	3,639	72%

《参考》

生活困窮者自立支援制度における
新たな評価指標の着眼点

平成28年3月3日
平成27年度社会・援護局
関係主管課長会議
資料4 追加配布資料



➤ 2017.1.25 社会保障審議会生活保護基準部会(第28回):平成29年度検証

- ▶ 生活扶助基準の5年に一度の検証(次回:平成29年)に向けた議論を進めている。平成27年の骨太の方針において、平成29年の生活扶助基準の検証に合わせ、制度全般についても見直しの検討をするよう指摘されていることも踏まえ検討している。
- ▶ 生活扶助基準のあり方については、平成29年12月の報告書のとりまとめに向け、平成28年末までに各課題の検証手法について議論し、その後データ分析や消費関連データ等の分析に基づく検証の実施と見直しの方向性を議論している。
- ▶ また、平成30年度に向けて、生活保護法及び生活困窮者自立支援法の改正を平成29年度に検討する予定である。
- ▶ 第28回会議では、平成29年度における生活保護基準の検証作業の進め方について議論した。

《平成29年度における生活保護基準の検証作業の進め方(案)・抜粋》

◎平成29年度的生活保護基準の検証については、本部会における議論を踏まえ、次の項目について順次検証に取り組むこととする。

1. 生活扶助基準に関する検証

(1) 基本的な考え方

○生活扶助基準の検証については、全国消費実態調査等を基に、現行の「水準均衡方式」の考え方である一般国民の消費水準と生活扶助基準の均衡が図られているかという観点により検証することを基本としつつ、一般国民世帯と生活保護受給世帯の生活の質を考慮するなど、多角的な視点から行う。

(2) 平成29年度の検証作業

- ①生活扶助基準の水準の検証 ②年齢・世帯人員・地域別の基準額の体系の検証
- ③生活扶助基準見直しによる影響の把握 ④新たな検証手法の検討

2. 有子世帯の扶助・加算に関する検証

(1) 基本的な考え方

○有子世帯の扶助・加算の検証については、これまで基準部会において重ねてきた議論を踏まえ、一般世帯との均衡だけではなく、子どもの貧困対策の観点から生活保護制度において保障すべき子どもの健全育成にかかる費用の範囲及び水準について、生活扶助基準(第1類費及び第2類費)の検証と一体的に検証を行う。

(2)平成29年度の検証作業

①子どもの健全育成にかかる費用の範囲及び水準の検証

- a)消費実態を踏まえた分析 b)生活実態を踏まえた分析
- c)子どもの就学及び就労実態を踏まえた分析

※a～cの分析に当たっては、ふたり親とひとり親世帯の消費実態の相違点を分析することなどにより、ひとり親世帯特有の費用についても分析を行う。

3. 勤労控除及び就労自立給付金の見直し効果の検証

(1)基本的な考え方

○基礎控除の見直しや就労自立給付金の創設など、これまでの就労促進策の取組みの効果の分析を進め、更なる就労促進対策について検討する。

(2)平成29年度の検証作業

- ①基礎控除の見直し効果の検証 ②未成年者に対する自立支援策の検討
- ③就労自立給付金の創設効果の検証

4. 級地制度に関する検証

(1)基本的な考え方

○級地制度については、昭和62年度に見直した以降、本格的な検証を実施していないことに鑑み、まずは調査研究事業により生活水準の地域差の要因分析を行った上で、その実施結果を踏まえて級地制度の在り方を検討する。

(2)平成29年度の検証作業

- ①調査研究事業の内容の検討及び実施

5. その他の扶助・加算に関する検証

(1)基本的な考え方

○各種加算については、まずは生活扶助基準(第1類費及び第2類費)では賄いきれない特別な需要に対応するものという前提のもと、特別な需要(生活課題)が何か、その特別な需要に対応するためにはどのような費用が必要かという観点から、他法他施策との関係にも十分留意しながら検証を行う。

○あわせて、生活扶助本体(第1類費及び第2類費)と各種加算との関係についても、それぞれの扶助・加算の性格や検証する場合の考え方など、生活保護基準体系の整理を行いつつ、継続して検討を行う。

(2)平成29年度の検証作業

- ①有子世帯の扶助・加算に関する検証(再掲)
- ②住宅扶助基準見直しによる影響の把握

《議論の経過》

○第23回(5月27日):生活保護基準の検証課題と今後の議論の進め方、スケジュール等について

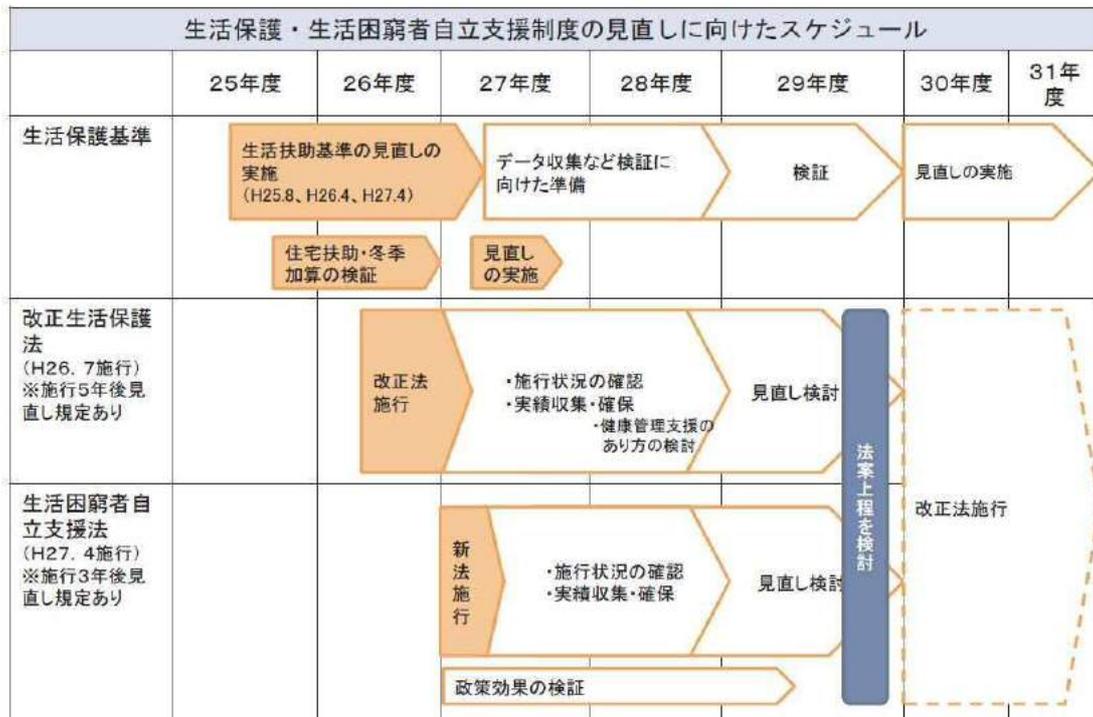
○第24回(7月15日):生活扶助基準の水準の検証手法及び今後の検証手法の開発に向けた検討

○第25回(10月7日):子どもの貧困対策も踏まえた有子世帯の扶助・加算の検証、その他の扶助・加算における検証に必要なデータの収集・整理及び検証手法の開発に向けた検討

○第 26 回(10 月 28 日):就労・自立インセンティブの強化を踏まえた勤労控除等の見直し効果の検証、
 級地制度の在り方

○第 27 回(11 月 25 日):平成 29 年検証に関する議論の整理(案)、加算制度における検証方針の基
 本的方向性、検討作業班の設置

(参考) 今後の生活保護基準・制度の見直しについて



➤ 2017.1.23 生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会

- ▶ 生活困窮者自立支援法の附則に基づき、「経済・財政再生計画改革工程表」(平成 27 年 12 月 24 日)においては「2017 年度の次期生活保護制度の在り方の検討に合わせ、第 2 のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度の在り方について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る 2018 年通常国会への法案提出を含む)」とされている。
- ▶ 厚生労働省は、社会保障審議会での議論の前段として、今後の生活困窮者自立支援のあり方等について論点整理を行うための検討会を設置・開催している。
- ▶ 生活困窮者自立支援法の施行上の課題を中心に、今後の生活困窮者自立支援のあり方等に関して検討し、論点の整理を行う。なお、検討会では、一億総活躍プラン(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)を踏まえ、地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会での議論を念頭に置きつつ検討を進めるとしている。
- ▶ 自立相談支援事業については、広く相談を受けとめるための関係機関との連携の実態、潜在的な支援ニーズ等が論点とされている。また、就労支援については、ニーズにそった事業体系となっているか、また、自立支援と地域づくりの両面からの事業の効果と課題等が議論されている。
- ▶ 第 6 回会議では、論点整理(案)について議論した。
- ▶ 論点整理(案)では、「この論点整理を軸として、厚生労働省を中心に法のあり方が検討されることと併せ、生活困窮者の自立支援が社会的課題として意識づけられ、多くの力の参画を得て拡がっていくことを強く期待する」としている。

《生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理(案)・抜粋》

1 生活困窮者自立支援法の果たしてきた役割、課題と今後の方向性

～全国各地の支援を太く大きく育てていくために～

【法制度のあり方を充実するための視点】

- (1) 日々の生活に追われ、また、自尊感情の低下等により、自ら自立相談支援機関へ相談することの難しい人にも確実に支援を行えるようにすること。
- (2) 自立相談支援機関における相談機能は、包括的な支援の「入口」として、経済的困窮の課題を抱える人であるかどうかに関わらず、すべての相談を断らないことを基本とすること。
- (3) 法の支援を積極的に展開していくために、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、生活困窮者を含め地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築することを基本に据えること。
- (4) 包括的な支援をよりの確、効果的に行うために、就労、家計面の支援を全国的に充実すること。
- (5) 就労、家計面と共に自立を支える要素である居住面について、現行法において想定されている一時的・過渡的な支援に加えて、本来的に長期継続性のある「住まう」ための支援を行えるようにすること。
- (6) 貧困の連鎖防止、子どもの貧困への対応の観点から、子どもに対する学習を始めとした総合支援とともに、子どものための世帯支援を強化すること。
- (7) 高齢の生活困窮者に対し、本人の意向を踏まえつつ就労、家計、居住面の支援が組み合わせられるよう、支援体系を整備すること。
- (8) 地域の自発性や創意工夫を重視しつつも、地域ごとの支援体系を底上げし、全国的な支援の質を向上すること。

2 個別論点

- (1) 自立相談支援のあり方(相談受付、プラン作成、支援)
- (2) 就労支援のあり方
- (3) 家計相談支援のあり方
- (4) 貧困の連鎖防止・子どもの貧困への対応のあり方
- (5) 一時生活支援のあり方
- (6) 居住支援のあり方
- (7) 高齢者に対する支援のあり方
- (8) 自立支援に関連する諸課題
- (9) 支援を行う枠組み(法体系のあり方と自治体・支援従事者・関係者の役割等)

《議論の経過》

- 第1回(10月6日):座長の選任(宮本 太郎 中央大学 教授)、生活困窮者自立支援法の施行状況
- 第2回(10月24日):自立相談支援事業、就労支援
- 第3回(11月14日):家計相談支援事業、貧困の連鎖防止(子どもの学習支援事業等)、
住居確保給付金、一時生活支援事業
- 第4回(12月1日):高齢者に対する支援、社会福祉法人の役割、人材養成研修 等
- 第5回(12月19日):生活福祉資金、生活保護との関係、都道府県の役割と町村部の支援のあり方、
地域づくりについて、報告(地域力検討会の状況について)

➤ 2017.1.18 生活保護受給者の健康管理支援等に関する検討会

- ▶ 生活保護の医療扶助は、生活保護費の約半分を占めているが、現在、医療機関にかかっていない生活保護受給者に対して、健診等データを活用し生活習慣病予防等に取り組むなどの支援が不十分な状況にある。
- ▶ 厚生労働省は、このような課題を踏まえ、今後、福祉事務所における健診等データを活用した健康管理に関する支援について、医療保険における取組も参考としつつ、次期制度見直しに向け、具体的な方策を検討するための検討会を設置・開催している。
- ▶ 平成 29 年 2 月～3 月の論点整理及びとりまとめに向けて、議論とヒアリング等を進める予定である。
- ▶ 第 4 回では、第 3 回検討会における指摘事項、生活保護受給者の医療・健診データ等の情報基盤の構築、子どもへの健康支援について検討した。
- ▶ 子どもの健康支援については、子どもの食事、生活習慣の確立に注目し、子どもの健康問題を世帯全体の問題としてとらえることとし、今後、関係機関の連携や、既存の地域の資源の活用などの子どもへの健康支援を行う体制や方法等についてさらに検討を深めていく必要があるとしている。

≪議論の経過≫

- 第 1 回(7 月 26 日):「生活保護受給者の健康管理の在り方に関する研究会」報告書に基づく実施状況の報告等
- 第 2 回(9 月 21 日):第 1 回検討会における指摘事項、健康管理支援の介入方法、有識者ヒアリング
- 第 3 回(11 月 30 日):第 2 回検討会における指摘事項、健康管理支援の実施方法と評価方法
健康管理支援の実施方法としては、階層化による健康管理支援プランの作成や個別支援計画作成対象者の選定方法、生活の自己管理能力に応じた個別支援計画作成の考え方、取組順位の付け方等を検討。

≪検討課題≫

- 生活保護制度における健康管理支援の対象や効果的な実施方法
- データに基づく生活保護受給者の健康管理支援を実施するための情報インフラの在り方 等

≪健康管理支援の考え方・抜粋:第 2 回検討会資料より≫

【支援の視点】

- ・ 受給者の自立支援の一環として、受給者の生活全体の中で支援を行う
- ・ 受給者本人の健康への意識と生活スキルを高めるという視点に立つ

【対象者】

- ・ 取組により予防可能である生活習慣病(糖尿病、高血圧、高脂血症)への支援を行う
- ・ 自己管理スキルが確立していない受給者も多いため、すでに何らかの疾患により医療機関に受診している受給者(入院・入所を除く)も支援の対象とする

【仕組みの骨格】

- ・ 福祉事務所が受給者の健康データを用い、集団の特徴に基づいた戦略をたてる
- ・ 受給者の身体的・社会的機能に応じた対応策を作成する
- ・ 福祉事務所は、受給者の生活に関係する各機関と連携し、多職種で協働して健康支援を行う

➤ 2016.12.22 福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会

- ▶ 生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち生活や住宅に配慮を要する者の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、福祉行政と住宅行政のより一層の緊密な連携を図るため、厚生労働省と国土交通省の関係局職員による情報共

有や協議を行うための連絡協議会が設置された。

▶ 第1回会議では、施策の現状・課題等についての両省からの報告をもとに意見交換を行った。

* 生活保護受給者の宿泊施設及び生活支援の在り方に関する意見交換会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai.html?tid=390337>

* 生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果 ※厚生労働省 HP

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000092189.html>

* 生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai.html?tid=382987>

* 社会保障審議会生活保護基準部会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126702>

* 生活保護受給者の健康管理支援等に関する検討会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai.html?tid=368236>

* 福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai.html?tid=404440>

10. 予 算

《直近の動向》

➤ 2016.12.22 平成 29 年度予算案：閣議決定

- ▶ 政府は、過去最大の一般会計総額 97 兆 4,547 億円となる 29 年度予算案等を閣議決定した。
- ▶ 平成 28 年度当初予算比で+7,329 億円(0.8%)であり、社会保障関係費については「経済・財政再生計画 改革工程表」にもとづく改革の 2 年目にあたり、医療・介護制度改革の着実な実行等により、平成 28 年度比で約 5,000 億円の増に抑えられた。
- ▶ 厚生労働省の一般会計は、30 兆 6,873 億円(平成 28 年度:30 兆 3,110 億円、1.2%増)となった。平成 29 年度予算は、「ニッポン一億総活躍プラン」が策定されてから初めての予算であり、「新三本の矢」、「働き方改革と生産性向上」に沿った施策に焦点を絞り、必要な予算を措置した。

《厚生労働省予算案・概要》

一般会計

(単位:億円)

区 分	28 年度 予算額 (A)	29 年度 予算額 (B)	増△減 額 (C) ((B)-(A))	増△減 率 (C)/(A)
一般会計	303,110	306,873	3,763	1.2%
社会保障関係費	298,631	302,483	3,852	1.3%
その他の経費	4,478	4,390	△89	△2.0%

【平成28年度予算額と平成29年度予算案の社会保障関係費の比較】

(単位:億円)

	28 年度 予算額 (A)	29 年度 予算額 (B)	増△減 額 (C) ((B)-(A))	増△減 率 (C)/(A)
社会保障関係費	298,631	302,483	3,852	1.3%
年金	112,498	114,249	1,751	1.6%
医療	115,438	117,685	2,247	1.9%
介護	29,323	30,130	807	2.8%
福祉等	39,667	39,986	318	0.8%
雇 用	1,704	433	△1,271	△74.6%

平成29年度の社会保障の充実・安定化について

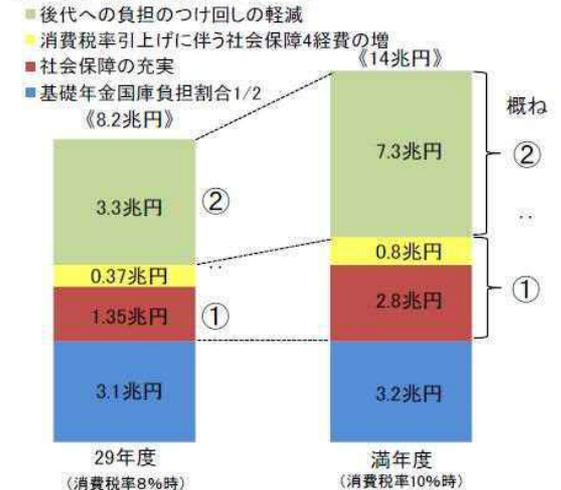
- 消費税率引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向ける。
- 社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、平成29年度増収額8.2兆円については、
 - ① まず基礎年金国庫負担割合2分の1に3.1兆円を向け、
 - ② 残額を満年度時の
 - ・「社会保障の充実」及び「消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増」と
 - ・「後代への負担のつけ回しの軽減」
 の比率（概ね1：2）で按分した額をそれぞれに向ける。

〈29年度消費増収分の内訳〉

《増収額計：8.2兆円》

○ 基礎年金国庫負担割合2分の1 <small>(平成24年度・25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む)</small>	3.1兆円
○ 社会保障の充実 <small>・子ども・子育て支援の充実 ・医療・介護の充実 ・年金制度の改善</small>	1.35兆円
○ 消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増 <small>・診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増</small>	0.37兆円
○ 後代への負担のつけ回しの軽減 <small>・高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費</small>	3.3兆円

(参考) 算定方法のイメージ



(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)である。
 (注2) 上記の社会保障の充実に係る消費増収分(1.35兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.49兆円)を活用し、社会保障の充実(1.84兆円)の財源を確保。
 (注3) 満年度の計数は、軽減税率導入による減収分についての財源確保分を含む。

事 項	事 業 内 容	平成29年度 予算案 ^{注1)}	
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の実施	6,526	
	社会的養護の充実	416	
	育児休業中の経済的支援の強化	17	
医療・介護	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等 ・ 地域医療介護総合確保基金(医療分) ・ 診療報酬改定における消費増収財源等の活用分	904 442	
	地域包括ケアシステムの構築 ・ 地域医療介護総合確保基金(介護分) ・ 平成27年度介護報酬改定における消費増収財源の活用分 (介護職員の処遇改善等) ・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	724 1,196 429	
	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	
	国民健康保険への財政支援の拡充 ・ 財政安定化基金の造成 (基金の積立残高) ・ 上記以外の財政支援の拡充	1,100 (1,700) 2,464	
	被用者保険の拠出金に対する支援	700	
	70歳未満の高額療養費制度の改正	248	
	介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	221	
	難病・小児慢性 特定疾病への対応	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の運用 等	2,089
	年 金	年金受給資格期間の25年から10年への短縮	256
		遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	44
合 計		18,388	

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2) 消費税増収分(1.35兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.49兆円)を活用し、上記の社会保障の充実(1.84兆円)の財源を確保。

(注3) 「子ども・子育て支援新制度の実施」の国分については全額内閣府に計上。

(注4) 「育児休業中の経済的支援の強化」の国分のうち、雇用保険の適用分(10億円)は厚生労働省、国共済組合の適用分(0.1億円)は各省庁に計上。

《主な事項》 ※()内:平成28年度当初予算

第1 子どもを産み育てやすい環境づくり

○待機児童の解消等に向けた取組の推進 1,013 億円(982 億円)

○子ども・子育て支援新制度の実施(一部社会保障の充実)

2兆4,487 億円(2兆2,591 億円)※内閣府予算に計上

・教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実(一部社会保障の充実) 9,167 億円(7,636 億円)

・放課後児童クラブの拡充等(一部社会保障の充実) 725 億円(575 億円)

・保育士等の処遇改善【新規】 503 億円

・企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育サービス 1,313 億円(800 億円)

○児童虐待防止対策の強化・社会的養護の推進 1,490 億円(1,295 億円)

・社会的養護の充実 208 億円(173 億円) 等

第2 地域包括ケアシステムの構築に向けた安心で質の高い医療・介護サービスの提供

○医療・介護連携の推進 3兆298 億円(2兆9,383 億円)

(1)地域医療介護総合確保基金による医療・介護提供体制改革(社会保障の充実)

1,085 億円(1,085 億円)

(2)地域包括ケアの着実な実施 2兆9,634 億円(2兆8,720 億円)

○安定的で持続可能な医療保険制度の運営の確保 11兆7,399 億円(11兆3,193 億円)

○安心で質の高い介護サービスの確保 2兆9,762 億円(2兆8,819 億円) ※再掲あり

(1)介護保険制度による介護サービスの確保 2兆9,036 億円(2兆8,140 億円)

①介護保険制度による介護サービスの確保(一部社会保障の充実)

2兆7,262 億円(2兆6,531 億円)

②地域支援事業の推進(一部社会保障の充実) 1,569 億円(1,501 億円)

③新しい包括的支援事業の推進(社会保障の充実) 215 億円(195 億円)

④介護人材の処遇改善【新規】 289 億円

⑤介護納付金の総報酬割導入に伴う被用者保険者への財政支援【新規】 94 億円

⑥介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化(社会保障の充実) 111 億円(109 億円)

(2)保険者機能の強化 5.1 億円(5.3 億円)

(3)次世代介護技術の活用による生産性向上 5.3 億円(3 億円)

(4)介護離職防止のための相談機能の強化【新規】 30 兆万円

(5)地域医療介護総合確保基金(介護分)の実施(社会保障の充実) 483 億円(483 億円)

(6)認知症高齢者等にやさしい地域づくりのための施策の推進 88 億円(81 億円)

(7)地域での介護基盤の整備 446 億円(444 億円)

(8)介護保険制度改正等に伴うシステム改修 39 億円(9.6 億円)

(9)生涯現役社会の実現に向けた環境整備等 29 億円(29 億円)

(10)適切な介護サービス提供に向けた各種取組の支援 119 億円(103 億円)

第3 「働き方改革」の推進などを通じた労働環境の整備・生産性の向上

- 非正規雇用労働者の待遇改善、長時間労働の是正等 850 億円(561 億円)
- 人材確保対策の推進や労働生産性の向上等による労働環境の整備 1,319 億円(1,078 億円)
- 地方創生の推進 190 億円(142 億円)
- 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり 107 億円(102 億円)

第4 女性、若者、高齢者、障害者等の多様な働き手の参画

- 女性の活躍推進・ひとり親に対する就業対策の強化 419 億円(313 億円)
- 若者の活躍促進 238 億円(207 億円)
- 高齢者の活躍促進 223 億円(155 億円)
- 障害者、難病・がん患者等の活躍促進 253 億円(201 億円)
- 外国人材の活用・国際協力 64 億円(46 億円)
- 重層的なセーフティネットの構築 354 億円(1,592 億円)
 - ・生活困窮者に対する就労支援の強化等【一部新規】 91 億円(68 億円)

第5 健康で安全な生活の確保

- 難病などの各種疾病対策、移植医療対策 1,497 億円(1,483 億円)
- 健康危機管理・災害対策の推進 3.9 億円(3.9 億円)

第6 自立した生活の実現と暮らしの安心確保

- 「地域共生社会」の実現に向けた新たなシステムの構築 240 億円(202 億円)
 - (1)地域の支え合いの再生・活性化、包括的・総合的な相談支援等の推進 27 億円(12 億円)
 - ①「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けた取組の推進 20 億円(5 億円)
 - ②各分野における相談体制の充実
 - ③多様な地域の支え合いの再生、活性化支援【一部新規】 6.8 億円(6.9 億円)
 - (2)多様な活躍・就労の機会の確保、就労支援の推進(受け手から支え手へ)
【一部新規】(一部再掲) 212 億円(190 億円)
 - (3)民間事業者と協働して行う地域福祉・健康づくり事業の実施【新規】 73 百万円
- 生活困窮者の自立・就労支援等の推進及び生活保護制度の適正実施
2兆9,711 億円(2兆9,581 億円)
 - (1)生活困窮者自立支援制度の着実な推進及び生活保護制度の適正実施
2兆9,620 億円(2兆9,513 億円)
 - ①生活困窮者等に対する自立支援【一部新規】 400 億円(400 億円)
 - ②生活困窮者自立支援制度を担う人材養成等の実施 86 百万円(85 百万円)
 - ③生活保護制度の適正実施
 - ・生活保護に係る国庫負担 2兆8,803 億円(2兆8,711 億円)
 - ・医療扶助の適正実施の更なる推進【新規】 22 億円
 - (2)生活困窮者に対する就労支援の強化等【一部新規】 ※再掲 91 億円(68 億円)
- 福祉・介護人材確保対策等の推進 90 億円(81 億円)
- 自殺対策の推進 30 億円(30 億円)

第7 障害者支援の総合的な推進

- 障害福祉サービスの確保、地域生活支援などの障害児・障害者支援の推進
1兆7,260 億円(1兆6,098 億円)
 - (1)良質な障害福祉サービス等の確保 1兆2,231 億円(1兆1,159 億円)
 - (2)地域生活支援事業等の拡充【一部新規】 488 億円(464 億円)

- (3)障害児・障害者への福祉サービス提供体制の基盤整備 71 億円(70 億円)
- (4)障害児・障害者への良質かつ適切な医療の提供【一部新規】 2,309 億円(2,301 億円)
- (5)医療的ケア児に対する支援【新規】 24 百万円
- (6)障害者自立支援機器の開発の促進【一部新規】 1.6 億円(1.6 億円)
- (7)芸術文化活動の支援の推進【一部新規】(一部再掲・79ページ参照) 2.5 億円(1.5 億円)

○地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策の推進 204 億円(205 億円)

○発達障害児・発達障害者の支援施策の推進 2.1 億円(2 億円)

○障害者への就労支援の推進 153 億円(134 億円)

第 8 安心できる年金制度の確立

○持続可能で安心できる年金制度の運営 11 兆 4,189 億円(11 兆 2,438 億円)

第 9 施策横断的な課題への対応

○社会保障に係る国民の理解の推進、国民の利便性向上等の取組等 6.3 億円(3.2 億円)

主要事項(復旧・復興関連)

○東日本大震災や熊本地震からの復旧・復興の支援 551 億円(430 億円)

(見守り・相談支援の実施、心のケア支援体制の整備、福島県における福祉・介護人材の確保対策、医療等の利用者負担や保険料の軽減、福島県における医療提供体制の整備及び医療人材の養成・確保への支援、社会福祉施設・水道施設等の災害復旧、被災地の雇用ミスマッチ対策、食品中の放射性物質の摂取量の調査等)

○防災対策の推進 2.7 億円(2.4 億円)

➤ 2016.10.11 平成 28 年度第 2 次補正予算:参議院可決・成立

- ▶ 「未来への投資を実現する経済対策」に係る平成 28 年度第 2 次補正予算(平成 28 年 8 月 24 日閣議決定)が、参議院で可決・成立した。
- ▶ 厚生労働省関連では 5,698 億円が計上され、一億総活躍社会の実現の加速として、安心して子どもを生み育てられる環境の整備(626 億円)、介護人材の確保と介護離職防止の推進等(166 億円)、社会全体の所得と消費の底上げや働き方改革の実現(3,685 億円)等が盛り込まれている。また、熊本地震や東日本大震災からの復興や防災対策の強化として 1,033 億円が計上されている。

◀概要▶

第 1 一億総活躍社会の実現の加速 4,477 億円

(1)安心して子どもを産み育てられる環境の整備 626 億円

- 保育所等の整備の推進 427 億円
- 保育士についての再就職準備金貸付事業の拡充等 112 億円
- 保育関連事業主に対する職場定着支援助成金の拡充 制度要求
- 認可外保育施設における事故防止等推進事業 5.1 億円
- 放課後児童クラブにおける ICT 化の推進 60 百万円
- 児童虐待防止対策等の強化 70 億円

等

(2)介護人材の確保、介護離職防止の推進等 166 億円

- 介護人材についての再就職準備金貸付事業の拡充 10 億円
- 介護ロボットの導入支援及び導入効果実証研究事業 4 億円
- 介護サービスにおける ICT 活用調査研究事業 2.6 億円
- 介護離職防止のための支援(介護離職防止支援助成金(仮称)) 11 億円(特別会計)
- 介護人材の処遇改善に伴う財政安定化基金への特例的積増し 20 億円

- 地域づくりによる介護予防推進事業 1 億円
- 障害福祉サービス等の基盤の整備推進、防犯対策の強化 118 億円
- 生活保護受給者等を雇い入れる事業主への助成措置の創設 制度要求

(3)社会全体の所得と消費の底上げや働き方改革の実現 3,685 億円

- 簡素な給付措置 3,673 億円
- 個人型確定拠出年金の普及促進 5.1 億円
- 65 歳超雇用推進助成金(仮称)の創設 6.8 億円(特別会計) 等

第 4 熊本地震や東日本大震災からの復興や防災対応の強化 1,033 億円

(1)熊本地震からの復旧・復興 270 億円

- 被災者見守り・相談支援等事業 4.3 億円
- 生活福祉資金貸付 7 億円
- 医療施設、社会福祉施設等の災害復旧等 174 億円(うち特別会計 3.5 億円)
- 医療保険等の一部負担金(利用者負担)・保険料軽減措置 8.7 億円 等

(2)災害対応の強化・老朽化対策・防犯対策等 762 億円

- 高齢者施設等の防災対策等 44 億円 等

*平成 29 年度予算案

財務省 http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2017/index.htm#seifuan
 厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/>

*平成 28 年度第 2 次補正予算

財務省 http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2016/index.htm
 厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/>

11. 人材確保

《直近の動向》

➤ 2017.2.7 社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会

- ▶ 同委員会がとりまとめた「2025 年に向けた介護人材の確保～量と質の好循環の確立に向けて～」(平成 27 年 2 月 25 日)では、介護人材の類型化・機能分化については、実態を把握・検証し、具体的な検討・整理を進めること、また、平成 28 年度を目途に一定の方向性を示すべきとされているところであり、平成 28 年 10 月 5 日に委員会での議論が再開された。
- ▶ 介護人材が担う機能とキャリアパス、社会福祉士のあり方が検討事項とされており、平成 29 年 3 月の報告書とりまとめに向け議論が進められている。
- ▶ 第 9 回会議では、ソーシャルワークの機能について議論した。ソーシャルワークについては、社会から期待されている機能、今後求められる機能が論点とされている。
- ▶ 今後求められる機能としては、地域共生社会の実現に資する「包括的な相談支援体制の構築」や「住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり」を推進における機能の発揮がますます期待されている。

《議論の経過》

- 第 6 回(10 月 5 日):介護人材の機能とキャリアパス
- 第 7 回(11 月 14 日):介護人材の機能に応じた育成のあり方
- 第 8 回(12 月 13 日):介護人材の機能とキャリアパスの実現、社会福祉士のあり方

《検討事項》

検討課題	具体的な検討内容(例)
介護人材が担う機能	<ul style="list-style-type: none"> ・介護人材の業務実態等の把握・検証について ・多様な人材が携わる介護現場における目指すべき姿について ・介護人材(特に介護福祉士)が担うべき役割と求められる能力について
介護人材のキャリアパス	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士の担うべき役割を踏まえたキャリアパス ・介護人材のすそ野の拡大に向けた入門的研修の導入について ・介護分野に参入した介護人材のキャリアパスの全体像について
社会福祉士のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士のさらなる活躍の場の創出について ・専門性の高い社会福祉士の養成について ・社会福祉士に対する理解促進について

※現時点でのものであり、今後、追加・変更がありうる。

➤ 2017.2.1 働き方改革実現会議:同一賃金同一労働・長時間労働是正

- ▶ 政府は、「ニッポン一億総活躍プラン」等を踏まえ、働き方改革の実現を目的とする実行計画の策定等の審議のため、働き方改革実現会議(議長:内閣総理大臣)を設置・開催している。
- ▶ 同一労働同一賃金などの非正規雇用の処遇改善、働き方に中立的な社会保障制度・税制の在り方、障害者の就業環境整備の在り方等について議論を進めている。
- ▶ 政府は、同一労働同一賃金について、正規と非正規で賃金差がある場合に、どのような差が非合理的で、どのような差は問題とならないかなどの実例を含んだガイドラインを定めるとし、ガイドラインについては改正法案についての国会審議等を踏まえ最終的に確定するとしている。

- ▶ 第6回会議は、同一労働同一賃金と長時間労働是正について、議員からの意見をもとに審議した。

《同一労働同一賃金ガイドライン案:概要 ※第5回会議資料・抜粋》

(目的)

- 本ガイドライン案は、正規か非正規かという雇用形態にかかわらず均等・均衡待遇を確保し、同一労働同一賃金の実現に向けて策定するものである。同一労働同一賃金は、いわゆる正規雇用労働者(無期雇用フルタイム労働者)と非正規雇用労働者(有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者)の間の不合理な待遇差の解消を目指すものである。
- もとより賃金等の処遇は労使によって決定されることが基本である。しかし、我が国においては正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間には欧州と比較して大きな処遇差がある。政府としては、この問題の対処に当たり、同一労働同一賃金の考え方が広く普及しているといわれる欧州制度の実態も参考としながら検証した結果、それぞれの国の労働市場全体の構造に応じた政策とすることが重要との示唆を得た。
- 我が国の場合、基本給をはじめ、賃金制度の決め方が様々な要素が組み合わされている場合も多いため、同一労働同一賃金の実現に向けて、まずは、各企業において、職務や能力等の明確化とその職務や能力等と賃金等の待遇との関係を含めた処遇体系全体を労使の話し合いによって、それぞれ確認し、非正規雇用労働者を含む労使で共有することが肝要である。
- 今後、各企業が職務や能力等の内容の明確化と、それに基づく公正な評価を推進し、それに則った賃金制度を、労使の話し合いにより、可能な限り速やかに構築していくことが、同一労働同一賃金の実現には望ましい。
- 不合理な待遇差の解消に向けては、賃金のみならず、福利厚生、キャリア形成・能力開発などを含めた取組が必要であり、特に、能力開発機会の拡大は、非正規雇用労働者の能力・スキル開発により、生産性の向上と処遇改善につながるため、重要であることに留意すべきである。
- このような正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消の取り組みを通じて、どのような雇用形態を選択しても納得が得られる処遇を受けられ、多様な働き方を自由に選択できるようにし、我が国から「非正規」という言葉を一掃することを目指すものである。

(ガイドライン案の趣旨)

- 本ガイドライン案は、いわゆる正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間で、待遇差が存在する場合には、いかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待遇差は不合理なものでないのかを示したものである。この際、典型的な事例として整理できるものについては、問題とならない例・問題となる例という形で具体例を付した。なお、具体例として整理されていない事例については、各社の労使で個別具体の事情に応じて議論していくことが望まれる。
- 今後、この政府のガイドライン案をもとに、法改正の立案作業を進め、本ガイドライン案については、関係者の意見や改正法案についての国会審議を踏まえて、最終的に確定する。
- また、本ガイドライン案は、同一の企業・団体における、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差を是正することを目的としているため、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間に実際に待遇差が存在する場合に参照されることを目的としている。このため、そもそも客観的に見て待遇差が存在しない場合については、本ガイドライン案は対象としていない。

《議論の経過》

- 第1回(9月27日):会議の設置、有識者議員等からの発言
- 第2回(10月24日):柔軟な働き方(テレワーク、多様な就業形態、副業等)の在り方、多様な選

考・採用機会の提供、病気治療と仕事の両立、障害者の就業環境整備の在り方、働き方に
中立的な社会保障制度・税制の在り方、女性が活躍しやすい環境整備(リーダー育成など)

○第3回(11月16日):雇用吸収力・生産性の高い産業への転職・再就職支援の在り方、格差を固定化させない教育(社会人学び直し、職業訓練、給付型奨学金の在り方)の在り方、労働者の人材育成の充実の在り方 等

○第4回(11月29日):同一労働同一賃金などの非正規雇用の処遇改善

○第5回(12月20日):同一労働同一賃金ガイドライン案

福祉、介護、子ども・子育てに関する資格制度の検討状況等(主な事項)

1. 専門職種の統合・連携

(1)厚生労働省まち・ひと・しごと創生サポートプラン(平成27年3月13日)

Ⅲ 医療・介護、福祉サービスの基盤整備に関する取組方針

○地方圏や中山間地域においては、人材確保やサービス提供が困難な地域の増加に備え、利用者の利便性や相乗効果も勘案し、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉といった福祉サービスの融合を図ることが必要である。厚生労働省としても、その更なる推進方策とともに、これらのサービスの担い手となる専門職種を統合・連携させる方策を検討するための検討チームを設置する。

(2)新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム

①「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現ー新たな時代に対応した福祉の提供ビジョンー」(平成27年9月17日)

【総合的な福祉人材の確保・育成】

○日本の労働力人口が減少する中であって、他業種から福祉人材を確保することは一層困難な状況となる。このため、福祉業界における働き方・キャリアの積み方をより魅力的なものとし、福祉人材であり続けることを可能とする必要がある。具体的には、福祉の各分野・各業務に限定したキャリアステップ(例えば、介護従事者が介護に直接従事するサービスの分野のみでキャリアを考えることなど)のみでは福祉人材の旺盛な福祉マインドを充足するには十分ではなく、幅広い業務があり多様性を有する福祉という業界全体でのキャリアステップを可能とすることが求められる。必ずしも一つの分野のみで働いていくのではなく、そのライフステージ等に応じて異なる分野で活躍できるよう、多様なキャリアステップを歩める環境の整備を検討する必要がある。

○また、新しい地域包括支援体制を確立するため、これらを担う福祉人材のあり方を検討する必要がある。その福祉人材としては、複数分野を束ね、必要とされる支援を実施するために業務や職員をコーディネートする者や、自らの専門分野の他に分野横断的な福祉に関する基礎知識を持つことにより様々な分野の基礎的な支援については臨機応変に担うことができる人材が求められている。

【中長期的な検討課題】

○現在の福祉サービスを担う人材は、支援対象者類型ごとに対応する形で、各分野の専門性を有する人材が育成されてきた。一方で、新たな地域包括支援体制の基盤となる人材には、分野横断的な知識、専門性を有することが求められるのであり、こうした人材を育成・確保するためには、分野横断的な資格のあり方も含めた検討が必要となる。

○こうした分野横断的な資格のあり方としては、例えば、現在ある資格を基礎に総合的な資格を創設するといったことも考えられるが、①どのような専門性を組み合わせ、資格化する必要があるのか、②単に複数の資格を統合するのか、福祉分野に共通する専門性を資格化するのか(その場合、共通の専門性とはどのようなものか、共通資格と他の資格との接続のあり方をどう考えるか)等について

て、関係者のニーズ等もよく踏まえた上で整理し、十分な検討を加える必要があるため、まずは、福祉分野全般にわたる基礎的な知識を有する人材の育成や、複数分野の専門性を容易に身につけることができる環境の整備により、様々な分野の知識、専門性を持つ人材の育成を進めつつ、分野横断的な資格のあり方について、中長期的に検討を進めて行くことが必要と考えられる。

②「新しい時代に対応した福祉の提供ビジョン」工程表(平成 28 年 3 月 24 日)

新たなシステムを担う人材の育成・確保

○福祉ニーズの多様化・複雑化や人口減少などの地域社会の変容に対応し、また、共生型社会の実現、効率的・効果的なサービスの提供を図るため、以下のような人材を育成・教育する必要がある。組み立て、提供までの一貫した支援体制を構築するコーディネートスキルを持つ人材門性のみならず福祉全般に一定の基本的な知見を有する人材また、生産年齢人口が減少する中で、限られた人材を有効に活用し、担い手となる人材を着実に確保する必要がある。

- ①コーディネート人材の配置等をモデル的に取り組む自治体への支援等を実施する
- ②福祉分野横断的な基礎的知識の研修を実施する
- ③福祉人材の多様なキャリア形成支援・福祉労働市場内での人材の移動促進のための環境整備を図る
- ④潜在有資格者の円滑な再就業の促進を図る
- ⑤限られた人材を有効に活用するための機能分化を推進する
- ⑥多様な人材層からの参入促進(非資格保有者など、すそ野の拡大)を図る

【取組事項・抜粋】

- 介護人材養成に係る貸付の拡充
- 新たな研修プログラムの開発等
- 社会福祉士のあり方の検討
- 共通研修の創設等
- 福祉系国家資格所持者等の保育士資格取得の負担軽減
- 社会的養護を担う人材の育成 など

(3)「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部(平成 28 年 7 月 15 日～)

○地域づくりの取組の支援と、公的な福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めていく必要がある。また、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスも「丸ごと」へと転換していくため、サービスや専門人材の養成課程の改革を進めていく必要がある。

○実現本部に「専門人材ワーキンググループ」を設置し検討する。

【医療・福祉人材の最大活用のための養成課程の見直し】

- 対応の方向性: 複数の医療・福祉資格を取りやすくし、医療・福祉人材のキャリア・パスを複線化
- 具体的な取組
 - ・ 医療・福祉の複数資格に共通の基礎課程を創設し、資格ごとの専門 課程との 2 階建ての養成課程へ再編することを検討。
 - ・ 資格所持による履修期間の短縮、単位認定の拡大を検討。

【今後の進め方のイメージ(たたき台)より抜粋】

: 人材キャリアパスの複線化

平成 28 年度(2016)	○福祉系有資格者 への保育士養成課程・試験科目一部免除の検討・結論 ○介護福祉士と 准看護師の 相互単位認定の検討・結論	
平成 29 年度(2017)	↓	◇共通基礎課程の検討・結論
平成 30 年度(2018)	↓	↓
平成 31 年度(2019)	○資格所持による履修期間短縮、資格間の単位認定拡大(資格毎に検討・順次実施)	↓
平成 32 年度(2020)	↓	↓
平成 33 年度(2021)		◇共通基礎課程の順次実施
...		
我が事・丸ごとの地域づくり、サービス・専門人材の丸ごと化の全面展開(2020 年代初頭)		

(4)保健医療 2035 推進本部

:保健医療 2035 実行プラン・工程表(平成 27 年 9 月 27 日)

- 11 総合的な資格創設(医療・看護・介護・リハビリ含めた対応が可能な職種)を検討する
- 110 地域包括ケアを総括的に進める者の育成を図るとともに、医療と福祉の多職種連携を前提とした人材育成を行う
- 111 医療や福祉の資格の共通基盤(養成課程等)を整備する

2. 社会福祉士

(1)社会福祉士の役割の明確化、養成カリキュラム等に関する検討

⇒社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会(平成 28 年 10 月 5 日～再開)

- 「新しい時代に対応した福祉の提供ビジョン」工程表(平成 28 年 3 月 24 日)において、「複合的な課題を抱える者の支援においてその知識等を発揮することが期待される社会福祉士について、コーディネート人材としての活用を含め、その在り方を検討」するとした。
- 社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会(平成 28 年 10 月 5 日再開)における検討事項とされている。

3. 介護福祉士

(1)社会福祉法等の一部を改正する法律(平成 28 年 3 月 31 日)

- 介護福祉士の資格取得方法の一元化を実施し、資質・社会的評価の向上をはかる。
- 若者や他業界からの参入促進、現場の介護人材のキャリア志向を向上させる措置を講じる
- 平成 29 年度から養成施設卒業者に受験資格を付与し、5 年間をかけて国家試験の義務付けを漸進的に導入
- 他産業からの参入促進をはかる観点からの福祉系高校の「通信課程」の復活等
- 介護福祉士に係る喀痰吸引等の規定については、平成 28 年度以前に介護福祉士の資格を有していた者と同様の取扱い

(2)介護プロフェッショナルキャリア段位制度の在り方に関する検討会(平成 28 年 3 月 30 日・とりまとめ)

- 介護キャリア段位制度の現状と課題等を整理するとともに、介護職員のさらなる資質向上に向けて

今後の制度の在り方等について検討した。

- 「介護キャリア段位の取組み実績と評価」を整理し、その上で、「介護キャリア段位の取組みを踏まえた介護事業所・施設における人材育成の考え方」と「介護キャリア段位の仕組みの見直し」についての方向性が整理した。

(3) 社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会(平成 28 年 10 月 5 日～再開)

- 介護人材が担う機能とキャリアパスにおける検討事項とされている。

4. 保育士

(1) 保育士養成課程等検討会(平成 27 年 6 月 5 日～)

- 保育士養成課程等の見直しや、今後の保育士養成等の課題について検討
 - ・保育士養成課程等の見直しに関する事項
 - ・保育士養成制度の課題に関する事項
 - ・地域限定保育士試験における実技試験に代わる講習又は実習に関する事項
 - ・指定保育士養成施設の養成課程と保育士試験の試験問題との整合性に関する事項

(2) 保育士等確保対策検討会(平成 27 年 11 月 9 日～12 月 4 日:緊急的なとりまとめ)

- 保育士をはじめとする保育の担い手の確保に向けた対策について、「保育の担い手確保に向けた緊急的な取りまとめ」を確認し・公表した(12 月 4 日)。

5. 児童福祉司

(1) 社会保障審議会 児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会報告書(平成 27 年 8 月 28 日)

- 児童福祉司の国家資格化
 - ・児童福祉司の専門性の向上を担保するため、ソーシャルワークに着目した国家資格化を目指した検討が必要。
 - ・ただし、資格化に至るまでには様々な課題を整理することが必要。
 - ・資格化の検討に限らず、児童福祉司の専門性を高める方策についても検討が必要。

(2) 社会保障審議会新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会 (平成 28 年 3 月 10 日:報告(提言)とりまとめ)

- 児童福祉司の質の向上と国家資格化については、「一定の基準に適合する研修の受講を義務付けるべきである」とした。また、児童相談所に配置することが必要な人材について、法律上明確に位置付けるとともに、任用要件で質を、配置標準で量を、担保する必要があるとした。

(3) 子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ(平成 28 年 7 月 29 日～)

【検討事項 ※抜粋】

- ①平成29年4月1日の改正児童福祉法施行に向け、優先的に検討を進めることが必要な事項

- 研修又は任用前講習会のガイドラインの策定等※

- ・スーパーバイザーを含む児童福祉司
- ・社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者を児童福祉司として任用する場合の者
- ・要保護児童対策地域協議会の調整機関に配置される専門職

※研修科目・時間(講義・実習)、保有資格に応じた科目免除の内容、講師の選定基準、研修の実施体制、研修方法などの策定

- ②児童相談所等における将来的な専門職のあり方、人材育成等専門性の向上等について十分な検討を行うことが必要な事項
- 児童相談所の体制強化(専門職の配置基準、中核市・特別区における設置支援、要保護児童の通告の在り方及び児童相談所の業務の在り方等)に向けた更なる方策○
 - 児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策(専門性を担保するための資格に関する検討を含む)
 - 研修の実施体制、研修方法の充実・向上について

6. 公認心理師

(1)公認心理師法

- 「公認心理師法」が、参議院で可決・成立(平成 27 年 9 月 9 日)
- 心理職の国家資格化。公認心理師の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって国民の心の健康の保持増進に寄与することを目的とする

(2)公認心理師カリキュラム等検討会

- 厚生労働省は検討会を設置し、平成 28 年度内の報告書のとりまとめに向けて議論を進めている。
- 公認心理師のカリキュラムに関する基本的な考え方、公認心理師のカリキュラム、大学卒業後の実務経験、国家試験、現任者講習会科目と時間数、公認心理師試験受験資格について検討している。

* 社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=224742>

* 働き方改革実現会議

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hatarakikata/>

12. 災害対策

《直近の動向》

➤ 2016.10.21 鳥取中部地震
▶ 鳥取県中部でマグニチュード6.6(最大震度6弱)の地震が発生した。 ▶ 同日、鳥取県は県内4市町(倉吉市、東伯郡三朝町、東伯郡湯梨浜町、東伯郡北栄町)に災害救助法の適用を決定した。
➤ 2016.8.30 平成28年台風10号
▶ 平成28年台風10号の発生にともない、北海道は20市町村、岩手県は12市町村に災害救助法の適用を決定した。 ▶ 8月30日、岩手県は、被災者生活再建支援法の適用を決定した。 ▶ 9月19日、当該災害は激甚災害(対象は全国)として指定されている。
➤ 2016.4.14 平成28年熊本地震
▶ 4月14日のマグニチュード6.5(最大震度7)、4月16日のマグニチュード7.3(最大震度7)の地震発生後、熊本地方を中心に甚大な被害が広がっている。 ▶ これに対し、4月26日に激甚災害の指定、5月2日に特定非常災害の指定がなされている。
* 内閣府防災情報 http://www.bousai.go.jp/
* 平成二十八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令 http://www.bousai.go.jp/kohou/oshirase/pdf/20160426_01kisya.pdf
* 平成28年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令 http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyokan04_02000044.html

13. その他

《直近の動向》

➤ 2016.8.5 平成 26 年度「社会保障費用統計」とりまとめ：公表

- ▶ 国立社会保障・人口問題研究所は、平成 26(2014)年度の「社会保障費用統計」をとりまとめ、公表した。
- ▶ 年金や医療保険、介護保険、雇用保険、生活保護など、社会保障制度に関する1年間の支出を、OECD(経済協力開発機構)基準による「社会支出」とILO(国際労働機関)基準による「社会保障給付費」の2通りで集計している。
- ▶ 「社会支出」(OECD 基準)は「社会保障給付費」(ILO 基準)と比べ、施設整備費など直接個人に渡らない支出まで集計範囲に含んでおり、国際比較の観点から重要な指標であることから、多くの国々で活用されている。日本では戦後まもなくから現在に至るまで集計され、政策議論に欠かせない統計であるとされている。

《概要》

- 2014 年度の「社会支出」総額は 116 兆 8,532 億円で、対前年度増加額は 1 兆 4,196 億円、伸び率は 1.2%となっているが、GDP の対前年度比は 1.5%増であり、対 GDP 比は 2 年連続で下落
- 2014 年度の「社会保障給付費」総額は 112 兆 1,020 億円で、対前年度増加額は 1 兆 3,970 億円、伸び率は 1.3%となっているが、GDP の対前年度比は 1.5%増であり、対 GDP 比は 2 年連続で下落
- 1人当たりの「社会支出」は 91 万 9,500 円、「社会保障給付費」は 88 万 2,100 円
- 社会支出を政策分野別にみると、最も大きいのは「高齢」で 54 兆 8,747 億円、次いで「保健」の 39 兆 5,385 億円。この 2 分野で総額の約 8 割(80.8%)を占め、社会支出の伸びを牽引
- 社会保障給付費を「医療」、「年金」、「福祉その他」に 3 分類すると、「医療」は 36 兆 3,357 億円で総額に占める割合は 32.4%、「年金」は 54 兆 3,429 億円で同 48.5%、「福祉その他」は 21 兆 4,234 億円で同 19.1%
- 社会保障給付費に対応する、社会保険料や公費による負担などの「社会保障財源」※は、総額 136 兆 5,729 億円で、前年度に比べ 9 兆 2,777 億円増
- 財源項目別にみると「社会保険料」が 65 兆 1,513 億円で、収入総額の 47.7%を占める。次に「公費負担」が 44 兆 8,373 億円で 32.8%を占める
※社会保障財源の概念は社会保障給付費と同様 ILO 基準に対応するもので、総額には、給付費に加えて、管理費及び施設整備費等の財源も含まれる。

➤ 2016.7.12 平成 27 年「国民生活基礎調査」とりまとめ：公表

- ▶ 厚生労働省は、平成 27 年の国民生活基礎調査の結果をとりまとめ、公表した。
- ▶ 平成 27 年は、簡易な調査の実施年にあたり、世帯票は約 5 万 9 千世帯、所得票は約 9 千世帯を対象として調査し、世帯票は約 4 万 7 千世帯、所得票は約 7 千世帯が集計されている。

《概要》 ※〈 〉は平成 26 年調査の結果

1 世帯の状況

- 高齢者世帯は 1271 万 4 千世帯<1221 万 4 千世帯>、全世帯の 25.2%<24.2%>と増加傾向
注：高齢者世帯は、65 歳以上の人のみか、65 歳以上の人と 18 歳未満の未婚の人で構成する世帯

- 65歳以上の者は3465万8千人となっている。家族形態をみると、「子と同居」の者が1352万6千人(65歳以上の者の39.0%)で最も多く、次いで「夫婦のみの世帯」(夫婦の両方又は一方が65歳以上)の者が1346万7千人(同38.9%)、「単独世帯」の者が624万3千人(同18.0%)
- 児童のいる世帯における母の仕事の有無は、「仕事あり」が68.1%<65.7%>と増加
注:児童は、18歳未満の未婚の人

2 所得等の状況

- 1世帯当たり平均所得金額は541万9千円<528万9千円>と増加
- 「高齢者世帯」が297万3千円<300万5千円>と減少、「児童のいる世帯」が712万9千円<696万3千円>と増加
- 所得金額階級別世帯数の相対度数分布をみると、「200～300万円未満」が14.0%、「100～200万円未満」が13.6%及び「300～400万円未満」が13.1%と多くなっている。中央値(所得を低いものから高いものへと順に並べて2等分する境界値)は427万円であり、平均所得金額(541万9千円)以下の割合は61.2%
- 各種世帯の所得の種類別1世帯当たり平均所得金額をみると、全世帯では「稼働所得」が74.5%、「公的年金・恩給」が19.6%であるが、高齢者世帯では「公的年金・恩給」が67.5%、「稼働所得」が20.3%
- 公的年金・恩給を受給している高齢者世帯のなかで「公的年金・恩給の総所得に占める割合が100%の世帯」は55.0%
注:所得は、平成26年1月1日から12月31日までの1年間の所得
- 生活意識が「苦しい」とした世帯は60.3%<62.4%>と減少
- 年次推移をみると、「苦しい」の割合はおおむね上昇傾向
- 各種世帯の生活意識をみると、「苦しい」の割合は、「高齢者世帯」が58.0%、「児童のいる世帯」が63.5%
注:生活意識は、5段階の選択肢であり、「苦しい」は「大変苦しい」「やや苦しい」の合計

*平成26年度「社会保障費用統計」 ※国立社会保障・人口問題研究所HP

http://www.ipss.go.jp/ss-cost/j/fsss-h26/fsss_h26.asp

*平成27年度「国民生活基礎調査」

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa15/index.html>

自由民主党 社会福祉推進議員連盟 御中

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
政策委員会委員長 井手之上 優

社会福祉法人制度改革に関する要望書

全国 2 万余の社会福祉法人は、今回の社会福祉法改正の趣旨を受け止め、地域住民の信頼と支持のもと、今後も各地域の福祉基盤の主たる担い手としての役割を果たしていくとともに、経営体制の強化とそのため法人本部機能の強化、組織・事業の透明性の向上に努めてまいります。

社会福祉法人は、これまで地域のセーフティネットとして、制度の狭間におかれた福祉課題・生活問題のある人々への支援を行なってきました。さまざまな事業規模、各種施設・事業を営む社会福祉法人が、地域の増大・多様化する福祉ニーズに対し、主体的、柔軟に、多様な福祉サービス・支援活動が展開できる制度となるよう、下記について要望いたします。

平成 28 年 4 月 1 日施行にかかる事項

1. 「地域における公益的な取組」を行う責務

社会福祉法人が、地域の実態に即して福祉サービスや支援活動が主体的に展開できるよう、「地域における公益的な取組」について、その内容を限定列挙しないでください。

2. 措置費、運営費の性格と「責務」の関係等

すべての社会福祉法人が上記の責務を果たすことができるよう、措置費や運営費のあり方について検討してください。

あわせて、法人の創意工夫のもと多様な取組が行われるためにも、職員配置や施設・設備の活用について弾力化を図ってください。

3. 指導監督の権限移譲

都道府県の区域で事業を行う法人であって主たる事務所が指定都市に所在する法人については、所轄庁が都道府県から指定都市に移譲されることになっていますが、都道府県社会福祉協議会は都道府県域での活動を総合的に調整し地域福祉の推進をはかることを役割としており、都道府県との連携・協働が不可欠です。

については、都道府県と指定都市が十分に連携・協働をはかるようご調整・指導してください。

平成 29 年 4 月 1 日施行にかかる事項

4. 会計監査人の設置

一定規模以上の社会福祉法人については、会計監査人を設置することとされていますが、設置については社会福祉法人に過度な負担がかからないようにしてください。

5. 「社会福祉充実残額」の算定

「社会福祉充実残額」については、法人の主体性・自律性を損なうことなく、事業の継続に必要な財産額が適切に算定される必要があります。財務規律の強化、内部留保の明確化にあたっては、それぞれの社会福祉法人の事業内容や規模が多様であるため、社会福祉法人の主体性のもとに、そうした実情を反映できるしくみにしてください。

また、大規模災害の発生時に、被災した場合に、社会福祉事業及び地域における災害対応ができるように、そうした備えを必置としてください。

厚生労働大臣 塩崎 恭久 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
政策委員会委員長 井手之上 優

平成 28 年熊本地震の被災地支援・復興に関する要望

このたびの平成 28 年熊本地震において、全国社会福祉協議会では構成組織とともに、発災直後から被災地の社会福祉法人・福祉施設、社会福祉協議会への支援を通じ、被災者の支援を行ってきました。

被災地の復興に向け継続的な支援を行っていくため、国において早急な対応を要望します。

1. 要援護者への適切な福祉サービスの提供

- ①高齢者、障害者等に配慮したバリアフリーの福祉避難所等の設置と運営・機能への支援
- ②福祉避難所への要援護者の移動の支援
- ③福祉避難所等への介護職員、保育士、看護職員等専門職の配置および訪問活動の実施の支援

2. 福祉施設および福祉サービスの事業継続・再開のための支援

- ①被災した全ての福祉施設・事業所の早期復旧のための財政措置の確保
- ②福祉施設・事業所の機能を維持するための長期的・継続的な人的支援等のための財政措置の確保
- ③被災地における社会福祉法人に対する指導監査の実態を踏まえた弾力的な対応

3. 被災者の生活支援の強化

(1) 県・市町村の災害ボランティアセンター活動への支援

- ①被災者支援のための専門のボランティアコーディネーターの配置
- ②災害ボランティアセンターへの全国の社会福祉協議会職員の派遣に要する費用の補助（旅費、宿泊費、保険料等）

(2) 仮設住宅等における生活支援

- ①仮設住宅・復興住宅等を訪問して相談・助言や生活支援を行う「生活支援相談員」の配置

(3) 生活困窮者自立支援制度による生活困窮者の支援

- ①被災による相談者の増加に対応するための自立相談支援機関「相談支援員」の配置等の相談支援体制の強化

(4)生活福祉資金の特例貸付等のための事務費の確保

- ①被災地における緊急小口資金特例貸付および住宅補修費等の生活福祉資金貸付に必要な相談体制等整備に要する事務費の確保
- ②被災地の社会福祉協議会への他県からの応援社協職員の派遣に要する費用の補助(旅費、宿泊費、保険料等)

(5)民生委員・児童委員活動への支援

- ①被災地において住民の相談支援にあたる民生委員・児童委員、および民生委員児童委員協議会の活動に係る財政支援

4. 国庫補助による財源確保

以上の事項について、被災地支援・復興対策として全額国庫負担とし、長期にわたる財源確保を図ってください。

厚生労働大臣 塩崎 恭久 様

平成 29 年度 社会福祉制度・予算・税制等に関する要望書

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
政策委員会委員長 井手之上 優

【福祉制度・予算要望事項】

1. 社会保障・社会福祉制度の拡充のための財源確保
2. 社会福祉法人の公益的な事業・活動の取組と法人基盤の強化
3. 地域における生活困窮者自立支援の総合相談・生活支援体制の強化
4. 民生委員・児童委員の活動環境の改善
5. 地域包括ケアシステムの構築・高齢者保健福祉施策の拡充、介護保険事業の安定運営の強化
6. 地域社会における共生の実現のための障害者支援施策の拡充
7. 子ども・子育て支援新制度による保育・社会的養護施設施策の拡充と質の向上
8. 福祉サービスの質の向上と権利擁護の強化
9. 成年後見制度など総合的な権利擁護支援の体制整備
10. 福祉人材の確保、定着、育成等の対策の強化
11. 東日本大震災の被災者支援・地域復興の支援の強化
12. 大規模災害対策・防災対策への対応の強化
13. 低所得者対策の一層の充実

【税制要望事項】

1. 社会福祉法人の法人税非課税等の税制堅持
2. 生活困窮者支援事業にかかる固定資産税等の非課税の実現

【福祉制度・予算要望事項】

1. 社会保障・社会福祉制度の拡充のための財源確保

(1) 増大する福祉ニーズと質の向上のための平成 29 年度社会福祉関係予算の確保

- ・国は、平成 27 年 6 月に閣議決定した『経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2015』において、2020 年度（平成 32 年度）までの今後 5 年間の「経済・財政再生計画」を示し、「社会保障は歳出改革の重要分野」との考え方のもとに、「計画の初年度である平成 28 年度予算から手を緩めることなく本格的な改革に取り組む」とし、主要な改革については 2016 年度から 2018 年度までの 3 年間で「集中改革期間」に位置付け、毎年度の予算編成、法案等に反映させるとしています。
- ・一方、福祉ニーズが多様化、深刻化しているなか、高齢者福祉、障害者福祉、保育・児童福祉、生活困窮者福祉等の各福祉サービスの量的、質的な拡充は必要不可欠です。
- ・各福祉サービスの平成 29 年度予算の財源確保、及び国民の福祉向上のために将来にわたり安定的に運営できる財源確保を図られるよう、要望します。

(2) 消費税増税の延期による影響と社会福祉制度の拡充のための財源確保

- ・平成 27 年 10 月から延期されていた消費税率の 10% への引上げが、平成 29 年 4 月から平成 31 年 10 月に再延期の予定です。消費税増税分については、毎年 1 兆円増える社会保障の安定財源確保と充実のため、「国民年金」「医療」「介護」「子ども・子育て」4 分野に充当するとされていますが、増税の再延期となれば、関係施策の拡充はきわめて厳しくなると見込まれます。
- ・現状において、子ども・子育て支援のための 0.3 兆円の確保も見通しが立たない状況にあり、平成 29 年度予算編成はさらに厳しい状況と言わざるを得ません。喫緊の貧困問題等のセーフティネット対策の諸施策を含め、国民の期待と福祉ニーズに応えるための各制度の拡充に必要な財源確保を図られるよう、要望します。

2. 社会福祉法人の公益的な事業・活動の取組と法人基盤の強化

(1) 社会福祉法人・福祉施設、社会福祉協議会による公益的な事業・活動の取組促進と法人基盤の強化

- ・平成 28 年 3 月末に、社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、及び地域における公益的な活動等の社会福祉法人改革の事項を定めた「社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立しました。
- ・社会福祉法人・福祉施設、社会福祉協議会（以下、「社協」という）等が、法人本部機能

の強化を図るとともに、それぞれに有する資源、機能、専門性を活かし、公益的な事業・活動として、地域の実態に即して地域で暮らす生活困窮者等への支援などを積極的に行うための環境整備を図られるよう、要望します。

①「地域における公益的な取組」を行う責務

- ・「地域における公益的な取組」については、取組が制限されることなく、社会福祉法人が地域の実態に即して主体的に福祉サービスや支援活動が展開できるよう、所轄庁に対し十分な働きかけをしてください。

②措置費、運営費の性格と「責務」の関係等

- ・すべての社会福祉法人が上記の責務を果たすことができるよう、措置費や運営費のあり方の検討とともに、法人の創意工夫のもと多様な取組を行うために職員配置や施設・設備の活用について弾力化を図ってください。

③会計監査人の設置

- ・一定規模以上の社会福祉法人については、会計監査人を設置することとされていますが、設置については社会福祉法人に過度な負担がかからないようにしてください。

④控除対象財産の算定

- ・控除対象財産については、法人の主体性・自律性を損なうことなく、事業の継続に必要な財産額が適切に算定される必要があります。財務規律の強化、内部留保の明確化にあたっては、それぞれの社会福祉法人の事業内容や規模が多様であるため、社会福祉法人の主体性のもとに、そうした実情を反映できるしくみとしてください。
- ・また、大規模災害の発生時に、被災した場合に、社会福祉事業及び地域における災害対応ができるように、そうした備えを必置としてください。

⑤社会福祉法人による公益的な事業・活動の促進に向けた基盤整備

- ・社会福祉法人による地域ニーズに対応した公益的な取り組みを推進するためには、地域ニーズの把握や発見などにおいて民生委員・児童委員活動やボランティアなどの住民参加による福祉活動と社会福祉施設等との連携が重要になります。
- ・このため、地域協議会の設置や社会福祉法人の評議員への地域人材の選任においては、社協の組織・機能の活用とともに、社会福祉施設と社協との連携が図られるための基盤整備の具体化を講じられるよう、要望します。

(2)小規模法人における経営労務管理の取り組みの強化

- ・介護や保育事業等を行う社会福祉法人における経営労務管理を支援し、その改善や適正化を実効あるものとするため、「経営労務管理改善支援事業」（新規）の活用にあたっては都道府県社協に設置されている社会福祉法人経営者協議会を主体とした取り組みを可能とする等、その弾力的な取扱いが講じられるよう、要望します。

3. 地域における生活困窮者自立支援の総合相談・生活支援体制の強化

(1)生活困窮者自立支援制度の円滑な実施のための取り組み強化

①生活困窮者自立支援制度の円滑実施に向けた環境整備

- ・自立相談支援事業等は、早期発見・早期対応のためのアウトリーチ、多様かつ複数の福祉課題・生活課題のある人々へのきめ細かな寄り添い型の支援、さらに新たな各種福祉サービスの開発などが求められています。こうした役割を実施主体が十分に果たせるよう、町村部も含めて地方自治体の規模や継続的な相談・支援実績等に応じ必要な予算措置を講じられるよう、要望します。
- ・なお、事業評価については、要支援者の新規相談やプラン策定件数、あるいは就労や収入増だけに着目するのではなく、要支援者への継続的なかかわりや支援内容、また地域のネットワーク形成や新たなサービス事業の開発、要支援者の社会参加なども含め、多面的な効果測定と実施状況を適正に把握できるよう、要望します。
- ・また、家計相談支援事業、就労準備事業など任意事業の実施状況は、自治体により格差が生じています。相談・支援の解決策として任意事業は重要であり、その普及促進について特段の措置を講じられるよう、要望します。

②生活困窮者自立支援制度における相談支援員等専門職の研修等の充実

- ・多様で複合的な福祉課題・生活課題のある生活困窮者に対し、適切かつ効果的な支援を継続していくためには、相談支援員等専門職の養成研修の充実が不可欠です。
- ・国の養成研修については、相談支援員等専門職が早期に受講できる研修とすることや、職員数の多い自立相談支援事業の相談支援員の研修等については回数増を図るほか、都道府県段階で伝達研修を行う指導者研修実施のための予算措置を講じられるよう、要望します。
- ・さらに、都道府県等において事業実施主体や受託実施機関の連絡調整、定期的なケース検討会などの研修機会の確保などに、必要な予算措置を講じられるよう、要望します。

(2)日常生活自立支援事業の体制整備の強化

- ・日常生活自立支援事業は、開始から 15 年を経て利用者は年々増加し、判断能力の不十分な高齢者や障害者等への支援として、今後とも需要が高まるものと想定されます。
- ・一方、利用者の 4 割以上を占める生活保護受給者については、その利用料に係る財源措置や、利用者数および相談件数の増加に対する財源措置が十分ではなく、受託社協や基幹的社協の財源の持ち出し、新規利用申込者への対応の遅延など、事業の実施に支障をきたすことも散見されます。
- ・平成 27 年度より国庫補助については、事業費補助が段階的に導入されていますが、事業体制を整備し、質が高く効果的な支援を行っている社協が適切に評価される補助方式となるよう、要望します。

- ・また、本事業の本来的なあり方について早急に検討を図り、今後の需要の高まりに対応しうる専門員や生活支援員の体制整備を図るための財源措置を講じられるよう、要望します。

(3)総合的・横断的な施策展開が可能な地域福祉財源の構築、確保

- ・生活困窮者自立支援事業や介護保険制度の新たな日常生活支援総合事業などにおいては、地域コミュニティでの総合相談・生活支援体制の構築とともに、ボランティア活動も含めた住民参加によるニーズの発見、公的制度等へのつなぎ、見守り・支援活動の展開が期待されています。
- ・その一方、社会的孤立などを背景に福祉課題・生活課題が多様化・深刻化するなかで、対象分野ごと、あるいは制度ごとの体制と運営では、制度の狭間の課題が生じてしまい、対応を困難としています。このため、権利擁護を含めた効果的・効率的かつ重層的な地域福祉施策の取り組みを図るために、予算措置等においては、市町村が地域福祉の推進財源を横断的、弾力的、総合的に運用できるような措置を講じられるよう、要望します。
- ・また、現在、国では「新しい時代に対応した福祉の提供ビジョン」を示し、包括的支援体制構築に向けたモデル事業を実施しているところです。モデル事業以外の先進的な取り組みも踏まえ、地域福祉コーディネーター等の配置や地域における総合相談・生活支援体制の整備など制度や分野を超えた個別支援、ボランティア活動等の住民参加による福祉活動、権利擁護支援等が総合的に展開できる本格的な地域福祉施策の構築に向けた検討が図られるよう、要望します。

(4)生活福祉資金貸付事業における相談支援機能強化のための体制整備

- ・生活困窮者の自立支援に向け、生活福祉資金貸付事業の果たす役割は拡大しています。とくに生活福祉資金の貸付相談を通じて自立相談支援事業につなげるなど、生活福祉資金貸付事業が生活困窮者自立支援制度の一次窓口として受けとめているケースも多くみられます。
- ・また、子どもの貧困対策においては学習支援が重要ですが、生活福祉資金（教育支援資金）はその支援策の1つとして毎年1.5万件に及ぶ貸付が続いています。
- ・本貸付事業の特長は、借受世帯に対する継続的な相談支援の実施にあります。生活困窮者自立支援の一翼を担う事業としてその役割を果たすためにも、とくに窓口となる市区町村社協の体制整備が不可欠であり、そのために十分な予算措置が講じられるよう、要望します。

(5)生活保護受給者や生活困窮者の自立に向けた支援に携わる人材の確保

- ・生活保護受給者や生活困窮者への支援を行なっている救護施設等の厚生関係施設において、

ホームレスやDV被害者、依存症者、矯正施設退所者等、多様化、複雑化したニーズを持つ利用者を的確に自立につなぐための専門相談や地域生活への支援に必要な人材の確保が課題となっています。自立相談支援事業や就労訓練事業（中間的就労等）等生活困窮者自立支援制度に沿って関係事業に取り組む厚生関係施設において、こうした必要な人材を確保するための予算措置が講じられるよう、要望します。

4. 民生委員・児童委員の活動環境の改善

(1) 民生委員・児童委員に対する研修事業費の増額

- ・今日、23万人の民生委員・児童委員活動は、多様化する住民の福祉課題への対応、災害時要援護者支援体制整備への協力、悪質商法被害防止等の消費者保護等、幅広い協力が期待されています。
- ・そのため、民生委員・児童委員には、十分な経験や知識を有するための研鑽が必要とされています。約6割の民生委員・児童委員は在任2期以内であり、住民への身近な相談支援機能を十分果たすために研修事業の拡充が重要であります。
- ・平成28年12月には3年に1度の一斉改選が行われ、約3分の1の委員の交代が見込まれます。平成29年度においては、都道府県・指定都市段階等において新任委員また新任の単位民児協会長等に対する十分な研修が実施されるよう関係予算の拡充を講じられるよう、要望します。

(2) 民生委員児童委員協議会活動費の拡充

- ・民生委員・児童委員への期待の高まりの一方、その負担増大が課題となり、委員の早期退任の一因ともなっています。それだけに、民生委員・児童委員の活動環境の改善とともに、日々の民生委員・児童委員活動を支える民生委員児童委員協議会（以下、「民児協」という）の組織機能を高めることが重要です。
- ・また、さまざまな課題を抱える住民を、民生委員・児童委員を介して早期に適切な支援に結びつけるためにも、民生委員・児童委員の存在や役割を適切に住民等に周知する必要があり、民児協による広報活動の必要性が増しています。
- ・平成29年は民生委員制度創設100周年であり、全国の民児協において積極的な広報活動が実施されることから、その支援のための予算確保を講じるよう、要望します。
- ・広報や民児協内部での研修など、民児協活動の充実のためには民生委員法に基づき設置される単位民児協の活動費（現行1民児協あたり20万円）の増額とともに、広域で活動を展開する都道府県・指定都市段階の民児協組織への補助拡充を講じられるよう、要望します。

5. 地域包括ケアシステムの構築・高齢者保健福祉施策の拡充、介護保険事業の安定運営の強化

(1) 地域における総合的・包括的な相談・支援体制の強化

- ・後期高齢者が急増する 2025 年に向けて地域包括ケアシステムの構築がめざされる中、地域における包括的な相談支援体制の強化が重要となっています。
- ・地域包括支援センターは、在宅医療・介護連携、認知症施策、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実・強化等、一層の機能強化が求められており、業務量に見合う人員配置や、職員の資質の向上のための研修等の充実を図られるよう、要望します。

(2) 地域支援事業の財源確保と推進

- ・市町村が平成 30 年度までに地域支援事業として 4 つの事業（在宅医療・介護連携、認知症施策、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実・強化）に取り組めるよう、財源が確保されています。
- ・市町村が、これらの事業実施を通して地域包括ケアを具体化できるよう引き続き財源を確保し、その推進を図られるよう、要望します。

(3) 地域支援事業における市町村格差への対応と生活支援サービスの充実に向けた対策の強化

- ・介護保険制度改正に伴い、新たな地域支援事業が全国の市町村で取り組まれており、新たな介護予防・日常生活支援総合事業については平成 29 年 4 月には全市町村が実施することとなります。
- ・厚生労働省調査（平成 28 年 1 月）によると、総合事業の実施状況は、平成 28 年 4 月までに実施が全市町村のおよそ 3 分の 1 であり、事業の進捗状況や地域の推進体制に格差が生じています。
- ・地域包括ケアシステムは、それぞれの市町村の社会資源を十分活用し、あるいは創造し、地域の特性に応じて構築していくことが求められています。居住する市町村によって、提供する介護サービスや支援内容に格差が生じないよう支援策を講じられるよう、要望します。
- ・生活支援コーディネーターの養成や協議体の設置に向けて、都道府県等における市町村の実態に即した必要な支援策を講じられるよう、要望します。
- ・さまざまな地域資源との連携による見守り・支え合い体制の構築など、地域の要援護者に対してきめ細かい支援を行うためには、行政だけではなく、住民組織、民生委員、老人クラブ、NPO、医療・介護関係者等の専門職はもとより、地域住民等幅広い担い手の参加が必要です。このため、新たな担い手の養成を含む社会資源の開発や、各種社会資源の連携等を十分に図るために市町村に対し必要な支援策を講じられるよう、要望します。

(4) 住み慣れた地域で認知症高齢者の生活を維持・充実するための施策の推進

- ・ 認知症高齢者の急増が想定される中、認知症者に関わる事故・事件が頻発し社会問題化しており、認知症であっても住み慣れた地域で、生活の質を維持しつつ暮らしていけるよう、認知症者や介護者等への支援がより一層求められています。
- ・ 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の着実な推進とともに、市町村をはじめ関係機関・団体や地域住民等幅広い関係者による支援体制の量的・質的充実に向けた取り組みの推進を図られるよう、要望します。

(5) 次期介護保険制度改革における安定した介護事業運営の確保とニーズに即したサービスの提供

- ・ 次期介護報酬改定においては、第6期介護報酬改定（平成27年度）による事業所の経営実態と利用者の状況を十分に検証し、安定した介護事業運営が行える報酬となるよう、要望します。
- ・ 軽度者の介護保険サービスと費用負担のあり方については、介護ニーズに沿った十分なサービス提供が行えるよう制度の堅持を要望します。

(6) 介護離職ゼロに向けた、介護サービスの確保や働く環境の改善、家族支援に必要な施策の着実な推進

- ・ 一億総活躍社会の実現のための施策の一つである介護離職ゼロについては、必要な介護サービスの確保（高齢者のニーズに対応できる介護サービス基盤の確保、ニーズに応じた適切な介護サービスの提供、介護人材の育成・確保等）と、働く環境の改善、家族支援（相談機能の強化・支援体制の充実、介護する家族の職場環境の整備等）を推進することとされています。
- ・ 介護人材の確保・定着等施策の具体的な取り組みと着実な推進を図られるよう、要望します。

(7) 老人クラブ活動等助成費の充実強化

- ・ 新たな介護予防・日常生活支援総合事業は、老人クラブによる生きがいづくり、健康づくり等諸活動に包含されるものもあります。高齢化の急進とともに、さらに必要とされる新たな介護予防・日常生活支援総合事業の取組にあっては、地域における柔軟で多様な生活支援の強化のための老人クラブ活動を通じた取組と連動させていくなどの対応を講じられるよう、要望します。

6. 地域社会における共生の実現のための障害者支援施策の拡充

(1) 障害者総合支援法の着実な推進

- ・障害者権利条約の理念のもとに、障害者が地域や住み慣れた場所で暮らせるよう必要なサービスの確保・推進などを図ることが必要です。そのため、改正障害者総合支援法の平成30年4月の施行に向け、新たな「自立生活援助」や「就労定着支援」の事業創設や障害児支援、サービスの質の向上等の必要な予算確保を含め、一層の利用者主体の制度・施策としていく対策を講じられるよう、要望します。
- ・さらに、医療的ケア等が必要な重度者への支援体制強化、移動支援の拡充、利用者のニーズを基本とした支給決定や、ニーズに応じた就労支援等が行われるための事業体系の充実などに必要な予算を確保されるよう、要望します。
- ・また、グループホームは、必要な支援を受けながら地域で生活することを希望する障害者にとって重要な住まいの場であることから、現在の利用者を含め、軽度者を対象外としない現行施策を継続するとともに、第4期障害福祉計画に基づき今後も必要な整備が図られるよう、予算確保を要望します。

(2) 障害者差別解消法等をふまえた取組の強化、権利擁護体制の拡充

- ・第4期障害福祉計画に係る基本指針に基づく施策の着実な実現が必要であり、福祉施設からの地域生活移行や一般就労の促進等につながる予算確保が図られるよう、要望します。
- ・平成28年4月施行となった障害者差別解消法と各省庁等が策定した対応要領・対応指針で謳われた差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供等について、民間も含めた着実な推進が図られるよう、苦情解決体制の拡充を含めた一層の施策整備を要望します。
- ・平成26年度に全国の自治体で受け付けた、養護者による虐待相談・通報件数が4,458件に及んだ実態に照らし、虐待防止に関する相談窓口の拡充や市町村担当者等への研修の充実等、必要な体制整備のなお一層の推進を図られるよう、要望します。

(3) 障害者就労支援施設への官公需拡大に向けた予算の確保

- ・優先調達推進法による全国の市区町村に定められた義務としての調達方針策定は79.3%の達成率（平成27年7月末現在）であり、障害者就労施設等からの積極的な調達の促進を図るための一層の対策を講じられるよう、要望します。
- ・また、共同受注窓口の体制整備の強化推進が必要であり、窓口の設置にかかる継続支援、円滑な運営継続のための補助の創設、優先調達推進法の調達目標への窓口発注分の計画的組み入れなどにより、受注・生産体制を一層強化し、利用者の工賃引き上げにつながる措置を講じられるよう、要望します。

(4)障害者の地域生活に資する支援施設・事業所の安定的運営のための予算確保

- ・次期報酬改定に向けて障害福祉サービス等報酬改定前後の障害者支援施設・事業所の運営状況について、経営実態に即した的確な把握と検証を行うとともに、小規模な事業所であっても安定的なサービスが実現されるよう自立支援給付費等の関係予算の確保を要望します。

(5)障害者の状況に応じたサービスの提供と利用の保障

- ・障害福祉サービスの利用にあたっては、本人の希望により障害程度や状況にあった必要なサービスの活用を保障すべきであるとの点から、とくに下記の点を要望します。

① 65歳以降の高齢障害者への適正なサービス提供

- ・障害福祉サービス利用者が65歳以上になった場合も、住み慣れた環境において安心して暮らし続けられるよう、本人の希望に沿い障害程度や状況にあった必要な障害福祉サービスや介護保険サービスを円滑に利用できる仕組みとすべきであり、過度な利用者負担が生じない適切な対応策を進められるよう、要望します。

② 18歳から20歳の障害者のサービス利用の保障

- ・18歳から20歳の間は障害年金による所得補償がないため、自己負担が生じるサービス利用が困難となっています。制度の狭間の障害者のサービス利用について必要な支援策を講じられるよう、要望します。

(6)障害福祉サービスに携わる人材の確保

- ・障害者支援施設やサービス事業所において、必要な人材が確保できるよう、処遇改善につながる報酬体系の見直しや、人員配置に関する基準の拡充等により、その実現が図られるよう要望します。
- ・とくに医療的なケアを常時要する重度障害者への支援体制強化や、就労系支援事業所において民需拡大を図り利用者の工賃向上を果たすための担当職員の加配等、専門的な資格やスキルを有する人材の確保が可能となる必要な対応を講じられるよう要望します。

7. 子ども・子育て支援新制度による保育・社会的養護施設施策の拡充と質の向上

(1)子ども・子育て支援新制度の目指す「量の拡充」、「質の改善」を実現する総額1兆円超の恒久的な財源確保

- ・保育・社会的養護の「質の改善」を伴った子ども・子育て支援の充実を実現するためには、子ども・子育て会議での重要課題である、消費税以外の0.3兆円を含む総額1兆円超の財源確保が必要不可欠であり、国の責任において必要な財源確保を図られるよう、要望しま

す。

(2)保育施策の拡充と保育の質の向上

①保育の質の向上のための人材確保と処遇改善

- ・0.3兆円で見込まれる「質の改善」の実施にあたっては、保育現場の喫緊の課題である『人材確保』及びこれに直接影響する『処遇改善』への取組が必要です。
- ・とくに、職員給与の改善、1歳児・4・5歳児の職員配置を改善、研修機会を確保するための代替職員の配置、栄養士を配置又は活用して給食を実施する場合の費用、障害児等の特別な支援が必要な子どもを受け入れる場合の地域の療育支援を補助する者の配置等が早期に実現されるよう、要望します。
- ・なお、0.3兆円の追加にとどまらず、保育士の長期的な勤務継続を可能とする、さらなる処遇改善のための財源確保を図られるよう、要望します。

②保育の質を高めるとともに、喫緊の課題である早期の人材確保に直結する、抜本的な処遇改善の実現

- ・11時間を上限とする保育標準時間に対応するために、現状、3時間分の非常勤保育士分とされている給付を、開所と配置の実態に見合う常勤体制に改善するよう、要望します。
- ・保育士等が保育に従事している配置状況について、延長保育も含む開所時間の実際に鑑みると、保育士の勤務時間は、ほぼ全てを直接的な保育業務にあたらざるをえず、日々の教材準備や、保育の質の向上のための恒常的な研修を確保できる業務体制の構築が早急な課題です。例えば、幼稚園教諭と同様に、2時間の研修及び教材準備時間が確保されるようにすること等を要望します。

(3)社会的養護施設施策の確実な推進と養育の質の向上の取組強化

- ・今般の児童福祉法改正により、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策を強化するため、児童相談所の体制強化、里親委託の推進等の措置が講じられていますが、児童虐待・DV被害等が増加・深刻化するなか、児童福祉法の理念を実現し、子どもの最善の利益を保障するためには、家庭的環境のもと子どもの養育・支援や自立に向けた支援を担う社会的養護施設の施策拡充と機能強化を図る必要があります。また、里親への支援の体制整備が必要です。
- ・法改正の審議過程において、社会的養護体制のあり方について再び検討の場を設けるとの考えが示されましたが、わが国の子ども家庭福祉の現場実態と課題を十分に検証したうえで、実現可能な基本方針と対策を講じられるよう、要望します。

- ・社会的養護施設では、虐待を受けた子どもや障害がある子ども、またDV被害、精神疾患のある保護者への支援強化が喫緊の課題です。0.3兆円で見込まれる「質の改善」の実施にあたって、とくに養育・支援の質の向上のため、『社会的養護の課題と将来像』で提起されているチーム責任者や心理療法担当職員等専門職員の配置拡充等の予算確保を要望します。
- ・子どもの貧困問題への対応策の一環として、社会的養護関係施設を退所し進学・就労しても、さまざまな事情から中途退学・離職する子どもも多く、施設入所中からの自立支援と個別的なアフターケアが重要な課題です。その役割を担う自立支援担当職員の配置を要望します。また、児童自立援助ホームの全都道府県設置等の各種支援策の推進のための財源確保を要望します。
- ・子どもたちの安定的な養育環境には職員の定着が不可欠であり、保育所関連施策同様に養育・支援に係る保育士等の職員の確保・定着を図るため、職員給与、夜間の勤務体制の充実等の抜本的な処遇改善を要望します。

(4)乳幼児期の教育の無償化の子ども・子育て支援新制度の推進とは異なる財源による実現

- ・子どもの貧困問題が顕在化しているなか、乳幼児期の教育の無償化のさらなる拡大は、子育て家庭の負担軽減に直接的に及ぶものであり、その必要性は喫緊の課題です。
- ・一方、待機児童の問題が十分に解消されていない、すべからく我が国の幼児教育が保障されていない状況に鑑みれば、まずもって解消が望まれる課題に対して財源投入することが必要であると考えます。
- ・乳幼児期の教育の無償化にむけては、関係閣僚が平成27年5月21日にとりまとめ、同年7月22日に方向性が確認された『子ども・子育て支援新制度及び幼児教育無償化に係る平成28年度予算編成に向けた基本的な考え方について』のとおり、子ども・子育て支援新制度の進展を目的とした1兆円超とは異なる財源による、財政支援が講じられるよう、要望します。
- ・また、上記『基本的考え方』にある、「保育所(0～2才児)も含めた複数案の試算・検討」にあたっては、利用する子どもの保護者等がその負担の軽減を実感できる措置を講じられるよう、要望します。

(5)子どもの貧困を解消するための抜本的な施策の拡充

- ・わが国は、子どもの貧困率が16.3%とOECD加盟国においても平均より高い状況にあります。とりわけ一人親世帯の困窮問題は厳しい状況です。
- ・子どもの今の生活や未来が、家庭の経済事情に左右されないように、生活支援、学習支援、奨学金制度の充実など、子どもの貧困を解消するための抜本的な施策の拡充が図られるよ

う、要望します。

- ・あわせて、社会的養護施設関係施策における地域の要支援世帯への援助体制の強化を要望します。

8. 福祉サービスの質の向上と権利擁護の強化

(1) 福祉サービスの質の向上の取組強化

- ・利用者の権利擁護の観点から福祉サービスの質の向上を図ることはもとより、福祉人材の確保・定着においても、福祉施設・事業所における第三者評価事業の受審や、苦情解決体制の整備の促進が必要です。
- ・第三者評価事業については、福祉サービスの質の向上を図るため、受審率の数値目標等を定め受審促進が図られています。それに応えていくため、全国、都道府県段階における評価機関・評価調査者の養成、研修等の拡充・強化を図られるよう、要望します。
- ・また、都道府県運営適正化委員会については、相談件数の増加と相談対応の長期化・深刻化等の状況にあり、安定して事業運営、苦情解決対応が行えるよう十分な体制整備のための財源確保が図られるよう、要望します。

9. 成年後見制度など総合的な権利擁護支援の体制整備

(1) 総合的な権利擁護体制の構築と推進(「権利擁護センター」、「成年後見センター」等の設置推進)

- ・各自治体において高齢者、障害者等を包括する権利擁護センター等の設置を促進し、地域住民や関係機関の総合的な支援に関するネットワークを構築するなどの権利擁護体制の整備と財源確保が図られるよう、要望します。
- ・後見人を育成して活用を図るとの成年後見制度の利用の促進に関する法律及び成年後見人の権限を一部拡大する改正民法が成立しましたが、後見人等の確保・育成にかかる関連施策の拡充や被後見人の意思を最大限に尊重しての監督体制の強化が図られるよう、要望します。

10. 福祉人材の確保、定着、育成等の対策の強化

(1) 計画的な福祉人材確保施策の推進と福祉・介護職員、保育士等の給与や労働条件の改善、働きやすい職場づくりのための総合的な施策の推進

- ・福祉の職場は、支援を必要とする人々に向き合い、寄り添い、支えながら、人間としての尊厳のもとに自立を支援するため、より適切な福祉サービスや生活問題の解決のための支援に取り組むことができる福祉人材を確保・育成し、一人ひとりの職員が、専門性を活かし

て生き生きと活躍し、やりがいをもって働き続けられる職場環境を構築して、その定着を図る必要があります。

- ・国は、『一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策』を政策課題にかかげ、「希望出生率 1.8 の実現」と「介護離職ゼロ」の目的達成に直結する緊急政策として、保育および介護サービスの量的整備の拡大の前倒しと、そのための人材確保対策の拡充を打ち出しています。
- ・しかし、福祉サービスを担う福祉人材の確保・育成・定着は非常に厳しい状況が続いており、福祉人材が確保できなければ、福祉サービスの提供に支障をきたす問題も顕著化しつつあります。
- ・国において、福祉人材の処遇の実態と課題を検証し、早急に福祉職員の採用、育成、継続雇用・定着、再雇用、キャリアパス、給与改善など処遇改善、職員配置の拡充・24 時間対応の生活施設の夜間の勤務体制の強化、専門職である福祉職員の社会的評価の向上の取組など、総合的な福祉人材確保施策を推進するよう、要望します。
- ・また、中長期的な視野のもとに、次世代を担う福祉人材（小中学生・高校生）を地域全体で育み、支え、確保するために、市町村、学校、福祉組織が連携した活動の促進策を要望します。

(2) 国における福祉の仕事のイメージアップに向けた大規模な広報

- ・地域医療介護総合確保基金による都道府県の人材確保施策の拡充とともに、政府広報の TV CM の活用等、国における福祉、介護の仕事の本質的な意義やイメージアップのための広報活動を継続的に拡充するよう、要望します。

(3) 離職介護福祉士等の届出制度の運用に係る財源の確保及び届出制度の普及に向けた大規模な広報

- ・平成 29 年 4 月施行の離職介護福祉士の届出制度を適切に運用するために必要な都道府県福祉人材センター及び中央福祉人材センターの制度運用に係る必要な予算を確保されるよう、要望します。
- ・離職介護福祉士等の届出制度の普及に向けて、国が実施する大規模な広報活動を要望します。

(4) 事業所の認証評価制度の全国的な推進

- ・人材確保、育成に積極的に取り組む事業所を求職者等にわかりやすくすることは、人材確保において重要な取り組みです。平成 29 年度までに約半数の都道府県が実施する見通しですが、全都道府県で早期に実現されるよう、国としてさらに強力で推進されるよう、要

望します。

(5)社会福祉関係資格取得に必要な科目の相互活用

- ・介護福祉士、保育士、社会福祉士等の国家資格取得においては負担軽減のため、たとえば共通する科目を相互の資格取得に活用できる仕組みとするような検討を、要望します。

(6)認定介護福祉士及び認定社会福祉士制度の推進

- ・平成19年の社会福祉士・介護福祉士法の改正時の付帯決議において、「社会的援助を必要とする者が増加していることにかんがみ、重度の認知症や障害を持つ者等への対応、サービス管理等の分野において、より専門的対応ができる人材を育成する」ことを目的に「早急に検討すること」とされた専門社会福祉士、専門介護福祉士は、職能団体において認定社会福祉士、認定介護福祉士として制度構築と運用が開始されていますが、制度の安定運営や継続性を確保するため、国による助成等の支援を要望します。

11. 東日本大震災の被災者支援・地域復興の支援の強化

(1)社会福祉法人・福祉施設関係

①被災した社会福祉法人・福祉施設の速やかな事業再開、復興に向けた支援策の確保

- ・とりわけ原発事故により避難を余儀なくされた社会福祉法人・福祉施設、事業所の早期の事業再開について、地元自治体や法人等の意向に最大限配慮しつつ、国が強い指導力を発揮し、その実現を図られるよう、要望します。

②事業再開・継続後の支援策の確保

- ・事業再開（継続）を果たしても、職員の確保が難しく定員までの受け入れができない福祉施設・事業所も多く、地域の福祉需要に十分こたえられない現状です。これまで、全国社会福祉法人経営者協議会をはじめとする関係団体による個別の支援を継続してきていますが、国として被災地の状況に即した、真に実効性のある具体的な支援を講じられるよう、要望します。

(2)社会福祉協議会関係

①生活支援相談員の継続の配置と雇用条件等の向上

- ・東日本大震災被災地の社協に配置されている生活支援相談員（被災3県で約580人）は、被災者への訪問活動や相談支援、仲間づくりを行い、被災者の生活復旧、孤立防止、コミュニティづくりに大きな役割を果たしています。
- ・被災地域では、復興公営住宅の建設の遅れ、原発事故の対応の長期化などによって、被災者の生活課題が多様化・深刻化しており、生活支援相談員の役割や期待は依然と

して大きいものがあります。

- ・しかし、単年度の雇用契約であるため先行きの不安から退職する職員も少なくなく、また増員や欠員補充のために募集をしても応募が少ないなど、その運営は厳しい状況にあります。このため、生活支援相談員が見通しをもって、質の高い支援を継続するために、雇用条件などの環境整備を図られるよう、要望します。

②緊急小口資金等借入世帯に対する継続的な相談支援のための体制確保

- ・発災後、緊急小口資金（特例貸付件数 6.8 万件）や生活復興支援資金等を貸し付けていますが、多くの借受世帯は生活再建の途上であり、償還がままならないケースもみられます。こうした状況にある世帯への継続的な相談・支援のためにも引き続き相談員配置の予算が必要であり、所要の予算確保を要望します。

12. 大規模災害対策・防災対策への対応の強化

(1) 社会福祉法人・福祉施設関係

①大規模災害時における官民協働による支援体制の構築

- ・国、都道府県、市町村、福祉・医療関係機関、NPOなど、関係組織が総力をあげて対応できる制度体系・仕組みの構築と実効性のある災害対策施策を講じられるよう、要望します。
- ・また、発災直後からの要援護者や社会福祉施設利用者等への能動的・機動的な対応や、被災地外からの支援と被災地ニーズとの調整等について包括的・継続的に支援する大規模災害時の福祉支援体制整備ならびに支援情報システムの構築（物資やボランティアの要請情報の収集と供給のマッチング）を早急に図られるよう、要望します。

(2) 社会福祉協議会関係

①大規模災害に備えた総合的な福祉救援活動の連携支援

- ・大規模災害時、都道府県社協および全社協では、被災社協や施設への緊急支援や生活福祉資金の緊急小口貸付などを行うとともに、行政機関と連携し、被災地の市町村社協での災害ボランティアセンターなどの運営支援、被災者の生活支援などを行う社会福祉施設、NPO・NGOなどの支援団体、当事者団体、専門職団体などとの連携等、連絡調整を図ることが必要です。
- ・大規模災害に備え、全国・都道府県等の広域を単位として連携を図るために、市町村社協、都道府県社協等と関係する支援団体のネットワークの構築、災害時に派遣を行う福祉専門職チームの養成・訓練等の災害対策事業について必要な予算措置を図られるよう、要望します。

13. 低所得者対策の一層の充実

(1) 低所得者対策のさらなる充実

- ・低所得や生活困窮者のセーフティネットを拡充する観点から、生活の基盤となる住宅保障を含めた低所得対策の充実を図られるよう、要望します。

(2) 社会保障制度の横断的な自己負担軽減

- ・税・社会保障の負担が増加するなかで、低所得層の負担軽減措置を講じることが必要であり、制度単位ではなく家計全体をトータルに捉えたよりきめ細やかな社会保障給付を実現するため、医療・介護・保育・障害等に関する自己負担の合計額に上限を設ける「総合合算制度（仮称）」などの導入検討を図られるよう、要望します。

【税制要望事項】

1. 社会福祉法人の法人税非課税等の税制堅持

(1) 社会福祉法人の法人税非課税の堅持

- ・社会福祉法人は、その非営利性・公共性のもとに税制優遇の対象となっており、また、人口減少・超高齢化、社会経済情勢の変化のなか、社会福祉法人が地域において果たすべき役割はますます重要になっています。社会福祉法人制度の基幹の仕組みである現行の社会福祉法人の法人税非課税の税制堅持を要望します。

(2) 社会福祉法人の軽減税率、みなし寄附金制度の堅持

- ・公益目的としての財源供給を細くする軽減税率の見直し、みなし寄附金制度の見直しは、社会福祉事業や公益的な諸活動の取組拡大を阻害するものであり、現行制度の堅持を要望します。

2. 生活困窮者支援事業にかかる固定資産税等の非課税の実現

- ・生活困窮者就労訓練事業を行う福祉施設・事業所が取り組みやすい環境整備（固定資産税等の非課税〔現状は2分の1課税〕）を講じられるよう、要望します。

厚生労働大臣

塩崎 恭久 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

政策委員会委員長 井手之上 優

I 「一億総活躍社会」の実現のための緊急要望

政府は、「一億総活躍社会の実現」を最重要政策とし、誰もが、家庭で、職場で、地域で、生きがいを持って充実した生活を送ることができる社会を創るとしています。そのための「ニッポン一億総活躍プラン」が、平成 28 年 6 月 2 日に閣議決定されました。

本プランでは、「成長と分配の好循環」を図るとし、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の基盤を着実に強化していくことで、経済を強くするための「究極の成長戦略」に取り組むとの方向が提示されています。

さらに、7 月 12 日には、アベノミクスの成果の活用も含め、来年度以降の一億総活躍プランの加速化につながる施策等を盛り込んだ経済対策を月内にとりまとめるとの指示がなされたところです。

つきましては、全国の社会福祉関係組織の緊急要望として、ニッポン一億総活躍プランの実行に要する財源を確保されること、そのうえで子育て支援や介護支援の拡充、並びに福祉人材確保・雇用促進等の緊急重要施策を実現されるよう、要請いたします。

II 更なる社会福祉制度拡充の重点要望

さらに、急激な少子高齢化、人口減少社会にあって、国民の福祉ニーズや生活問題は多様化、深刻化しています。国民が安心、安定して生活を営むことができる社会環境を確保していくためには、子ども・家庭福祉、高齢者福祉、障害児者福祉、生活困窮者支援・セーフティネット対策などの量的、質的な基盤の拡充が、喫緊の重要課題となっています。

つきましては、一億総活躍社会の実現に向けては、一層の社会福祉制度の拡充が必要不可欠です。更なる社会福祉制度拡充の重点要望・提言を取りまとめましたので、要望事項の関係施策を実現されるよう、要請いたします。

I 「一億総活躍社会」の実現のための緊急要望

安倍総理大臣は、6月1日の消費税増税延期の記者会見で、『一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策』で示した「保育の受け皿 50 万人分の確保は約束どおり実施する」、また「介護の受け皿 50 万人分の整備もスケジュールどおり進める」と確言されました。そのために「保育士・介護職員等の処遇改善などに関する施策については、アベノミクスの果実の活用も含め、財源を確保して優先的に実施していく」と明言されました。

つきましては、一億総活躍社会の実現に向けて「ニッポン一億総活躍プラン」に必要な財源を確保し、本プランで示された緊急施策を確実に実現されるよう、以下のとおり要望いたします。

1. 「ニッポン一億総活躍プラン」実現の財源を確保してください

少子高齢化、人口減少社会において、「ニッポン一億総活躍プラン」での子ども・子育て支援や介護の緊急施策の整備はきわめて重要です。これら緊急施策を実現するための財源を確実に確保してください。

2. 「ニッポン一億総活躍プラン」の緊急施策は、確実に実現してください

上記「1」の財源確保のもとに、「ニッポン一億総活躍プラン」で打ち出している「子ども・子育て支援」や「介護支援」等に関する緊急施策を最優先として確実に実現してください。

【子ども・家庭福祉に関する要望】

1. 社会全体で子ども・子育て支援を保障する施策の実現と拡充

一億総活躍社会の実現に向けては、子ども・家庭福祉の基盤整備は最重要課題です。社会全体で子ども・子育て支援を保障するとの理念のもとに、「ニッポン一億総活躍プラン」に関連する子ども・家庭福祉対策に関する以下の緊急要望を実現してください。

(1) 保育サービスの拡充と質の向上の確保

平成 29 年度までに 50 万人分の新たな受け皿整備を加速化させ、そのための新たな 9 万人の保育士の確保・育成と処遇改善等を柱に取り組みとの政策方針のもとに、保育サービスに関連する次の要望事項を実現してください。

① 保育の 50 万人分の受け皿の整備、拡充

特に待機児童の多く存する 0～2 歳児受入れのための受け皿及び小規模保育事業を利用する子どもの 3 歳以降の継続的かつ円滑な保育利用のための対応策を強化してください。

- ② 保育の質を維持・向上するための保育士の人材確保と処遇改善の実現
 保育の質を維持・向上するために、新たな9万人の保育士の確保を実現すべく、新制度で恒久化された保育士等の処遇改善に加え、消費税以外の安定財源による拡充（月額6,000円程度）を実現してください。
- ③ 国家資格である保育士のキャリアアップの仕組みの構築、専門性・知識・経験・技術に応じた処遇改善の実現による、全産業の女性労働者との平均賃金差（4万円）の是正
- ④ 離職した保育士（潜在保育士76万人）の再就職準備金貸付制度、保育士をめざす学生等への修学資金貸付制度等の人材確保・育成支援策の充実
- ⑤ チーム保育体制の整備による保育士の負担軽減、キャリアに応じた賃金改善による定着促進を通じた全体としての保育の質の向上のため、チーム保育推進加算の増額及び加算条件の職員平均勤続年数等の撤廃

（2）子どもの成長・発達や自立等を保障する社会的養護関係施策の拡充

すべての子どもが適切な養育を受けられ、成長・発達や自立等が保障されるように、社会的養護関係施策に関する次の要望事項を実現してください。

- ① 今日、社会的養護関係施設の保育士等職員に必要とされる職務や専門性、勤務状況等に見合う抜本的な処遇改善の実現
- ② 子どもの成長・発達を保障するための家庭的養育、小規模化等の社会的養護体制の整備、養育の質の改善の促進策の拡充
- ③ 社会的養護から自立する子どもたちの生活支援等の拡充
 社会的養護のもとで育った子どもたちの自立等を支援・援助するための生活費等の貸付制度の改善（返済免除要件の緩和等）と学習・進学支援の拡充やアフターケアの支援体制を強化してください。

（3）ひとり親家庭（母子世帯）や多子世帯等への支援

子育て家庭における格差、貧困が広がっており、とくにひとり親家庭への支援・援助のための施策の拡充は喫緊の課題です。なかでも、母子世帯のうち47.4%は、パート・アルバイト等の不安定な就労形態にあり就労収入は低い水準です。こうしたひとり親家庭等の自立支援に関する次の要望事項を実現してください。

- ① ひとり親家庭（母子世帯）の子どもたちの養育支援、学習支援、居場所の確保などの関係施策の拡充
- ② ひとり親（母親）の就労支援のための資格取得等の給付制度の拡充及び貸付制度の改善（返済免除要件の緩和等）
- ③ 「子育て世代包括支援策」における母子生活支援施設、乳児院、保育所等の利用促進のための財源確保と支援体制の強化
 地域で支援、援助を必要としているひとり親家庭（母子世帯）が増えているにもかかわらず、母子生活支援施設の利用は行政の財政により制限されており、地方自治体での利用格差が広がっています。「子育て世代包括支援策」の一環に、地域

の母子世帯、若年子育て世帯が必要に応じて母子生活支援施設、乳児院を利用し、支援・援助を受けられることを包括支援事業に位置づけるとともに、そのための地方自治体への財政支援を図り、関係施設の支援体制の強化を図ってください。

【介護・障害福祉に関する要望】

2. 介護、障害福祉サービスの拡充と人材確保のための施策の実現

一億総活躍社会の実現に向けては、高まる介護等の需要の受け皿の確保と利用者の尊厳のもとにある介護の仕事の魅力の向上、必要とされる人材の確保対策は重要政策課題です。介護サービスの基盤整備に関する次の緊急要望を実現してください。

(1) 介護サービスの拡充と人材確保対策の強化

介護ニーズに応えようにも、介護現場での人材確保は大変厳しい状況にあります。介護サービスの提供基盤の整備とともに、介護人材の確保、育成、定着にかかる総合的な施策の拡充が必要不可欠であり、次の要望事項を実現してください。

① 介護サービスの更なる整備、拡充

要介護3以上の自宅待機者は15万人とされ、介護の受け皿の拡大整備は喫緊の課題です。介護の受け皿確保を2020年代初頭まで50万人分以上にするとの緊急対策において、特別養護老人ホームを基本とした緊急整備を早期に実現してください。

② 介護人材のキャリアアップの構築と処遇改善の実現

介護人材については、2020年代初頭まで新たに25万人を確保するとしています。そのためのキャリアアップの仕組みの構築、他産業との賃金格差をなくすための処遇改善（月額平均1万円相当）の実現と更なる上乗せを確保してください。

③ 離職した介護福祉士（潜在介護福祉士45万人）の再就職準備金貸付制度、介護福祉士を目指す学生等への修学資金貸付制度等の人材確保・育成支援策の充実

④ 介護人材のキャリアパスの仕組み構築と国家資格である介護福祉士の知識・経験・技術・指導などの専門性に見合った処遇改善の実現

(2) 相談・支援体制の充実・強化

家族が介護を必要とする状況になったときに、できるだけ身近な場所で必要な情報を入手し、相談・支援が得られる体制の充実・強化が必要です。介護に関わる総合相談・支援機関として全国に設置されている地域包括支援センターの更なる機能強化と小中学校校区等の住民に身近な圏域での相談・支援体制の整備に取り組んでください。

① 地域包括支援センターの機能強化・体制整備

地域包括支援センターは、全国で4,685か所設置されています（平成27年4月末現在）。より身近な場所で、開所日を拡充するなど相談しやすい体制が可能となるよう、在宅介護支援センターの活用を含め、地域包括支援センター（サブセンター・

ブランチも含む)の増設、職員の増員などの体制整備を図ってください。

② 関係機関との連携による相談・支援体制の強化

介護離職ゼロの実現に向けて、ハローワークと地域包括支援センター等関係機関の連携が制度横断的に図られるよう、必要な施策を推進してください。

③ 住民による福祉活動組織の組織化や地域福祉活動の支援の強化

多様で複合的な福祉課題、生活課題のある人々を地域で支えるためには、小中学校校区等の身近な圏域で住民同士の支え合いを広げ、主体的に地域課題を発見し、解決していく力を高めていくことが重要です。住民による福祉活動組織の組織化や地域福祉活動の支援を強化するためには地域福祉コーディネーター等の専門職の養成、配置等が必要であり、体制整備のための予算措置を講じてください。

(3) 障害福祉施策の拡充と人材確保対策の強化

一億総活躍社会の実現に向けては、障害児者、難病患者等が、自らの希望や意思のもとに自立と社会参加ができる環境を整備することが重要政策課題です。障害者権利条約等の理念と障害者総合支援法改正を踏まえ、障害者が地域や住み慣れた場所で暮らせるよう必要とされる障害福祉サービスの拡充が重要であり、次の要望事項を実現してください。

① 自立生活の支援の強化、就労支援・定着支援等の対策の拡充とサービスの質の改善強化

② 障害児の発達支援、医療的ケアやサービス提供体制の計画的な構築

③ 平成29年度予算編成時の検討事項とされている障害福祉の人材確保、育成、定着等に係る上記「2の(1)」と同様の処遇改善の実現と更なる上乗せを確保してください。

【地域共生社会の実現に関する要望】

3. 実効ある地域共生社会の実現に向けた検討の実施

「ニッポン一億総活躍プラン」において、地域共生社会の実現に向けて、①地域住民の地域課題の解決力強化の体制づくり、②市町村による包括的な相談体制の整備、③公的サービスの総合化・包括化、④専門人材のキャリアパスの複線化等、の方向性が示されています。いずれの事項も、今後の福祉のあり方に大きく影響を及ぼす事項であるため、具体策の検討にあたっては、福祉関係者の意見を十分に踏まえていただくよう要望します。

Ⅱ 更なる社会福祉制度拡充の重点要望

社会経済の著しい変化によって、国民の福祉ニーズ・生活問題が多様化、深刻化しています。一億総活躍社会の実現のためには、子ども・家庭福祉、高齢者福祉、障害児者福祉、生活困窮者支援・セーフティネット対策等の各福祉サービスの量的整備と質の向上のための更なる施策拡充と、社会福祉を担う福祉人材確保対策が必要不可欠です。

つきましては、一億総活躍社会実現のための更なる社会福祉制度の基盤整備にかかる重点要望事項・提言を下記のとおり取りまとめました。これらについては、消費税増税の延期いかににかかわらず、平成28年7月にとりまとめとの経済対策と平成29年度予算編成において、安定した財源確保が図られ、関係施策の更なる拡充を実現するよう、要望します。

1. 保育と社会的養護関係施設施策の拡充と質の向上

子どもの成長は待ったなしです。社会全体で子ども・子育て家庭を支援する保育と社会的養護関係施策の更なる改善・拡充は国の最重要課題です。保育と社会的養護関係施策の拡充のために、次の要望事項を実現してください。

(1) 子ども・子育て支援新制度の1兆円確保による保育の集中整備と保育士等の抜本的な処遇改善

平成27年度より施行された子ども・子育て支援新制度に必要とされる1兆円超の財源確保は達成していません。消費税10%への増税時に確保するとされた0.7兆円及び消費税以外の安定財源による総額1兆円超を早期に確保するとともに、更なる大胆な財源投資により、保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領の内容を踏まえての質の改善に関連する次の要望事項を実現してください。

【保育の質の改善と保育人材の確保対策の拡充】

- ① 子ども・子育て支援新制度のための1兆円超の確保
子ども・子育て支援新制度での「量の拡充」と「質の改善」に必要とされる1兆円超の財源の確保、とくに質の改善への0.3兆超は必要不可欠です。その財源を確保するとともに、質の改善のための更なる財源増額を確保してください。
- ② 国家資格である保育士の人材確保対策の拡充と抜本的な処遇改善の実現
保育士の人材確保・定着（勤続年数：7.7年→全産業9.4年）対策の拡充と国家資格である保育士の専門性に見合った抜本的な処遇改善を実現してください。
- ③ 保育士等配置基準の抜本的な改善
一人ひとりの子どもにきめ細やかに対応できる保育の質の向上のための職員配置基準の改善（1・2歳6:1→5:1／3歳20:1→15:1／4・5歳30:1→25:1）を実現してください。
- ④ 保育士のキャリアアップの仕組みの構築と専門性の維持・向上のための給付の改善
保育士のキャリアアップの仕組みの構築や専門職としての技能や経験に応じた専門性の維持・向上のため、研修機会の確保・研修体制の充実のための給付の改善を実現してください。

- ⑤ 開所時間に見合った正規雇用保育士の配置を実現する給付の充実
- ⑥ 保育士の柔軟な働き方を支援するための短時間保育士制度の拡充と約 9 万人の非正規雇用保育士を正規雇用へ転換するための処遇改善の実現
- ⑦ 障害児保育、病児病後児保育等の加算の増額、嘱託医・看護師の専門性に見合った給付の実現
- ⑧ 産休代替等職員の正規雇用保育士と同等の賃金水準の確保
- ⑨ 新卒保育士の保育就労の定着等支援対策の強化
- ⑩ 感染症対策の強化のため、体制・環境整備、研修機会の確保の実現等、支援の拡充
- ⑪ 健全な子どもの発達やアレルギー対応等に応じた自園給食の提供確保、食育の促進

【利用負担軽減、環境の整備等】

- ⑫ 保育の必要な子どもの利用が阻害されることのないよう、利用者負担の軽減の実現
- ⑬ 子どもを育むにふさわしい生活の場としての保育環境の維持・向上
安全・安心で、生活の場としての質を確保した保育環境の維持・向上のため、待機児童解消を目的とする基準緩和は行わないでください。
- ⑭ 保育所の事務職員の配置強化と事務処理の負担軽減のための電算化の促進
- ⑮ 保護者・家庭と連携した子育て支援の拡充
保護者・家庭と連携した子育て支援の強化、保育所・認定こども園等の機能・専門性を生かした地域子育て支援拠点事業の拡充と支援体制の強化のための職員配置等の拡充を図ってください。
- ⑯ 保育の質の向上のための第三者評価について、すべての保育所が受審するとのも目標達成のための受審費用の全額補助（30 万円以上）の確保

(2) 実現可能な社会的養護体制の再構築、人材確保と養育の質の向上のための施策の拡充

社会的養護関係施設では、虐待を受けた子どもや障害のある子ども、またDV被害や精神疾患、貧困の連鎖などへの対応等が喫緊の課題となっています。子どもや保護者のニーズや厳しい生活課題への対応を図るために、実現可能な社会的養護体制の再構築とともに、子どもの養育や支援・援助を担う社会的養護分野の人材確保対策等に関する次の要望事項を実現してください。

- ① 児童福祉法の改正に伴う実現可能な社会的養護体制の再構築の検討と具現化
法改正を踏まえた今後の社会的養護体制のあり方について、社会的養護関係者の意見・提言を反映させ、現場の実態と課題を検証のもとに検討を行い、実現可能な基本方針と計画的な整備を図ってください。
- ② 養育単位の小規模化の実現と一人ひとりの子どもにそったきめ細やかな養育の実践を図るための人材確保対策・職員配置の拡充と抜本的な処遇改善等の実現
 - ・保育士等の抜本的な処遇改善とキャリアや専門性に見合った処遇改善の実施
 - ・産休代替職員の賃金水準の拡充（正規雇用職員と同等水準）
 - ・基幹的職員やチーム責任者の専任化
 - ・障害児加算等の創設

- ・感染症対策も含めた医療処置の加算及び看護師配置の拡充
 - ・家族関係の再構築や里親支援体制の強化のための家庭支援専門相談員の全施設への複数配置
 - ・養育の質の向上、権利擁護のための職員の研修・育成の拡充及び看護師、心理職等専門職の研修の拡充
- ③ 社会的養護関係施設の夜間勤務体制の強化、改善
 社会的養護関係施設で夜間の勤務に就く保育士等の職員は疲弊し、そのために離職、人材不足との悪循環となっています。夜間の勤務から日中の会議等へ参加せざるを得ない状況も散見され、養育の質を高めるために夜間の勤務体制と時間を大幅に改善してください。
 - ④ 社会的養護関係施設の一部保護受託における児童相談所等との連携体制などの対応体制及び職員体制の強化・拡充
 - ⑤ 児童相談所、市町村の体制・機能の拡充、社会的養護関係施設等の連携・協働及び要保護児童への適切な保護措置と養育の提供の確保
 - ⑥ 市町村との連携による地域の子育て家庭への相談・援助を強化するための児童家庭支援センターの増設及び機能強化

2. 高齢者福祉の拡充と介護保険事業の安定運営の確保

介護保険制度については、これまでの制度改革を踏まえ、地域包括ケアシステムの推進や持続可能な介護保険制度の在り方の検討が進められています。単に財政再建優先ではなく、真に高齢者の介護ニーズに応えるサービスの供給基盤とサービスの質の確保が図れるよう、次の要望事項を実現してください。

- ① 第7期介護報酬改定での安定した介護事業運営の確保の実現
 平成30年4月の第7期報酬改定では、安定した介護事業運営を実現するように、第6期の報酬改定後の経営実態や処遇改善の実態を十分に検証し、介護サービス事業の継続と安定運営を確保できるように、適切な報酬改定を確保してください。
- ② 認知症（462万人）の急増に対応するための認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の着実な推進と認知症ケア体制の拡充強化
- ③ 軽度者の適切なサービスの確保と負担の設定
 高齢化により軽度者（要支援、要介護1・2は403万人余、要介護認定の65.2%）は増加の傾向にあります。軽度者の介護ニーズの即した介護保険サービスの確保と適切な費用負担、低所得者へ配慮した設定を図ってください。
- ④ 介護職の更なる処遇改善加算等の充実と加算条件の緩和、申請・報告手続きの簡素化
- ⑤ 看護師、OT、PT、心理職、栄養士、医師等の専門性に見合った処遇改善の実現と研修の拡充
- ⑥ 国家資格である介護福祉士（勤務者63.4万人：現行月額平均23.6万円）の専門性に見合った抜本的な処遇改善加算・資格手当の実現
- ⑦ ケアマネジメントやケアマネジャーの確保と専門性を踏まえた適切な処遇改善

- ⑧ 非正規雇用介護職（介護施設 41.4%、訪問介護 78%）を正規雇用へ転換するための処遇改善の実現
- ⑨ 介護職のキャリアアップのための研修体系の確立と研修の拡充
- ⑩ 介護関係施設の夜勤体制等の強化、改善
介護関係施設の夜勤に就く介護職は疲弊し、そのために離職、人材不足との悪循環となっています。質の高い介護の提供のために介護施設の夜勤体制と夜勤時間を大幅に改善してください。
- ⑪ 地域包括ケアシステムの中核機関としての地域包括支援センターの更なる機能強化、体制整備（包括的支援事業の推進）
- ⑫ 安心・安全な介護のためのリスクマネジメント、事故防止対策の拡充、サービス付高齢者住宅等のサービスの質を確保するための規制強化と福祉施設・事業所における苦情解決による質の向上の促進
- ⑬ 市町村における生活支援サービスの拡充と生活支援コーディネーターの設置強化、市町村格差の是正
- ⑭ 介護の質の向上のための第三者評価受審促進のインセンティブの確保
- ⑮ 介護人材の育成・定着に取り組む介護事業者の認証評価制度の普及・充実

3. 地域社会における共生の実現のための障害者支援施策の拡充

障害者が自ら望む生活や社会参加を支援するための更なるサービスの確保、質の改善を図るための環境整備が重要課題です。改正障害者総合支援法の施行に向けて、生活と就労、障害児支援等の拡充が図られるよう、次の要望事項を実現してください。

- ① 次期報酬改定（平成 30 年 4 月）における安定した事業運営のための報酬設定とそのため財源確保
- ② 改正障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの着実な実現のための財源確保と整備
改正障害者総合支援法の施行に向けた予算再編及び新たな財源確保が必要です。とくに地域生活支援、障害者の就業支援の強化（農福連携）、医療的ケア提供体制の充実、障害児支援対策、グループホーム等の整備と支援等の質の確保・充実に努めてください。
- ③ 医療的ケア体制の強化、看護師等の処遇改善や研修の拡充
- ④ 障害関係施設の夜勤体制等の強化、改善
障害関係施設の夜勤に就く介護職等は疲弊し、そのために離職、人材不足との悪循環となっています。質の高い障害福祉サービスの提供のために障害関係施設の夜勤体制と夜勤時間を大幅に改善してください。
- ⑤ 安心・安全な障害福祉サービスの実践のためのリスクマネジメント、事故防止対策の拡充、及び福祉施設・事業所における苦情解決による質の向上の促進
- ⑥ 障害者の所得保障の充実及び障害者の就労における収入の向上のための施策の拡充
- ⑦ 法定雇用率を欧米諸国並みに引き上げたうえで、一定の雇用率以上の部分は、就労支援施設・事業所等への発注に置き換えることも可とする仕組み(みなし雇用)の導入

4. 地域における総合相談・生活支援体制の強化

生活困窮者をはじめ、多様で複合的な福祉課題、生活課題がある人々に対して、適切かつ効果的な支援を実施していくためには、地域における総合的な支援体制の整備が急務です。地域における総合相談・生活支援体制の強化に向けた財源確保を図られるよう、次の要望事項を実現してください。

① 日常生活自立支援事業の需要増加に対応した財源確保

日常生活自立支援事業の利用者が増加傾向にあり、その需要は今後ますます高まっていくことが想定されます。一方で、財源不足により利用が制限される等の事案が生じています。本事業の利用者の4割が生活保護受給者であることから、生活困窮者対策としての役割も期待されています。財源確保により低所得者への支援対策を拡充してください。

② 成年後見制度の拡充

成年後見制度利用促進法の施行により、成年後見制度の利用促進に向けた対策がすすめられます。成年後見、法人後見等の拡充と支援体制整備のための財源確保を図ってください。

③ 生活困窮者自立支援制度の総合的な評価に基づく十分な事業運営費の確保

平成27年度の新規相談受付件数は22.6万件となっています。また、複雑で深刻な課題のあるケースが多いことから、包括的で継続的な支援が必要となっています。しかし、地方自治体の財政課題等から、家計相談、就労準備などの任意事業の取り組み状況については、自治体ごとに差があります。また、支援の要である相談支援員への専門職の確保をすすめるうえで、処遇条件の改善が課題です。自治体の実情にそって十分な支援体制の確保を図れるよう、予算措置を講じてください。

④ 刑務所等を出所後に福祉的な支援を必要とする高齢者、障害者の支援を担う地域生活定着支援センターの体制強化と支援専門員の研修拡充及び受入れ施設の拡充

5. 働きやすく、やりがいのある職場環境整備、福祉人材確保対策の拡充

福祉人材の確保、定着は、非常に厳しい状況です。国における総合的な人材確保対策の拡充とともに、地方自治体における人材確保の取り組みを強化することが急務であり、次の要望事項を実現してください。

① 総合的な福祉人材確保施策の拡充

福祉人材の抜本的な処遇改善、キャリアアップの仕組みの構築、資格取得支援、就労支援・あっ旋、次世代を担う福祉人材(小中学生・高校生)への啓発・体験、福祉のイメージアップ対策など総合的な福祉人材確保対策を更に拡充してください。

② 育児、介護、家庭生活と福祉分野における就労の両立、福祉分野におけるワークライフバランスの拡充

- ③ 高齢者、若者等の福祉分野への就労促進支援対策の強化
- ④ 次世代を担う福祉人材の確保
小中学生・高校生の福祉体験活動などを市町村の関係機関が連携・協働して行う福祉体験・活動参加、インターンシップの促進などの関係事業を拡充してください。
- ⑤ 福祉施設・事業所における人事労務管理改善のための支援の充実

6. 大規模災害の被災地支援対応の拡充と災害・防災対策の強化

東日本大震災、平成 28 年熊本地震など激甚災害が発生しております。被災地の住民の支援や福祉施設の復旧、再建、事業継続のための支援対策を拡充することが重要です。更に、福祉施設等の大規模災害、防災への十分な備えを図ることも必要であり、次の要望事項を実現してください。

(1) 東日本大震災の被災者支援・地域復興の支援

- ① 生活支援相談員の継続配置と雇用条件等の向上
- ② 被災した社会福祉法人・福祉施設の速やかな事業再開・継続の支援

(2) 平成 28 年熊本地震の被災者支援・地域復興の支援強化と早期対応

- ① 要援護者への適切な福祉サービスの提供
- ② 生活支援相談員の配置等被災者の生活支援の強化
- ③ 福祉施設及び福祉サービスの事業継続のための支援

(3) 大規模災害対策・防災対策への対応の強化

- ① 大規模災害時の官民協働による支援体制の構築
- ② 総合的な福祉救援活動の連携支援
- ③ 大規模災害時の運営継続及び地域の住民支援のための備えの強化

7. 社会福祉法人の法人税非課税等の税制堅持

社会福祉法人は、その非営利性と公共性のもとに税制優遇の対象となっています。現行の法人税非課税等の税制を堅持してください。

地域における生活支援の強化

～総合的なセーフティネットの再構築～

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
政策委員会委員長 井手之上 優

生活困窮者をはじめ、多様で複合的な福祉課題・生活課題がある人々に対して、適切かつ効果的な支援を進めるためには、地域における総合的なセーフティネットの再構築と地域共生社会の実現が急務です。

1. 生活困窮者自立支援制度のさらなる展開のための基盤強化

- 生活困窮者自立支援制度は一年半が経過したところであり、経済的困窮とともに、社会的孤立、ひきこもり、貧困、虐待、DV被害などが絡み合い、総じて厳しい実態にあります。この事業の委託の8割は社会福祉協議会です。時代の変革期にあつて、地域では支援を必要としている人々の増加とともに、支援がいき届いていない人々が潜在化しています。
- 月平均2万件に及ぼうとしている相談対応、継続した支援が地域で実践されています。それを担う専門職の人材確保・育成と処遇改善、事業の実施体制の整備と財源確保等が不可欠です。
- また、相談者本人の状況に応じた自立のための支援策には、家計相談支援事業、就労準備事業など任意事業の実施や新たな福祉サービスの開発が重要であり、その促進をはかる必要があります。
- 一億総活躍社会にかかげる「全ての人々が包摂される社会の実現」との理念のもとに、人々の安心・安定した生活を保障するための「総合的なセーフティネットの再構築」をはかってください。

2. 『地域共生社会』実現のための地域の福祉政策・制度の拡充

- 『全社協福祉ビジョン』がめざす「ともに生きる豊かな福祉社会」とは、一億総活躍社会に謳う「地域共生社会の実現」と意義を同じくするものと理解するところです。全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合うためには、地域コミュニティの再生・再編とともに、公的な福祉サービスとさまざまな支援活動の拡充が必要です。
- 「地域共生社会の実現」の検討が進められており、私どもは大いに期待しているところです。地域の福祉を担う社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員等は、引き続き連携・協働して福祉の向上に努めてまいります。そのための地域の福祉政策・制度と人材確保の拡充をはかってください。

平成 29 年度社会福祉制度・予算・税制等に関する重点要望

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
政策委員会委員長 井手之上 優

1. 「一億総活躍社会」の実現と社会福祉制度の拡充

(1) 子ども・子育て支援新制度による保育等施策の拡充と質の向上、社会的養護施策の確実な推進

- ・ 子ども・子育て支援新制度における「質の改善」・「量的拡充」を実現するため、消費税以外の 0.3 兆円超を含む総額 1 兆円超の財源を早期に確保してください。
- ・ 改正児童福祉法に基づく、多様な課題を抱える子どもたちへの虐待予防を含む地域における包括的な支援体制の整備には、児童福祉施設の機能を最大限に活かすことが重要であり、機能強化や財源確保をはかってください。

(2) 地域における生活支援の強化と『地域共生社会』の実現

- ・ 生活困窮者自立支援制度の施行から 1 年半が経過し、経済的困窮のみならず、社会的孤立、ひきこもり、貧困、虐待、DV被害など、多様で複合的な福祉課題・生活課題を抱える人々・家族に対し、きめ細かな寄り添い型の支援を行い、その相談対応は月平均 2 万件に及ぼうとしています。それを担う専門職の人材確保・育成と処遇改善、事業の実施体制の拡充が不可欠であり、必要な予算を確保してください。
- ・ 「地域共生社会の実現」のための検討が進められていますが、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高めあうためには、地域コミュニティの再生・再編と活性化を図る必要があります。地域福祉コーディネーター等の配置や地域における総合相談・生活支援体制の整備など制度や分野を超えた個別支援、ボランティア活動等の住民参加による福祉活動、権利擁護支援等が総合的に展開できる本格的な地域福祉施策の構築に向けた検討を要望します。

(3) 福祉人材の確保、定着、育成等の対策強化

- ・ 利用者の立場に立って個人の尊厳に配慮した良質かつ安心・安全な福祉サービスを提供するためには、福祉人材の確保が喫緊の課題であり、その対応が急がれます。
- ・ 「ニッポン一億総活躍プラン」に盛り込まれている、保育、社会的養護、介護、障害福祉等における福祉人材確保のための諸施策について、その実現をはかってください。

2. 社会福祉法人の法人税非課税等の税制堅持

- ・ 社会福祉法人制度見直しの具体化が進む中で、先般、公正取引委員会から多様な事業者の参入促進、補助制度・税制等におけるイコールフットingの確保等を内容とする「介護分野に関する調査報告書」が公表されたことは甚だ遺憾です。
- ・ 2 万を超える社会福祉法人が地域のセーフティネットとしての機能を十分に発揮するため、社会福祉法人制度の基幹である現行の社会福祉法人の法人税非課税を堅持してください。また、社会福祉事業や地域での公益的な活動に充当するための収益事業からの所得に対する軽減税率およびみなし寄附金制度の適用を堅持してください。

政策委員会構成組織一覧

都道府県・指定都市社会福祉協議会
市区町村社会福祉協議会〈地域福祉推進委員会〉
全国民生委員児童委員連合会
全国社会就労センター協議会
全国身体障害者施設協議会
全国保育協議会
全国保育士会
全国児童養護施設協議会
全国乳児福祉協議会
全国母子生活支援施設協議会
全国福祉医療施設協議会
全国ホームヘルパー協議会
日本福祉施設士会
全国社会福祉法人経営者協議会
障害関係団体連絡協議会
全国厚生事業団体連絡協議会
高齢者保健福祉団体連絡協議会
全国老人クラブ連合会

平成 25 年度から「社会保障・福祉政策の動向と対応～ともに生きる豊かな福祉社会をめざして～ 政策動向」として発行。

◇通巻「第 28 号」◇

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会

作成・発行：政策企画部

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

政策企画部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

TEL 03-3581-7889 FAX03-3580-5721

ホームページ : <http://zseisaku.net/>